

# ベトナムにおける国際取引の発展と 国際私法の概要

2017年2月

ハノイ法科大学

講師 NGUYEN DUC VIET

グエン・ドゥック・ヴィエット

	目次	2
はじめに		4
<b>第1章</b>	<b>ベトナムにおける国際取引の概要</b>	<b>6</b>
第1節	ベトナムにおける国際取引の状況	6
1.1.	ドイモイ政策及びその影響	6
1.2.	ベトナムにおける最近の国際取引の状況	14
第2節	ベトナムにおける国際取引と法	18
2.1.	ベトナムにおける国際取引を規律する法システム	18
2.2.	グローバリゼーションを背景とする国際取引と法	20
<b>第2章</b>	<b>ベトナムにおける国際私法の概要</b>	<b>23</b>
第1節	ベトナムの国際私法概念	23
1.1.	定義	23
1.2.	法源	29
1.3.	発展の歴史	35
第2節	ベトナムの国際私法における法の抵触	36
2.1.	定義	36
2.2.	法の抵触の解決	38
第3節	ベトナム国際私法の規律範囲	40
3.1.	国際私法の一般ルール	40
3.2.	実体法に関する国際私法	41
3.3.	手続法に関する国際私法	45
<b>第3章</b>	<b>ベトナムにおける国際取引と国際私法の関係について</b>	<b>54</b>
第1節	ベトナムにおける国際取引に対する国際私法の役割	54
1.1.	調整的役割	54
1.2.	予防的役割	54
1.3.	促進的役割	55
第2節	国際取引と準拠法	56
2.1.	国際取引の能力の準拠法	56

2.2.	国際取引における契約の準拠法	64
2.3.	投資分野における準拠法	84
2.4.	知的財産権保護の準拠法	85
2.5.	物権の準拠法	87
	<b>おわりに</b>	<b>96</b>
	<b>主な参照法一覧</b>	
1	1980年ベトナム社会主義共和国憲法（抄）（筆者の仮訳）	98
2	1992ベトナム社会主義共和国憲法	102
2-1	1992ベトナム社会主義共和国憲法（抄）（筆者の仮訳）	102
2-2	1992年ベトナム社会主義共和国憲法（2001年一部改正）	103
3	2005年民法	103
4	2015年民法	103

## はじめに

1986年に開催された第6会期ベトナム共産党大会において集中計画経済から市場経済へ移行するドイモイ（刷新）政策が採択されて以来、ベトナム経済は発展を続け、近年のグローバル化の進展に伴い、世界経済市場への積極的な参入によって、ベトナムにおける国際取引は増加し続けている。その当然の結果として、ベトナムでは、法によって国際取引を規律する重要性が高まり、国際取引は「渉外的要素を有する関係」として、その取引の契約当事者（通常は、ベトナム人（自然人、法人等）と外国人等との間の関係）の権利や取引の安全を確保するために、抵触法は、（狭義の国際私法で、広義の国際私法に含まれる）の役割が高まっている。

国際私法の規律対象となる範囲は国により違うが、ベトナムにおける「国際私法」には、一般的に、抵触法の問題（実体法）のみならず、仲裁や国際裁判管轄、外国判決の承認といった、いわゆる国際民事訴訟法・国際商事仲裁法の問題（手続法）まで含む。実体法には介入規範及び抵触規範が含まれおり、抵触規範（準拠法部分）は国際私法の特徴を有するものである。2013年憲法が制定された後、多くの重要な法も改正されてきた。その中には、国際私法の重要な法源である民法及び民事訴訟法は2015年に全面改正された。抵触規範は現在、主に民法に集約されており、2015年の民法改正により、多くの改正・補充がなされた。2005年民法と比較すると、2015年民法が定める抵触規範は、国際標準に接近しており、当事者の意思の尊重をより一層表している。今日では、これらの法を含む数多くの法が、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency; JICA）の支援のもとで日本語に翻訳され、日本の研究者や実務家による研究も盛んに行われているが、これらの研究の多くは、民法や会社法を対象とするものであり<sup>1</sup>、国際私法を対象とする研究はあまり存在していない。そこで本報告書では、国際私法を取り上げ、その新旧のルールを比較することで、改正による効果、ベトナムにおける国際取引関係へのインパクトを検討、考察する。現在ベトナムでは、未整備のあるいは不十分な国際私法ルールを明らかにし、それへの対応措置を提案することは時宜にかなう、重要であると考えられており、当該問題意識は本報告を行う目的の一つでもある。本報告では、①まず、ベトナムにおける経済・国際取引及び抵触法の基本的な理念を概観した上で、②契約関係を中心とし

---

<sup>1</sup> 例えば参照：JETRO「日系企業のためのベトナムビジネス法規ガイドブック」2010年（[https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000195/vietnam\\_law\\_guide.pdf](https://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000195/vietnam_law_guide.pdf)）；松本剛「2015年ベトナム民法典の概要」2015年（<http://www.moj.go.jp/content/001187303.pdf>）

て国際取引関係を規律するベトナムの国際私法を詳しく分析し、評価する。その分析に基づき、③最後に、その分析、評価に基づき、今後の問題となり得る条文を示し、対策を提案する。

なお、判例は、従来からベトナムでは法源としては認められていなかったが、2015年になって正式に法源として認められることとなった。ベトナムにおいて法源として認められる判例は、最高人民裁判所長官が公布することになっているが（第1章第2節1.を参照）、これまでのところ、舐触法に関する判例は公布されていない。そのため本報告書では、主として成文法である法を検討・分析の対象としつつ、国際取引に関連する裁判例についても、ベトナムの研究者や実務家の意見を参考にして、新旧の法に加えて、外国の法を取り上げて比較することで、研究をより深めていく。

さて、本報告書は日本法務省法務総合研究所国際協力部の委託を受け、ベトナムにおいて活動、取引する日系企業に対し、ベトナムにおける国際取引を規律する国際私法の情報を提供することを目的として執筆されたものである。本報告書を執筆した期間は、旧民法、旧民事訴訟法と新民法、新民事訴訟法とが並存する期間と重なっているため<sup>2</sup>、新旧法を比較した観点からの分析が多い。また、ベトナムでは、国際私法に関する実践的なケースが少ないため、本報告書では、実務の問題というよりも、専門家や研究者の意見、評価を織り込んでいる。ベトナムにおける国際取引を規律する国際私法を、余すところなく記述することは困難であるが、本報告書が日系企業や日本の投資家にとって、少なくともベトナムの国際私法の国際取引への影響を理解するための参考資料となり、ベトナムにおける国際取引を行う際に直面する（国際私法の規律対象となる範囲内の）問題を解決するための道標になれば光栄である。

なお、本研究書を利用するにあたっては、以下の留意点を理解して頂きたい。

1. 本報告書の記述及び Web 情報は、特段の断りがない限り、2017年2月末時点のものである。
2. 本報告書は、個別具体的な事案に対する解決策の提示やアドバイスを意図したのではなく、法の情報及びその一般的な理解を提供するものである。
3. また、本報告書に含まれる法学的見解は筆者個人の見解であり、筆者が所属するハノイ

---

<sup>2</sup> 新民訴訟法（2015年改正の民事訴訟法）は2016年7月1日から施行されたが、新民法（2015年改正の民法）は2017年1月1日から施行されている。

法科大学の公式な見解ではない。

## 第1章

### ベトナムにおける国際取引の概要

#### 第1節 ベトナムにおける国際取引の状況

##### 1.1. ドイモイ政策及びその影響<sup>3</sup>

###### a. ドイモイ政策誕生の背景及び内容

ベトナムは、1945年に独立を勝ち取り、社会主義国家を建設する道を選択した。しかし、1946年から1975年までの30年間は、フランス及びアメリカによる戦略戦争を戦い抜き、独立国家の維持及び南北統一という使命を果たさなければならなかった。植民地の地位から独立国家としての地位を獲得し、自由な統一国家として、社会主義国家を建設する過程では、ベトナム国民の多くの汗や涙、そして血が流された。南北統一後は、国中で社会主義へ進む道を選んだが、戦争の余波を克服しなければならなかったことや、経済発展戦略として間違った政策をとったことから、1986年時点でベトナムは最貧国になっていた。

1975年から1985年までは、ベトナムが戦争の余波を克服し、国家を社会主義に移行させた10年間であり、社会主義体制を構築するために、計画的・集中的・官僚主義的・分配的経済政策が実施された。この期間の経済政策・制度の特徴は次の通りである。

- ① 国家は定められた計画に従い、行政命令により、経済を管理し、運用する（計画化的）；
- ② 経済セクターは、国営経済と集団経済の2つのセクターから構成され（即ち、私人経済が経済セクターの構成部分として認められない）、国営経済セクターが主導的な役割を持つ（集中的）；
- ③ 国家は行政命令により経済を運営し、指導する（官僚主義的）；

---

<sup>3</sup> ドイモイ政策に関する日本語による記事について参照：「20年間（1986～2005年）のドイモイ政策の成果および社会・経済発展5カ年計画（2006～2010年）」

（[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/vn/invest\\_11/pdfs/vn13A020\\_10th\\_keizai\\_houkoku.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/vn/invest_11/pdfs/vn13A020_10th_keizai_houkoku.pdf)  
又は、白石昌也、竹内郁雄「編」、『ベトナムのドイモイの新展開』、  
（<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Sousho/494.html>）

- ④ 社会の商品・財産は市場では自由に流通せず、国家により国民に分配される（分配的）。

上記特徴は 1980 年ベトナム社会主義共和国憲法（1980 年憲法）の規定に顕著に反映されている（詳細は参照法 1 を参照）。1980 年憲法によれば、国家は、産業関係の革命を行い、非社会主義的経済セクターを指導・利用及び変革し、生産資材に関する社会主義的所有制度を設立し、強化し、全国民所有に属する国営経済セクター及び労働人民の集団所有に属する合作社経済セクターの 2 つの主たるセクターからなる国民経済を構成することを目指す。国営経済は国民経済において主導的な役割を持ち、優先的に発展させられる（第 18 条）。国家は外国貿易及び外国との経済関係の全てにつき、独占権を有する（第 21 条）。これらの規定は当時の経済の集中性を表しているといえる。そして、各国営経済組織は国家計画の方針、任務に従い活動し、経済会計制<sup>4</sup>、所長制<sup>5</sup>及び個人責任制を実施し、商品の質、役務の質及び経済効果を向上させ、節約をし、国家及び企業の業績を確保し、国家財産を厳密に保全し、工員・職員の勤務条件および生活を改善することに力を尽くすとされ（第 22 条）、経済は計画化されていた。官僚主義的な側面については、「国家は社会主義的な大規模生産を目指す社会的生産を組織し；经济管理システムを建設し、連続的に整備させ；社会主義の経済原則を正しく運用し；民主集中原則並びに、産業分野に基づく管理と地方及び領域に基づく管理との結合原則を適用し；国家、団体の利益と労働者の利益を組み合わせ、経済法を制定し且つその遵守を確保する（第 34 条）」に現れている。これに加え、国家は、経済・文化の発展及び国防の強化の要求に基づき、全国、それぞれの地方、及び組織において労働力を分配し、かつ合理的に利用させる（第 29 条）。この時代の経済制度は 1980 年憲法の規定に十分に反映されていただけでなく、1980 年憲法制定後は、憲法の規定によってその経済制度が更に強化されていった。これらの経済に関

---

<sup>4</sup> 経済会計制とは、計画化と商品・金銭関係（市場関係）との結合に基づき、企業の経営活動を管理する制度である。単純化して言えば、企業は、自らが経営活動を行う主体となるが、その活動は、国家によって決められた経営のインプットとアウトプットの指標に基づかなければならないというものである。この制度の詳細については、国営企業の管理を強化するために経済会計制を一步実施する 1957 年 4 月 4 日付けの首相決定第 130-TTg 号を参照されたい。

<sup>5</sup> 所長制とは、機関、組織の長が全面的な決定権を持ち、かつ管理している機関、組織の権限の範囲内におけるすべての問題につき責任を負う管理制度である。例えば、首相府の勤務規制を定める 2012 年 3 月 22 日付けの首相府決定第 242/QĐ-VPCP 号は、首相府の勤務制度が所長制に基づくことを規定している。

する政策は、ベトナムを発展させることができなかつたのみならず、むしろ社会経済を更に困難な状況に陥らせ、物品の分配・流通を混乱させ、国民の生活に多くの困難を抱えさせることとなった<sup>6</sup>。またこういった経済政策の当然の帰結として、この時代における国際取引は国家によって独占的に行われ、停滞していた。

計画的・集中的・官僚主義的・分配的経済体制の下で 10 年間にわたり行われた新しい国づくりには役に立たず、むしろ大きな障害になるという認識から、ベトナム共産党は 1986 年 12 月のベトナム共産党の第 6 会期の全国代表大会（以下、「党大会」と言う）において、経済社会発展戦略を見直し、ドイモイ政策を打ち出した。国の状況を分析し、評価し、過去に存在した間違いを反省した上で、党大会では、理論的思想を改新し、以下のよな具体的な政策が示されたのである<sup>7</sup>。

①まず、経済制度を改新する。（工業・農業体制、農業内部体制、軽工業及び手工業体制、重工業及びインフラ整備体制、県級経済体制<sup>8</sup>）

②次に、食糧食品プログラム、消費財プログラム、輸出商品プログラムからなる三つの経済プログラムを実施する。

③最後に、社会主義的生産関係を建設し、強化し、各経済セクターを正しく変革し、利用する。

言い換えると、第 6 会期党大会においては、社会主義路線の見直し、産業政策の見直し、市場経済の導入、国際協力への参加を進めるという 4 つのスローガンが決定され、従来の概念・思考・行動から脱却して新しい変化が決議され、このスローガンとして「ドイモイ（刷新）」という言葉が作られたのである。

第 6 会期党大会前の時代と比較すると、国営経済セクターと集団経済セクターの他に、私人経済セクターが認められるようになったことが挙げられる。これは、社会主義国家の

---

<sup>6</sup> このような状況はベトナム共産党大会第 6 会期で判断されたことである。詳細について参照：“Báo cáo chính trị của Ban chấp hành Trung ương Đảng tại Đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ 6 [第 6 会期全国代表大会におけるベトナム共産党中央執行部政治報告書]” (<http://dangcongsan.vn/tu-lieu-van-kien/van-kien-dang/van-kien-dai-hoi/khoa-vi/doc-392420153571056.html>) .

<sup>7</sup> ベトナム共産党ホームページ。第 6 会期党大会の概要について参照：LẦN THỨ VI: Đại hội đại biểu lần thứ VI của Đảng [第 6 会期：党の第 6 会期代表大会] (<http://dangcongsan.vn/tu-lieu-van-kien/tu-lieu-ve-dang/dai-hoi-dang/lan-thu-vi/doc-092620158424146.html>) .

<sup>8</sup> ベトナムにおける地方の行政機関（公共団体）の組織は省級（Province）、県級（District）、社級（Ward）となる。これらの下位に村（Village）レベルがあるが、村は公共団体の機能を有していない。



建設路線の理論上、大きく変化した思想だと考えられる。そして、重工業ではなく、国民の日常用品を生産する軽工業及び農業が重視され、計画的・集中的・官僚主義的・分配的経済制度を廃止し、経済を行政のツールより市場経済のツールに従い管理する意思が示された。特に、第6会期党大会の政治報告書及び議決では、対外的経済関係の拡大及び強化の重要性が強調された<sup>9</sup>。

ドイモイ政策が打ち出されて以降、ベトナムにおける国際取引は飛躍に増加し、ベトナムの経済もますます発展し、世界の最貧国から中所得国になった。

## b. ドイモイ政策の影響

まず、政治制度については、ベトナム共産党のドイモイ政策は決してドイモイの前の政治制度の変更を図るものではない。党は、第6会期党大会の政治報告書では、前時代の間違いを「重要な方針、政策に関する深刻で永続的な間違い、戦略の指導及び実施の方向付けの間違い」として認め、それらの間違いが党・国家に対する国民の信頼を薄めたと反省した<sup>10</sup>。しかし、政治制度を基本的な改革方針としたソ連や東ヨーロッパの社会主義国のように改革するものではなく、党は、社会主義への移行を肯定した上で、ドイモイ政策が社会主義路線を放棄するものではなく、社会主義へ進むために、その路線を見直し、過渡期における適切なステップを打ち出した。つまり、党は、国民及び労働人民の政治組織として、国家と社会の唯一の指導者であり、多元制や多党制を認めない。ただし、自分の間違いを克服し、国民の信頼を更に高めるために、党は内部組織や規制を見直すことがある。要するに、党の統一的指導や社会主義的政治体制全体は変わらないが、社会、経済を指導するためのやり方だけは改正される<sup>11</sup>。

---

<sup>9</sup> ベトナム共産党第6会期党大会議決及び政治報告書について参照：Nghị quyết Đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ VI Đảng Cộng sản Việt Nam (Ngày 18 tháng 12 năm 1986) [ベトナム共産党第6会期全国代表大会議決(1986年12月18日)] (<http://dangcongsan.vn/tu-lieu-van-kien/van-kien-dang/van-kien-dai-hoi/khoa-vi/doc-592420154022856.html>) ; “Báo cáo chính trị của Ban Chấp hành Trung ương Đảng tại Đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ VI [党中央執行部政治報告書” (<http://dangcongsan.vn/tu-lieu-van-kien/van-kien-dang/van-kien-dai-hoi/khoa-vi/doc-392420153571056.html>).

<sup>10</sup> ベトナム共産党中央執行部政治報告書について参照：“Báo cáo chính trị của Ban chấp hành Trung ương Đảng tại Đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ 6 [第6会期全国代表大会におけるベトナム共産党中央執行部政治報告書]” (<http://dangcongsan.vn/tu-lieu-van-kien/van-kien-dang/van-kien-dai-hoi/khoa-vi/doc-392420153571056.html>)

<sup>11</sup> ベトナム共産党第6会期党大会議決について参照：“Nghị quyết Đại hội đại biểu toàn quốc lần thứ VI Đảng Cộng sản Việt Nam (Ngày 18 tháng 12 năm 1986)[ベトナム共産党第6会期全国代表大会議決

次に社会への影響であるが、ドイモイ政策はベトナムの社会に根本的な変化をもたらした。ドイモイ政策前には、農業国であるにもかかわらず、ベトナム人は食料を十分に保有していなかった。しかし、食糧・食品プログラムを実施してから、国民の生活はより一層改善し、1989年以降は米の輸出量において世界最大国の一つとなっている<sup>12</sup>。また、ドイモイ政策前には、私的経済が社会主義における経済セクターとして認められず、私的な商業活動や販売活動が重視されないことを背景として、ベトナム社会は基本的に農業に従事する農民や工業に従事する工員から構成されていた。しかし、経済構造の変更に伴い、社会構造も変化した。知識人や事業者の数は急速に増えており、社会の重要な構成主体になっている<sup>13</sup>。貧困削減事業も重要な成果を上げている。貧困家族戸籍は1990年代に60%を占めたが、2015年には5%未満になった<sup>14</sup>。教育分野については、1989年時点での識字率は人口の88%を占めたが、1999年時点には91%に上昇し、2015年には97.3%となっている<sup>15</sup>。小学校教育の全国普及目標が2000年に達成されたという成果に続いて、2010年には中学校教育の全国普及目標を達成した<sup>16</sup>。医療役務、保健事業は地方レベルから中央レベルまで整備され、平均寿命は1960年の40歳から2015年には73歳に上昇した<sup>17</sup>。このように、ドイモイ政策はベトナム社会を強固なものに発展させ、ベトナム人の生活をより一層豊かにしている。

ドイモイ政策の最も重要な影響は経済への影響である。ドイモイ政策以前の間違いの結果として、ベトナムの経済は大きな損害を受けた。ドイモイ政策の核心は、計画的・集中

---

(1986年12月18日) ](<http://dangcongsan.vn/tu-lieu-van-kien/van-kien-dang/van-kien-dai-hoi/khoa-vi/doc-592420154022856.html>)

<sup>12</sup> Chính phủ, “Một vài nét về kinh tế-xã hội Việt Nam [政府「ベトナムの経済社会の概要」]”, (<http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/NuocCHXHCNVietNam/ThongTinTongHop/kinhtexahoi>)

<sup>13</sup> GS.TS. Nguyễn Văn Khánh, PGS.TS. Nguyễn Tuấn Anh, “Biến đổi cơ cấu xã hội sau 30 năm đổi mới và một số vấn đề về quản lý phát triển ở Việt Nam”, Tạp chí Lý luận và Thực tiễn, số 9 năm 2014, tr.87-95 (<http://www.ipd.org.vn/nghien-cuu-hoc-thuat/bien-doi-co-cau-xa-hoi-sau-30-nam-doi-moi-va-mot-so-van-de-ve-quan-ly-phat-trien-o-viet-nam-tac-gia:-gs.-ts.-nguyen-van-khanh-pgs.-ts.-nguyen-tuan-anh-a286.html>)

<sup>14</sup> Ngô Thị Quang, “Xóa đói giảm nghèo bền vững, chống tái nghèo – Thành tựu, thách thức và giải pháp”, (<http://lyluanchinhtri.vn/home/index.php/thuc-tien/item/1289-xoa-doi-giam-ngheo-ben-vung-chong-tai-ngheo-thanh-tuu-thach-thuc-va-giai-phap.html>)

<sup>15</sup> Dân Trí, “Thành tựu 71 năm xóa mù chữ và phổ cập giáo dục” (<http://dantri.com.vn/giao-duc-khuyen-hoc/infographics-thanh-tuu-71-nam-xoa-mu-chu-va-pho-cap-giao-duc-20160902164048771.htm>)

<sup>16</sup> Chính phủ, “Một vài nét về kinh tế - xã hội Việt Nam [政府、「ベトナムの経済社会概要」]” (<http://www.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/NuocCHXHCNVietNam/ThongTinTongHop/kinhtexahoi>); Hiếu Nguyễn, “Nỗ lực cán đích đúng hạn phổ cập giáo dục THCS [中学教育普及達成のための努力]” (<http://www.baomoi.com/no-luc-can-dich-dung-han-pho-cap-giao-duc-thcs/c/5655321.epi>)

<sup>17</sup> Văn Sơn, “Tuổi thọ của người Việt tăng liên tục, vượt trung bình thế giới” (<http://dantri.com.vn/suc-khoe/tuoi-tho-nguoi-viet-tang-lien-tuc-vuot-trung-binh-the-gioi-2015112321445804.htm>)

的・官僚主義的・分配的経済体制から市場経済体制に移行することであることは言うまでもない。まず、経済を運用する各原則に関する認識は、社会主義における市場経済を認めない立場であったが、市場経済のメリットを認めるようになり（第6会期党大会）、「社会主義指向型市場経済がベトナムにおける社会主義への過渡期の総括的経済モデルである」と確定し（第9回党大会）、かつ「我が国における社会主義指向型市場経済は市場経済原則に従い運用する多構成の商品経済であり、共産党の指導の下で国家により管理されるものとする」（第11回党大会）という立場に移行した。これは大きな論理的な認識の転換であると言える。ドイモイ政策前、国営経済セクターと集団経済セクターという二つの経済セクター、及び国有、合作社所有、私人所有という三つの所有形式だけが認められた。ドイモイ政策後、ベトナムの経済には、多くの経済セクター、多くの所有形式、及び多く経営組織が存在することが確定されている。特に、混合的所有状態にある株式会社が、近年特に発展している。ベトナム共産党は、今日においても、国営経済セクターを主導的役割の担い手として位置付けているが、その一方で、私人経済セクターを経済発展の原動力であると認めるようになり、外国資本が投入されている経済セクターを激励している。すなわち、国内外の投資家が私人経済セクターだけではなく、協同や出資する形で、集団経済セクター、特に国営経済セクターに投資することを、ベトナム国家が激励される。生産物の分配方法も多様化された。ドイモイ政策以前は、分配方法として、労働による分配及び福祉による分配の2つが存在していた。しかし、労働による分配は、労働結果の如何を問わず行われたために、形式的な平等主義に陥っていた。これによれば、社会の物品は、労働者の労働効果を問わず、同様に分配された。ドイモイ政策以降、労働結果及び経済的効果による分配を重視する多様な方法が導入された。経済構成については、天然資源の開発を中心とした重工業を重視する方針から、輸出・国民生活に資する製品やハイテク製品の生産を中心とする工業を優先する方針に転換した<sup>18</sup>。

ドイモイ政策の変化として最も注目されるのは、国際経済への参加や国際取引の増加である。ドイモイ政策前には、ベトナムは、経済相互援助会議（Council for Mutual Economic Assistance; CMEA、ロシア語名称 *Sovet Ekonomicheskoi Vzaimopomoshchi*; SEV）（コメコン; COMECON）のみに参加していたが、ドイモイ政策以降は、東南アジア諸国連合

---

<sup>18</sup> Nguyễn Nhâm, “*Nhìn lại nền kinh tế Việt Nam sau 30 năm Đổi mới*”, Tạp chí Cộng sản (bản điện tử, xem tại: <http://www.tapchicongsan.org.vn/Home/Nghiencuu-Traodoi/2016/37465/Nhin-lai-nen-kinh-te-Viet-Nam-sau-30-nam-doi-moi.aspx>, truy cập ngày 2/11/2016)

(Association of Southeast Asian Nations; ASEAN)、アジア太平洋経済協力 (Asia-Pacific Economic Cooperation; APEC)、世界貿易機関 (World Trade Organization; WTO) など多くの国際経済組織に加盟してきた。また、ベトナムは、環太平洋パートナーシップ (Trans-Pacific Partnership; TPP) 協定にも署名しており、近い将来の発効が期待されている<sup>19</sup>。外国貿易活動は、国家の独占的なものではなく、私人も法の規定を遵守することで、自由に行うことができる。投資環境が改善され、ベトナムは、海外投資家にとって魅力のある投資先になっている。世界銀行 (WB) の「Doing Business 2017」によれば、ベトナムは、経済環境ランキングにおいて、対象とされた 190 カ国のうち、2016 年の 91 位から第 82 位に上昇した<sup>20</sup>。むしろ、ある調査によれば、2016 年にベトナムは、対象とされた 60 カ国の中で、最良投資国家ランキングの第 3 位にあると評価されている<sup>21</sup>。このように、ドイモイ政策実施の 30 年間にわたり、ベトナムは、経済の抜本的改革を行い、後述するように大きな成果を達成することができた。この改革はベトナムにおける国際取引の発展の最も重要な基盤になっていると考えられる。

しかしながらドイモイ政策は、あくまでベトナム共産党の政策であるため、法治国家を建設するという国の政策を実現するためには、党の政策・指導の役割を否定できない。しかし、社会、経済を直接的に規律する法が重要な役割を果たす。政治、社会、経済の発展に資し、ドイモイ政策を具体的に実施するために、1986 年以降、法システムは次々に改廃、立法化が行われ、整備されてきた。ドイモイ政策採択の翌年の 1987 年にはベトナムにおける外国投資法第 4-HĐNN8 号 (Luật số 4-HĐNN8 đầu tư nước ngoài tại Việt Nam ngày 29 tháng 12 năm 1987) (1987 年外国投資法) が制定された。この法律<sup>22</sup>は、ベトナム政府が海外からの投資を強く奨励・誘致するための第一歩であり、ベトナムにおける海外投資の基本的な法律となった。ドイモイ政策では商業活動が促進されていたことから、商業活動の拡大に伴い、法律による新たな規制が必要になってきた。そこで、商業活動の中核と看做される契約問題を規定するために、国会常務委員会は 1989 年に経済契約に関する国

---

<sup>19</sup> もっとも、TPP 協定については、トランプ米大統領が 2017 年 1 月 23 日、TPP から「永久に離脱する」とした大統領令に署名し、発効のめどが立たなくなっている。参照：「米、TPP 「永久に離脱」 大統領令署名 発効は絶望的」2017/1/24 付日本経済新聞 夕刊。

<sup>20</sup> The World Bank, “Doing Business 2017” (<http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/vietnam>)

<sup>21</sup> U.S. News, “Best Countries to Invest in” (<http://www.usnews.com/news/best-countries/invest-in-full-list>)

<sup>22</sup> 法律 (Luật) は、国会が制定した法規範文書の一つである。本報告書ではには全ての法規範を意味する「法」(Pháp luật) とは区別されるものとして、「法律」の文言を使用している。法全体の体系を強調するとき、「法システム」(Hệ thống pháp luật)を使うこともある。

会常務委員会令（Pháp lệnh Hợp đồng kinh tế ngày 25 tháng 09 năm 1989）を發布した<sup>23</sup>。同年に民事事件解決手続に関する国会常務委員会令第 27-LCT/HĐNN8 号（Pháp lệnh của Hội đồng Nhà nước số 27-LCT/HĐNN8 về Thủ tục giải quyết các vụ án dân sự ngày 07 tháng 12 năm 1989）も定められ、後の民事訴訟法の先駆けとなった。また翌年には、会社の組織や活動などを規律する会社法（Luật Công ty ngày 21 tháng 12 năm 1990）が制定された。このような立法スピードからみると、ドイモイ政策が法に及ぼす影響の大きさを容易に理解できる。このような流れの中で、1992 年に新しい憲法（1992 年憲法）が制定された。上述したように、1980 年憲法は計画的・集中的・官僚主義的・分配的経済体制を支持するが、ドイモイ政策は国家経済を發展させ、社会主義に移行するために、市場経済を利用する方針を取っている。そのため、国家の統治体制の基本を定める憲法を改正することが喫緊の課題となり、ドイモイ政策の思想を規律する 1992 年憲法が制定された（1992 年憲法の詳細は参照法 2 を参照）。1992 年憲法は、「国家は、社会主義指向に従い、国家管理のある市場の仕組みに基づき、多様な構成要素のある商品経済を發展させる。多様な構成要素の経済機構は、全人民所有、集団所有、私人所有の制度に基づくものであるが、そこにおいて全人民所有及び集団所有がその土台となる（下線は筆者による）」と規定し（第 15 条）、下線を付した文言によって、ドイモイ政策を明瞭に反映する。市場経済を建設するための基盤となり、経済發展政策を明確に肯定する。1992 年の憲法では、所有制度として、1980 年憲法と同様に、三つのみが認められていたが、経済セクターとしては、国営経済、集団経済、個人経済、私人資本経済及び国家資本経済の五つを認めていた<sup>24</sup>。そして、国営経済や集団経済だけではなく、個人経済・私人資本経済も、生産・経営の組織形式を選択でき、国家の福祉や人民の生活に利益を与える職業分野においては、活動規模を制限せず企業を設立できる（第 21 条）。それに加え、1992 年憲法は、ベトナム国家は、外国の各組織及び自然人<sup>25</sup>が、ベトナムの法律・国際法及び国際通例<sup>26</sup>に基づき、ベトナム

---

<sup>23</sup> ベトナムでは、国会がある社会関係につき法律を定められていない場合、国会常務委員会がその社会関係を規律する国会常務委員会令を制定する。ベトナムの法システム上、国会常務委員会令は国会が制定する憲法・法律・議決に次ぐ優先的効力を持つ。

<sup>24</sup> 2013 年憲法は、経済セクターや所有制度を列挙しなく、単なる「複数の所有形式、複数の経済セクターを認める」旨のみを規定している。

<sup>25</sup> 原文ベトナム語：“Cá nhân – 個人”

<sup>26</sup> ベトナム語で“Thông lệ quốc tế”（直訳すれば「国際的な普通の習慣」となる）と表記される。法律上の定義はないが、一般的には、「国際通例」の範囲は「国際慣習」の範囲よりも広いと考えられている。1992 年憲法のほかに、国会常務委員会令第 28/2005/PL-UBTVQH11 号（Pháp lệnh số

に資金・工業技術を投資することを奨励し、外国の各種組織及び個人の資本・財産に対する合法的な所有権及び他の各種権利を保障し、かつ外国投資家の資本のある企業を国有化しないと規定し（第 25 条）、海外からの投資を確保する強固な土台を設けた。1992 年憲法の下でベトナムは、憲法の規定を具体化するために、新しい民法典、商法典、投資法などを制定し、これらの法規は国際取引活動をはじめとして、対外的経済活動を発展させるための梃子となった。なお、これらの規定は、2001 年及び 2013 年の憲法改正の対象条文であったが、その趣旨は踏襲されており、経済体制に関する基本的な立場は維持されている。

## 1.2. ベトナムにおける最近の国際取引の状況

### a. ベトナムにおける国際取引の概要

ベトナムにおける国際取引の状況を把握するために、まず、ベトナムにおける「国際取引」とは何かを明確すべきだと思われる。ベトナムでは、「国際取引 (Giao dịch quốc tế - International Transaction)」という法的概念は存在しない。ベトナムにおける「国際取引」を理解するためには、「国際 (Quốc tế - International)」及び「取引 (Giao dịch - Transaction)」という二つの要素を把握しておく必要がある。国際取引としてまず頭に浮かんでくるものとして、貿易や投資などを含む“Giao dịch thương mại quốc tế - International Business Transactions/International Trade/International Commerce”があげられる。ベトナムでは、「取引」とは広義には民事上の取引のことを指し、2015 年民法は、「民事取引 (Giao dịch dân sự - Civil Transaction)」とは民事権利・義務<sup>27</sup>を発生、変更又は消滅させる契約又は一方的法律行為をいう」と規定している（第 116 条）<sup>28</sup>。すなわち、民事取引上の行為については、その主体に基づき分類すれば、契約と一方的法律行為がある。契約とは、民事権利・義務の成立、変更又は消滅に関する各当事者間の合意である（2015 年民法第 385 条）。つまり、契約には少なくとも二人の当事者が存在し、その当事者間の合意により成立するものである。例えば、売買契約、賃貸借契約、請負契約、保険契約、雇用契約、譲

---

28/2005/PL-UBTVQH11 của Ủy ban Thường vụ Quốc hội, Pháp lệnh ngoại hối [2005 年外国為替に関する国家常務委員会令] の第 28 条 3 項もこの用語を使用している。

<sup>27</sup> 「民事権利及び民事義務」は、ベトナム語では“Quyền dân sự và nghĩa vụ dân sự”と表記されるものがある。選挙権、立候補権、祖国保守義務等のいわゆる政治的権利、政治的義務と区別される概念である。

<sup>28</sup> 2005 年民法第 121 条にも同様の規定がある。

渡契約などは典型的なものであろう（2015年民法第385条乃至第569条）。契約と異なり、一方的法律行為にはその当事者間の合意がなく、当事者の意思とは無関係に、法律により権利義務を発生させるものだと考えられている。民事取引には、商業取引だけでなく、非商業的取引が含まれ、懸賞の約束、賞品付き競技及び委任のない仕事の実施<sup>29</sup>（2015年民法第570条乃至第583条）、並びに遺言による相続財産の決定や相続財産の受領拒否などが言及されている。この中の委任のない仕事の実施は一方的法律行為の典型的なものだといえるだろう。委任のない仕事の実施は、仕事を実施する義務を負わない者が、実施を受ける仕事を有する者の利益のために、その者が知らない又は知っているが反対しない時に、自主的に当該仕事を実施することであると定義されている（2015年民法第574条）。この場合にも民事取引が生じ得る。

これらの規定からみれば、民事取引は契約を中心とするが、他にも極めて広く取り扱われていることが分かる。この理解を前提に、ベトナムにおける「国際民事取引」を考えると、これは「国際的な性質を有する」民事取引ということになる<sup>30</sup>。ベトナムでは、国際取引そのものは、法律的に定義はされていないが、2015年民法が、第663条において外国的要素を持つ民事取引を列挙し、これらの取引に関して渉外的な規定を設けていることから、本稿では、これらの取引を国際取引と定義した上で、以下考察する。

しかし、広範な行為を対象とするベトナムにおける国際取引の中でも、国際商取引（*Giao dịch thương mại quốc tế* - International Business Transactions/ International Trade/ International Commerce）は重要な部分とされている。法上は「国際商取引」という概念もないが、国際商取引法の分野では、講学上、「国際商取引とは、国境又は関税地域の境界を超える商業活動である」と定義されている<sup>31</sup>。また、商法（法律第36/2005/QH11号）（*Luật số 36/2005/QH11 ngày 14 tháng 06 năm 2005*）（2005年商法）第3条によれば、「商業活動とは、営利目的の活動をいい、物品売買、役務提供、投資、商業促進活動、及び営利目的のその他活動を含む」。これらを踏まえると、国際商取引とは、国境又は関税地域の境界を超える営利目的の活動であるといえるだろう。このように、国際商取引に含まれる

<sup>29</sup> 日本の民法上の「事務管理」に相当する概念である。

<sup>30</sup> 「国際的な要素を有する民事取引」については、第2章に述べる、いわゆる「渉外的要素を有する民事関係」を参照されたい。渉外的要素は、ベトナム語では“*Yếu tố nước ngoài*”と表記され、直訳すれば「外国的要素」となる。JICAによる訳語はこの「外国的要素」を使用している。

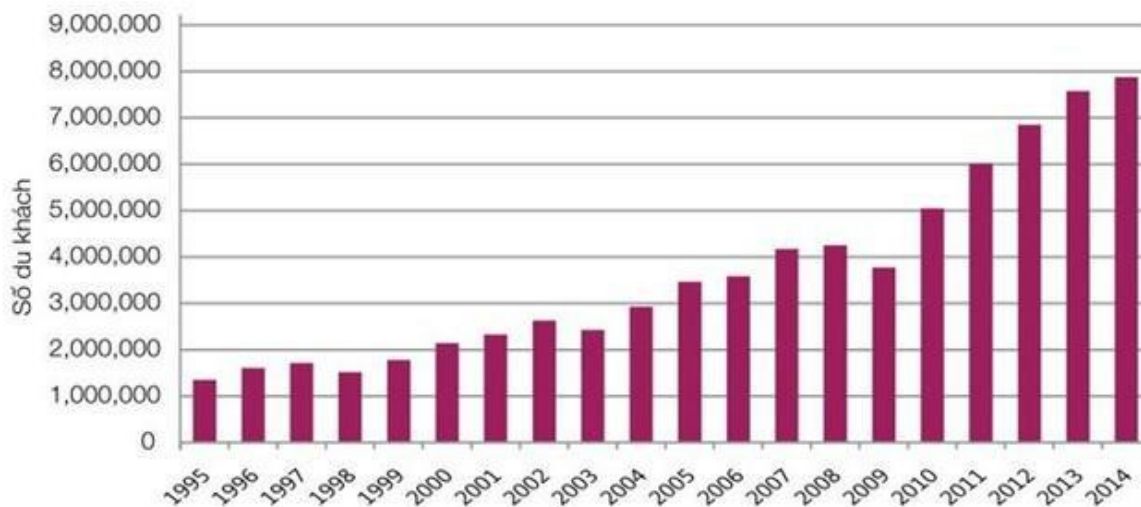
<sup>31</sup> Trường Đại học Luật Hà Nội, “*Giáo trình Luật thương mại quốc tế*”, Nxb. Công an nhân dân, 2015, tr.14 [ハノイ法科大学『国際商取引法教科書』人民公安出版社、2015年、14頁].

活動は多岐にわたるが、国際商取引法の研究者によれば、これらの活動は、主として4つの分野に分類される。すなわち、物品、役務、投資、及び知的財産の各分野である<sup>32</sup>。

#### b. ベトナムにおける国際取引の実情

30年間実施されてきたドイモイ政策によって、現在ベトナムは中所得国となり、経済・社会の発展に関して大きな成果を達成した。1980年代にはベトナム人の一人に当たり名目GDPは100米ドル程度にとどまっていたが、2015年には2100米ドルに上昇した<sup>33</sup>。ベトナムの経済、外交の発展に伴い、ベトナムにおいて勉強、旅行、勤務、居住する外国人も増えている。例えば、労働傷病兵及び社会省就労部 (Vụ việc làm)の統計によれば、ベトナムにおける外国人労働者は、2008年の55,428人から、2009年には55,428人、2010年には56,929人、2011年には約74,000人となり<sup>34</sup>、2014年末時点で76,309人にまで増加した<sup>35</sup>。国際観光客の来越回数は1995年から2014年までの20年間に130万回から800万回に増加した。この増加は以下の図にまとめられている。

国際観光客の来越回数



<sup>32</sup> ハノイ法科大学『国際商取引法教科書』人民公安出版社、2015年、95頁—143頁

<sup>33</sup> 国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development) (世界銀行)「ベトナムに関する概要[Tổng Quan về Việt Nam]」(<http://www.worldbank.org/vi/country/vietnam/overview>)

<sup>34</sup> P. Thanh, “74 nghìn người nước ngoài làm việc tại Việt Nam, Thứ năm, 07/07/2011 - 07:16 (<http://dantri.com.vn/viec-lam/74-nghin-nguoi-nuoc-ngoai-lam-viec-tai-viet-nam-1310314746.htm>)

<sup>35</sup> LÊ PHƯƠNG, “QUẢN LÝ LAO ĐỘNG NƯỚC NGOÀI TẠI VIỆT NAM: Hòa hòa giữa yêu cầu và lợi ích,” 6:35 PM, 03/02/2015 (<http://laodong.com.vn/viec-lam/quan-ly-lao-dong-nuoc-ngoai-tai-viet-nam-hai-hoa-giua-yeu-cau-va-loi-ich-294233.bld>)



出典：VŨ MINH, “Kinh tế Việt Nam: 20 năm thăng trầm qua các chỉ số”<sup>36</sup>

これらの数は、投資家、外国企業の外国人経営者、外国人の研究者などを含まないも者である。しかし、上の例から判断すれば、ベトナムにいる外国人は、かなり多く、かつますます増加する傾向があると言えるであろう。ベトナムにおいて旅行、労働、勉強するとき、必ず物品購入や家の賃借契約や労働契約のような取引を行う必要があるはずである。これらの取引の主体が外国人である以上、ここでの取引は国際取引になるため、ベトナムにおける国際取引は活発に発展していると推定できる。

また、ベトナムにおいて外国主体により行われる国際取引の発展の流れの中には、国際商取引の発展があることに言及しなければならない。政策や法の改革により、対外商業活動が開放され、量及び質とも増えてきた。2016年の輸出商品価値は約1,759億米ドルに達するとともに<sup>37</sup>、輸入商品価値は約1,733億米ドルに達した<sup>38</sup>。1986年時点では、輸出商品価値が7.89億米ドル、輸入商品価値が21.55億米ドルにとどまっていたことを考えると<sup>39</sup>、ベトナムでは、約30年間で輸出商品価値が205倍以上増えた一方で、輸入商品価値76倍程度まで増加してきた。この輸出入価値はベトナムにおける国際商取引、特に売買取引の発展を明瞭に示しているであろう。

30年間のドイモイ政策は国民に豊かな生活をもたらすだけでなく、外国人、外国会社に対してベトナムにおける投資や経営の機会や国際取引の機会を増やした。2016年の経済発展速度は2015年と比較して6.21%上昇した<sup>40</sup>。1988年から1990年までの期間において、累積的な投資プロジェクトの数は211しかなかった。しかし、2015年に新規投資プロジェクトの数は2,120となっており<sup>41</sup>、また2016年12月26日の時点で2,556になった

<sup>36</sup> 10:49 23/05/2015, Tạp chí điện tử Diễn Đàn Đầu Tư – BizLIVE.vn (<http://bizlive.vn/thuong-truong/kinh-te-viet-nam-20-nam-thang-tram-qua-cac-chi-so-1027413.html>)

<sup>37</sup> Tổng cục Thống kê, “*Tình hình kinh tế- xã hội năm 2016*” [統計総局「2016年の経済社会状況」] (<https://gso.gov.vn/default.aspx?tabid=621&ItemID=16174>)

<sup>38</sup> 同上。

<sup>39</sup> Hải quan Việt Nam, “*Thống kê giá trị xuất khẩu, nhập khẩu hàng hoá của Việt Nam trong giai đoạn 1986 – 1995*” [ベトナム税関「1985年—1995年の段階にベトナムにおける商品の輸出、輸入の価値の統計」] (<https://customs.gov.vn/Lists/ThongKeHaiQuan/ViewDetails.aspx?ID=539&Category=Số%20liệu%20huyện%20đề&Group=Số%20liệu%20thông%20kê>)

<sup>40</sup> Tổng cục Thống kê, “*Tình hình kinh tế- xã hội năm 2016*” [統計総局「2016年の経済社会状況」] (<https://gso.gov.vn/default.aspx?tabid=621&ItemID=16174>)

<sup>41</sup> Tổng cục Thống kê, “*Số liệu thống kê – Danh sách → Đầu tư trực tiếp của nước ngoài được cấp phép thời kỳ 1988 – 2015*” [統計総局「統計資料・リスト→1988年乃至2015年の期間において許可された外国からの直接投資」] (<https://gso.gov.vn/default.aspx?tabid=716>)

42。1987年外国投資法とその施行細則である1988年9月5日付議定第139/HĐBT号（Nghị định số 139/HĐBT của Hội đồng Bộ trưởng quy định chi tiết việc thi hành Luật Đầu tư nước ngoài tại Việt Nam ngày 05/09/1988）が施行された1989年には、ベトナム企業が海外に投資する新規投資プロジェクトは1件のみであったが、2015年には新規投資プロジェクトの数は118にのぼる<sup>43</sup>。その数からみれば、ベトナムにおける国際商取引には発展していく傾向があるといえるだろう。

上記のように、ベトナムにおける国際取引（国際民事取引及び国際商取引）の発展は、当事者の権利、平等を守るために、関連法を整備する必要を生じさせる。次節では、ベトナム法がこれらの国際取引をどのように規律しているのかを説明する。

## 第2節 ベトナムにおける国際取引と法

### 2.1. ベトナムにおける国際取引を規律する法システム

国際取引の発展速度を維持し、更に促進し、かつ当該当事者の権利利益を守るために、法による規律は不可欠である。ベトナムにおける国際取引を規律している法源として以下の4つがあると考えられている<sup>44</sup>。

- ① 国際条約：国際取引の発展を促進し、各国・各当事者の利益を調和させるために、多くの国際条約が締結されてきた。物品売買、役務提供だけではなく投資、知的財産にも広がった国際取引の拡大に伴い、国際取引を規律する国際条約はますます多くなっていく。ベトナムはドイモイ政策を実施するために、国際取引を規律する多くの条約に加盟してきた。多国間条約だけではなく、ベトナムは、投資、労働分野において多くの二国間条約を締結してきた。国際条約は、ベトナムにおける国際取引の発展に大きく寄与している。国際条約は、ベトナム法の理論上、国際商取引関係において、以下の原則に基づき、適用されると考えられている<sup>45</sup>。

---

<sup>42</sup> Tổng cục Thống kê, “Tình hình kinh tế- xã hội năm 2016” [統計総局「2016年の経済社会状況」](<https://gso.gov.vn/default.aspx?tabid=621&ItemID=16174>)

<sup>43</sup> Tổng cục Thống kê, “Số liệu thống kê – Danh sách → Đầu tư trực tiếp ra nước ngoài được cấp phép thời kỳ 1989 – 2015” [統計総局「統計資料・リスト→1989年から2015年の期間において許可された外国への直接投資」](<https://gso.gov.vn/default.aspx?tabid=716>)

<sup>44</sup> 詳細について参照：ハノイ法科大学『国際商取引法教科書』ハノイ、2015年、23-42頁

<sup>45</sup> ハノイ法科大学『国際商取引法教科書』ハノイ、2015年、31頁

- ・ 国際商取引に関する条約は、国際取引の主体が当該条約の加盟国の国籍を有する、又は加盟国に居住する場合にのみに拘束力がある。
- ・ 国際条約及び国内法に異なる規定があれば、国際条約の規定が優先的に適用される。
- ・ 国際取引の主体が国際条約の加盟国の国籍を有さずかつ加盟国に居住していないが、当該条約を準拠法として合意する場合、当該条約が適用される。

二つ目の原則は 2015 年民法第 4 条 4 項、2005 年商法第 5 条 1 項で認められている。しかし、一つ目と三つ目の原則については、私見では、問題があるように思われる。条約は、それぞれ個々に適用範囲が定められているので、このように一律にその範囲を制限することは適切ではない。また、上記の原則に当てはまらない場合もある。例えば、商事仲裁手続きにおいて、国際取引の主体が国際条約の加盟国の国籍を有さずかつ加盟国に居住していない場合において、当事者間に準拠法の合意がないにも関わらず、ある条約が仲裁パネルによってもっとも適切だと見做される場合、当該条約が適用され得る<sup>46</sup>。

② 国内法：ベトナムは、成文法国家であり、ベトナムにおける国際取引を規律する国内法は、立法機関で制定される法である。ベトナムの法システムの中には、国際取引を規律するものが数多く存在する。ベトナムにおいて国際取引の円滑な運営の達成を可能にする最も重要な法として、憲法の規定に言及しなければならない。憲法が定める国家体制を基盤として、民法典、商法、投資法、知的財産法、民事航空法、航海法典などが制定・公布され、国際取引の具体的な問題を規律している。国内法は、いわゆる抵触規範を介して適用される場合があるが、いわゆる介入規範が存在する場合にも直接的に適用される<sup>47</sup>。

③ 国際慣習：ベトナム法上、国際商慣習とは、長期間にわたり形成され、具体的で明瞭な内容を有し、反復継続され、国際商取引の主体により一般的に承認される商事習慣だと定義されている<sup>48</sup>。最も有名な国際商慣習は、国際商業会議所 (International

<sup>46</sup> 2010 年 6 月 17 日付け商事仲裁法法律第 54/2010/QH12 号 (Luật số 54/2010/QH12 ngày 17 tháng 06 năm 2010, Luật Trọng tài thương mại) (2010 年商事仲裁法) 第 14 条 2 項はこの権限を仲裁パネルに与えている。2010 年商事仲裁法については、第 2 章第 1 節 1.2 を参照されたい。

<sup>47</sup> 抵触規範と介入規範については、第 2 章で説明する。

<sup>48</sup> ハノイ法科大学『国際商取引法教科書』ハノイ、2015 年、32 頁；2005 年商法第 3 条 4 項は、「『商慣習』とは、ある地域又は地方或いは商業分野での商業活動において広く認識されている明確な内容を持つ慣習で、それにより当該商業活動における各当事者の権利及び義務が定められていると認識されているものをいう」と規定する。

Chamber of Commerce: ICC) が策定したインコタームズ (Incoterms) がある。国際商慣習は、契約当事者が合意する場合、関連する条約が規定する場合、又は国内法が規定する場合に適用される。また、紛争解決機関が、当事者が当該国際商取引に国際商慣習を当然に適用したと判断する場合にも適用され得る。

④ 判例：ベトナムでは、2015年に公布された最高人民裁判所の裁判官評議会議決 03/2015/NQ-HĐTP 号 (Nghị quyết 03/2015/NQ-HĐTP về quy trình lựa chọn, công bố và áp dụng án lệ ngày 28/10/2015) (議決第 03/2015/NQ-HĐTP 号) によって初めて、判例が法源として認められた。これを受けて、最高人民裁判所長官は、2016年4月6日付判例の公布に関する決定第 220/QĐ-CA 号 (Quyết định số 220/ QĐ-CA ngày 6 tháng 4 năm 2016 của Chánh án Tòa án nhân dân tối cao về việc công bố án lệ) (決定第 220/QĐ-CA 号) を公布し、法認された初の 6 つの判例を公表した<sup>49</sup>。ベトナムの法制度においては、最高人民裁判所裁判官評議会が「判例」とするに相応しいと考える「裁判例」を採択した後、最高人民裁判所長官が当該「裁判例」を正式に「判例」として公布したもののみが、法源としての「判例」と看做される。そのため、多くの判例が蓄積されるまでには、相当な時間がかかると思われる。しかし、判例は、具体的事案に関する裁判所の法的効力を有する判決又は決定における討論又は判断の中で、各裁判所が審理の際に研究及び適用できる法源として、将来的には、成文法の規定を補足する重要な役割を担うことが期待できるだろう。

## 2.2. グローバリゼーションを背景とする国際取引と法

ベトナムの最近の国際経済への統合に向けた動きは速く進んでいる。ドイモイ政策はベトナムの国際経済統合への道を開いた。その後、ベトナムでは常に、国際経済統合がベトナムの経済社会の発展の重要な要素であり、国際社会でのベトナムの地位を高めるものであると看做され、国際経済関係の拡大をベトナム共産党・国家の一貫した政策としている<sup>50</sup>。ベトナムの国際経済統合の流れを顧みれば、幾つかの注目すべき里程碑に言及するこ

<sup>49</sup> “CÔNG BỐ ÁN LỆ” (<http://www.toaan.gov.vn/portal/page/portal/tandc/9758900/143562023/153801172>)

<sup>50</sup> Trần Anh Tuấn, “Chủ động và tích cực hội nhập kinh tế quốc tế, những vấn đề đặt ra cho giai đoạn tới”, Tham luận tại Đại hội Đảng toàn quốc lần thứ 12 của Đảng [チャン・アイン・トゥアン「国際経済に自主的かつ積極的に統合すること、並びに次の段階で抱える問題」党の第12会期党全国大会における報告書]、報告書について参照：“Hội nhập kinh tế quốc tế và những vấn đề đặt ra cho giai đoạn tới”

とができる。ベトナムは、1995年にASEAN、1998年にAPEC、及び2007年にWTOに各々参加し、各組織の加盟国になっている。WTOへの加盟はベトナムの国際経済活動への全面的な参加を表明したものであると考えられている。その後もベトナムは、引き続き数多くの自由貿易協定（Free Trade Agreement; FTA）を締結してきた。ベトナムは、日本との間では2008年に経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（日・ベトナム経済連携協定）（Agreement between Japan and the Socialist Republic of Vietnam for an Economic Partnership; VJEPA）を締結し、その後も2011年にベトナム・チリ自由貿易協定（Vietnam – Chile Free Trade Agreement; VCFTA）、2015年にベトナム・韓国自由貿易協定（Vietnam - Korea Free Trade Agreement VKFTA）、ベトナム・ユーラシア関税同盟自由貿易協定（Vietnam – Eurasian Economic Union (EAEU) Free Trade Agreement; VCUFTA）を立て続けに締結した。2015年にはASEAN経済共同体（ASEAN Economic Community; AEC）が発足し、ASEAN発展の重要な里程標になっている。ASEANの一員としてベトナムは、AECから多くの影響を受けると予想されている。これらに加えて、近年では、国際経済統合に関してTPP協定とベトナム・EU自由貿易協定（Vietnam – EU Free Trade Agreement; EVFTA）がベトナム国内で関心を集めているのである。これらは新時代の自由貿易協定（New Generation FTAs）と看做され、現時点では発効していないものの、ベトナムの経済発展の新たな原動力になると期待されている<sup>51</sup>。このような国際経済統合動きは、ベトナムにおける国際取引の発展を更に強化するものであると信じるに足る根拠として十分であろう。

ベトナム共産党は国際経済統合の重要な役割を認識しており、国際経済への参加を更に促進する方針を確立するため、党中央執行委員会が2016年11月5日、第12会期第4回会議において、「我が国が新時代の自由貿易協定に参加している背景において国際経済統合を有効的に実現し、政治・社会の安定を堅持することに関する議決第06/NQ-TW号（Nghị quyết số 06 – NQ/TW Hội nghị lần thứ tư Ban Chấp hành Trung ương Đảng khoá XII, về thực hiện có hiệu quả tiến trình hội nhập kinh tế quốc tế, giữ vững ổn định chính trị - xã hội trong bối cảnh nước ta tham gia các hiệp định thương mại tự do thế hệ mới）（議決第6号）を發布した。議決第6号は、「国際経済統合が経済・社会を発展させ、国家の総合的な力を増加さ

---

09:21 SA, 23/01/2016 (<http://baochinhphu.vn/Dua-Nghi-quyet-Dai-hoi-XII-cua-Dang-va-o-cuoc-song/Hoi-nhap-kinh-te-quoc-te-va-nhung-van-de-dat-ra-cho-giai-doan-toi/246682.vgp>)

<sup>51</sup> もっとも、TPP協定については、前述したように、2017年2月末現在、発効のめどは立っていない。

せ、市場を広げ、輸出を強化し、投資資金、技術、知識、管理経験及び他の重要なリソースを大量に調達でき、多くの仕事を増やし、国民の文化水準を高め、及び物質的・精神的生活を改善するための重要なリソースの一つとなっており」、「我が国とパートナーとの関係を深め、国家を発展させるための平和的・安定的な環境を維持し、祖国の独立、主権、統一及び領域を守り、政治の安定及び社会秩序・安全を保障し、ベトナム国及びベトナム国民のイメージを広げることに重要に貢献した」と評価した。この議決を受けて、現在ベトナムでは、国際経済統合を更に強化し、促進することが、ベトナム全土及び全国民に共通する任務となっている。議決第 6 号においてベトナム共産党は、国際経済統合が国際統合の核心であり、文化・教育等の他の分野の統合が国際経済統合に資する良好な条件を講じなければならず、国家が、国・企業・ベトナム製品の競争力を発展させ、向上させ、経済の発展水準を高めるために力を尽くす必要があると指摘した。議決第 6 号で提示された政策によって発展の扉が開かれるとことで、将来的には、国際商取引をはじめとして、ベトナムにおける国際取引は更に盛んに行われるようになり、ベトナム経済の主導的な発展動力となるであろう。

上記に述べたように、グローバリゼーションに伴い、ベトナムにおける国際取引はより一層盛んになっている。この流れの中で、国際経済統合を促進し、国際取引を更に発展させることは、ベトナムの一貫した政策になっていることは言うまでもないだろう。ベトナム共産党は、国際経済統合活動を促進し、国際取引の連続的な発展を確保する為に、法システムの改正、整備が必要であると国会や政府に指示している。国際取引に対する重要な役割を担う国際私法は、国際取引を規律する法システムとして、最初に明確にすべき基本的なルールである。そこで第 2 章では、ベトナムの国際私法は、どのような法律であり、またどのように国際取引の発展に対応しているのかについて明らかにする。

## 第2章

### ベトナムにおける国際私法の概要

#### 第1節 ベトナムの国際私法の概念

##### 1.1. 定義

ベトナムで、国際私法とは独立の法的分野で、渉外的要素を有する民事関係を規律する法だと理解されている<sup>52</sup>。一定の法が当該分野に関する法規範からなることは言うまでもないであろう。しかし、その法規範が何を目的とし、何を規律するのか、そして他の法分野と比べてどのように違うのかは、当該法分野と他の法分野との区別のための重要な点である。このため、国際私法を国際公法や民法などと区別する上記国際私法の定義で示された三つの特徴（民事関係、渉外的要素、国際私法の独立性）は理論上の重要な問題となる。以下では、この3つの特徴について詳細に述べる。

まず、民事関係の内容である。民事関係とは、平等、意思の自由、財産の独立及び自己責任を基礎として成立される各関係のことを言う。具体的には、その関係における自然人、法人の人格及び財産に関する権利・義務から構成されるものである<sup>53</sup>。その人格関係及び財産関係は必ず平等、意思の自由、財産の独立及び自己責任に基づき形成されるものでなければならない。これは、単に人々の生活上の人格・財産関係のみを含むものではなく、婚姻家族関係、経営商業関係、労働関係、知的財産関係などをも含むと考えられている<sup>54</sup>。これらの法律関係では、私的利益の取得が目的とされており、公権力を振りかざし、あるいは、一方の当事者が相手に対して制裁・罰を決める制圧的な権力を行使することはできない。このような性質は、一方の当事者が国家機関であり、公権力を持ち、公的

---

<sup>52</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、2013年、10頁；ド・ヴァン・ダイ、マイ・ホン・クイー、『ベトナム国際私法』、国家政治出版社、ホーチミン市、2010年、19頁

<sup>53</sup> 2015年民法第1条

<sup>54</sup> この範囲は2005年民法第1条で明記されている。2015年民法は、2005年民法とは異なり、明示の列挙規定はないものの、一般法として、民事的な本質を持つすべての関係を規律すると考えられている。

利益の保護を目的として、法律の規定に基づき、国家の代表として相手に対して制圧的な権力を行使できる公法関係としての行政法や刑法の適用とは根本的に異なる特質であると思われる。国際私法は、民事関係（家事、商事、労働などをも含む）を規律対象とすることから、平等、意思の自由、財産の独立及び自己責任という原則に基づき成立する関係を規律するものである。

しかしながら、ベトナムにおける国際私法は、民事的な性質を有する実体法上の問題だけではなく、これに関連する手続法上の問題、また、行政法上の問題をも規律対象としている。例えば、国際民事訴訟、国際商事仲裁、外国人の管理制度、待遇制度等に関する問題である。これらの問題はいずれも国際的な民事関係と関連するもので、国際取引紛争を解決するため、国際私法が言及しなければならないものである。後述するように、国際私法の主体には、ベトナム人、ベトナム法人のほかに、外国人、外国法人をはじめとする外国主体もある。内国人または内国法人か、外国人または外国法人かを区別する根拠は国籍である<sup>55</sup>。国籍の享受や消滅の問題、多国籍問題、無国籍問題が生じる場合、国籍の如何は、当該外国人の法的能力、資格、権利義務に影響することになる。そのため、民事関係の問題を解決する前提として、国籍に関する問題（国籍の取得、消滅等）を解決しなければならない場合がある。ベトナムでは、国籍に関する問題は、国際私法の研究範囲に属していると考えられている<sup>56</sup>。これは、そもそも行政関係の問題ではないだろう。また、民事関係（例えば、ベトナム会社との契約締結）に参加し、相手側と紛争が生じる場合、この紛争を解決する前提として考慮しなければならない問題は、どの規則を適用するかという問題ではなく、まずどの機関・裁判所が管轄権を持つか、又どの手続に基づき解決するかという問題である。管轄権や手続法が確定された後、準拠法の規範に従い、事件を実質的に解決することになる。つまり、渉外的要素を有する民事関係を徹底的に規律するために、ベトナムの国際私法は、実体法（広義の民事関係、かつ一定の行政問題）上の問題に關してだけでなく、手続法上の問題に關してまで規律対象に含んでいる<sup>57</sup>。このよう

---

<sup>55</sup> 2008年11月13日付け国籍法法律第24/2008/QH12号（Luật số 24/2008/QH12 ngày 13 tháng 11 năm 2008, Luật Quốc tịch）（2008年国籍法）第3条5項、又は2006年11月5日付け渉外的要素を有する民事関係に関する民法の各規定の施行を詳細に規定する政府議定第138/2006/NĐ-CP号（Nghị định số 138/2006/NĐ-CP của Chính phủ ngày 5 tháng 11 năm 2006 quy định chi tiết thi hành các quy định của Bộ luật dân sự về quan hệ dân sự có yếu tố nước ngoài; 議定138号）第3条2項を参照されたい。

<sup>56</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、2013年、75-96頁；ド・ヴァン・ダイ、マイ・ホン・クイー、『ベトナム国際私法』、国家政治出版社、ホーチミン市、2010年、36頁

<sup>57</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、2014年



に、ベトナム国際私法の規律対象となる範囲が極めて広いといえよう。

次に、渉外的要素の意義を明らかにする。ベトナム国際私法は、渉外的要素を有する民事関係を規律するものであることに注意が必要である。ベトナムの実体法では、法律関係の主体、客体及び客観面<sup>58</sup>という三つの側面において渉外的要素が考慮されている<sup>59</sup>。まず主体の側面で、当該民事関係は、参加当事者のうち少なくとも一方が外国の自然人、法人である場合、渉外的要素を有すると言える（2015年民法第663条2項a号）。外国人はベトナム国籍を有さない者、又は無国籍者である<sup>60</sup>。ベトナム国籍を有する者はベトナム国民である<sup>61</sup>。また、2015年民法は外国法人について直接規定していないが、第80条及び第676条1項から見れば、外国法人とは外国法に従い設立された法人と定義されるだろう<sup>62</sup>。しかし、2015年民法第663条は、2005年民法第758条に規定されていた外国機関・組織、海外定住ベトナム人に関する規定を削除している。機関、組織が法人格を有する場合は法人として、法人格を有さない場合は自然人として扱われるので、2015年民法は、渉外的要素を削除したわけではないと思われる<sup>63</sup>。

そして、「海外定住ベトナム人」は自然人として取り扱われるようになる。すなわち、ベトナム国籍を取得している者であれば、ベトナム国民となり、ベトナム国籍が失った者であれば、外国人になる。現在、ベトナム法は、「海外定住ベトナム人」の概念を明確に規定していない。2008年国籍法第3条3項によれば、海外定住ベトナム人は、海外に長期

---

<sup>58</sup> ベトナムの法学理論では、法律関係は、主体、客体、主観面及び客観面という4つの構成要素から成るものとして、分析される。主体は法律行為をする者で、客体は財産をはじめとして主体が目指し又は影響を及ぼしたりするもの、主観面は目的や動機をはじめとして主体の主観的な意思、客観面は法律行為をはじめとして、主体が客観的に外部に表示することであると理解されている。

<sup>59</sup> これも、第1章第1節2.1に述べられた取引の「国際的要素」を具体的に表しているのである。

<sup>60</sup> 議定第138号の第3条2項、4項

<sup>61</sup> 2008年国籍法の第5条1項

<sup>62</sup> 2015年民法第80条「ベトナム法人はベトナム法律に従いベトナム法人である」；第676条1項「法人の国籍は、法人が設立された地の法に従って確定される」。しかし、議定第138号の第3条5項は、「外国法人とは外国法に従い設立された法人である」と直接的に規定した。

<sup>63</sup> この点について、疑問がある。2015年民法は、民事関係における世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織について規律し、「世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織が民事関係に参加する場合、世帯、組合、法人資格を持たないその他の組織の各構成員は、民事取引の成立、履行に参加する主体であり、又は代理人へ民事取引の成立、履行に参加することを委任する」と規定している。これらの組織の構成員は、自己のためではなく、当該組織のために取引を成立、履行するので、個人として取り扱われることは妥当ではないだろう。また、2015年民事訴訟法第464条2項a号とも異なっている。2015年民事訴訟法は、外国の個人、機関、組織の少なくとも一つが参加している事件を渉外的要素のある民事事件と見做している。

間居住し、生活している(1)ベトナム国民、及び(2)元ベトナム外国人<sup>64</sup>（出生のときに、そもそも血縁原則に基づきベトナム国籍を持ったことがある者、並びにその子、孫で、かつ海外で長期間にわたり生活、居住している者（2008年国籍法第3条4項））である。換言すれば、元ベトナム外国人は、かつてはベトナム国籍を有していたが、現在はベトナム国籍を有しておらず、外国籍を有するようになった者をいう。しかし、条文の文言からは、海外にどのくらい居住し、生活すれば、「長期間」とみなされるかは不明である。2015年民法第663条2項の取り扱いに従えば、海外定住ベトナム人が外国人であれば、外国人である海外在住ベトナム人の参加する民事関係は涉外関係となる。海外定住ベトナム人がベトナム国民であれば、彼らが海外において成立・変更・履行・消滅させる民事関係、又は海外に所在する財産を対象とする民事関係の当事者となる時にのみ、第663条2項b号若しくはc号により、当該民事関係は涉外的要素を有することになる。ベトナム国籍を有する海外定住ベトナム人が、ベトナム国内で完結する他の民事関係の当事者となる場合、当該民事関係については、他のベトナム国民と平等に取り扱うべきである<sup>65</sup>。

確かに、2015年民法第663条は自然人と法人のみに言及しているが、国際取引を始めとする民事関係の主体を厳密に分類すれば、自然人、組織（法人、法人格のない団体）、国家（またその一部の機関）、国際組織（国際機構）（またその一部の機関）という4つの種類があると考えられている<sup>66</sup>。確かに、自然人と法人は国際民事取引の最も一般的で基本的なものである。しかし、法人格のない団体、国家やその一部の機関、国際組織の民事取引への参加資格を否定することはできない。国家と国家との間の取引だけではなく、また国家と組織、国家と自然人との取引も少なくなく、むしろ国家間契約より圧倒的に多いで

---

<sup>64</sup> ベトナム語では“Người gốc Việt Nam là công dân nước ngoài”と表記されており、直訳すれば「ベトナム人であったが、現在外国国民となっている者」となる。

<sup>65</sup> もっとも、2014年婚姻及び家族法や2010年養子縁組法などは「海外定住ベトナム人」の概念を未だに維持している。

<sup>66</sup> 国家や国際組織、これらの一部の機関は、確かに法人格を有しており、法人として分類される主体であると考えられることができる。2015年民法はこの立場を取っている。しかし、自然人、組織（法人、法人格のない団体）、国家（またその一部の機関）、国際組織（国際機構）（またその一部の機関）の4つの主体は、国際民事取引の主体ではあるものの、その法的地位は同等ではない。法的地位を基準にこれら4主体を分類すれば、自然人と組織のグループ及び国家と国際組織のグループに分けられる。なぜならば、国際法の原則として、国家は主権免除、国際組織は（国際機構の）特権免除を各々享受しているからである。一方で、自然人と組織は、その国籍により法的地位は異なることもあり得るが、原則として、内国民待遇に基づき、所在地の国民や法人と同じ法的地位を享受できる。そのため、国際私法と国際商取引法分野とも国際取引の主体をこのように分けている。

あろう。国際組織と海外駐在事務所が活動するために、各種の設備や備品購入、事務所賃借、職員雇用など民事取引を行う必要があるはずである。つまり、ベトナム自然人、法人、又は国家と外国の自然人、法人、又は国家、若しくは国際組織との間の取引は、国際取引となる。

客観面では、その民事関係の成立・変更・履行・消滅が外国で生じる場合にも、渉外的要素を有する民事関係だと言える（2015年民法第663条2項b号）。法律関係の客観面は、外部に表示されたものであり、一般的に当該関係の成立、変更、履行、消滅に関する行為（作為又は不作為）だと考えられている。例えば、両会社がベトナム法人であり、ベトナムにおける財産に関する売買契約を結ぶが、当該契約は、海外で締結される場合、渉外的要素を有すると認められ、ベトナム国際私法の規律対象となる。グローバル化の進む世界における民事取引の成立・変更・履行・消滅するのは一般的になっていると言えるだろう。2005年民法の第758条は、渉外的要素を有する民事取引の客観面を「ベトナム国民、ベトナムの組織が参加当事者である民事関係であるが、その民事関係を成立、変更、消滅するための根拠が外国法に依拠する、又は外国で生じる」と規定した。しかし、もし民事関係を成立、変更、消滅するための根拠が外国法に依拠するのであれば、準拠法が当該外国法であると既に決まっていることになるだろう。そうすると、渉外的要素を判断する意味もなくなるだろう。この問題を認識した上で、2015年民法第663条2項b号は、「外国法に依拠する」という文言を削除し、2005年民法第758条の深刻な問題を克服した。

又客体の面では、主体の国籍に関わりなく、当該関係に関連する対象が外国に存在する場合、渉外的要素を有する民事関係だと理解される（2015年民法第663条2項c号）。例えば、外国にある不動産に対するベトナム人の所有権の関係、海外にある財産に関するベトナム人同士の売買契約などである。しかし、民事関係の対象は、財産及び非財産的利益があると考えられている。ベトナムでは、財産は物、金員、有価証券及び財産権であると説明されており、不動産及び動産からなる。不動産及び動産は、現存財産及び将来形成財産であり得る（2015年民法第105条）。これらは売買や賃貸借等の契約類型の一般的な対象となる。準拠法上、不動産と動産により、第3章で述べるように幾つかの場合における取引の適用法が異なることがある。そのため、本報告書における考察に際しては、この区別に留意すべきである。2015年民法によれば、不動産は、次のものからなる（第107条）。

- ① 土地
- ② 土地に付着した住宅，建築物
- ③ 土地，住宅，建築物に付着したその他の財産
- ④ 法の規定に基づくその他の財産

以上に列挙されていない財産が動産となる。

一方、財産以外の非財産的な利益は法律上規定されていないが、取引の当事者がその目的としている客体が上記のような財産ではなく、無形の仕事や精神的な利益であると解される。請負や役務提供の契約類型の対象は一般的にこの非財産的利益に属していると考えられている。例えば、住宅建設契約を結ぶ場合、その目的は住宅建設という仕事の完成である。また、観光客が海外ツアーガイド契約を結ぶ場合、その目的は一定の財産ではなく、ツアーサービスの獲得である。

これら財産及び非財産的な利益が海外に存在する場合、その取引は国際取引となる。すなわち、ベトナム企業間の不動産や動産の取引であっても、当該財産が海外に存在する場合は、民事関係（国際取引）である。ツアー会社および観光客がベトナム人であり、契約がベトナムで締結された場合でも、ツアーサービスという役務の一部でも海外で提供されるならば、それは外国的要素を持つ。従って、これらはいずれも国際民事取引であり、ベトナム国際私法が問題となる。2005年の第758条が「当該関係に関連する財産が外国に存在する」ことのみを規定したが、「財産」の代わりに非財産的なものを含む「対象」という言葉を使うことにより、2015年民法は、民事関係の客観面における涉外要素を広げてきた。

以上の三つが、ベトナムの国際私法の規律対象となりうるかを決定する涉外的要素である。ベトナム国際私法の規律対象が涉外的要素を有する広義の民事関係であることが、国際私法と他の法分野とを区別するものであり、国際私法の特質であると言える。

最後に、国際私法の独立性の意味を明らかにする。上記の国際私法の規律対象からみれば、国際私法は民法の一部或いは民法の特別法に過ぎないという意見があるかもしれない。しかし、ベトナムでは、民法は実体法であり、手続問題を取り扱わない。確かに、涉外的要素を有する民事関係に関する紛争を解決するために、ベトナム民法の規定を適用することがあるが、それは国際私法を適用した後の結果である。当該紛争解決においては、国際私法の準拠法決定のルールに従い、外国の法を適用することも、ベトナムの法を適用

することもあるわけである。そのため、国際私法の規範は、主にベトナムの民法典に集中しているものの（2005年民法第7編、2015年民法第5編）、理論上、民法の一部や民法の特別法とは言えない。また、国際私法が国際公法（Public International Law）と区別されることは、言うまでもない。国際公法は国際法であるが、国際私法はあくまで国内法である<sup>67</sup>。これらのことから、ベトナムにおける国際私法は独立の法分野だと考えられている<sup>68</sup>。

## 1.2. 法源

上記のように、ベトナムの国際私法は、かなり広い範囲で渉外的要素を有する民事関係を規律しており、法システムにおいて独立した法分野である。そうすると、ベトナム国際私法のルールは、どこに存在しているのかを紹介したい<sup>69</sup>。国際取引がベトナム国際私法の規律対象一部なので、国際私法の法源を分類すれば、第1章第2節1で述べたベトナムにおける国際取引を規律する4つとは異ならないと考えられている。つまり、ベトナムの国際私法には一般的に①国際条約、②国内法、③国際慣習、④判例という4つの法源がある<sup>70</sup>。しかし、国際私法のルールがいわゆる抵触規範（準拠法を決定する規範）、及びいわゆる介入規範（当事者の権利義務を直接定める規範）から構成され、国際取引だけではなく広範の民事関係を規律することを考慮すれば、国際私法の法源は、ベトナムにおける国際取引を規律する法システムと重複するわけではない<sup>71</sup>。そして、ベトナムの国際私法研究者の理論にいくつかの問題があるので、ここで検討する。

国際私法の規律対象は渉外的要素を有すもので、2カ国以上と関連している。国際調和を図るため、各国の合意で成立した条約は国際私法の間接的に規律すると思われる。国際私法の法源となる条約は多国間条約及び二国間条約がある。多国間条約として、

---

<sup>67</sup> Nguyễn Ngọc Lâm, “Nhiệm vụ và vị trí của Tư pháp quốc tế trong hệ thống pháp luật”, Tạp chí Khoa học pháp lý, Số 1/2004 [グエン・ゴック・ラム「法システムにおける国際私法の任務及び位置」法学科学雑誌、2014年1月号]

<sup>68</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、2013年、14頁

<sup>69</sup> 後述するが、ベトナム国際私法のルールは、抵触規範（準拠法を決定する規範）だけではなく、介入規範（当事者の権利義務を定める規範）もあることを前提とする。しかし、介入規範の性格は更に検討する必要があると思われる。詳細参照は本章第2節である。

<sup>70</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、2013年、14頁乃至26頁

<sup>71</sup> 本報告書は、私人間の国際取引のみに言及する。国際取引法は、私人間関係だけではなく、国家間の関係をも規律するという考えがあるが、国家間の国際取引を規律する法（条約）は、国際私法というよりも国際公法に近く、国際私法の法源とならないだろう。

まずハーグ国際私法会議による諸条約が国際私法分野における著名なものとしてあげられる。ベトナムは 2013 年にハーグ国際私法会議のメンバーとなり、現時点において、1993 年の国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約（2011 年批准）、1965 年の民事又は商事に関する裁判上の文書の外国における送達及び告知に関する条約（2016 年加入）を締結している<sup>72</sup>。この他に 1954 年の民事訴訟手続に関する条約、1980 年の国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約及び 2005 年の管轄合意に関する条約の締結を予定している。多国間条約の他に、二国間条約は、司法共助協定をはじめとして、ベトナムの国際私法の重要な法源となっている。現在、ベトナムは 17 ヶ国及び地域と民事・商事・家事・労働に関する司法共助条約を締結している<sup>73</sup>。これらの条約は、国際取引を直接的に規律しないが、家事関係、民事訴訟関係等のベトナム国際私法の規律対象を直接的に規律するので、国際私法の重要な法源だと言える。条約の重要性を認識した上で、多くの国際機構や国家は国際私法に関する条約の制定に力を尽くしている。その中でも、国際連合国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law; UNCITRAL）、私法統一国際協会（International Institute for the Unification of Private Law; UNIDROIT）、ハーグ国際私法会議などは、国際私法の統一に大変貴重な貢献をしている。これらの活動により、将来的には、国際私法の統一も現実のものとなるかもしれない。

条約の重要な役割を否定することができないものの、国際私法の最も一般的で最も基本的な法源は国内法である。上述したように、国際私法は国内法であり、極めて広い範囲を規律するからである。まず、強調すべきは、ベトナムでは、日本の通則法、韓国の国際私法等のような特別法が存在しないという点である。ベトナムの国際私法の規則は、民事関係を規律する個々の法中に存在している。つまり、個々の法において涉外的要素を有する部分を定める規定が、国際私法の規則になると考えられている。

---

<sup>72</sup> Hague Conference on Private International Law, “HCCH MEMBERS>Viet Nam” (<https://www.hcch.net/en/states/hcch-members/details1/?sid=230>)

<sup>73</sup> アルジェリア（2010）、ポーランド（1993）、ベラルーシ（2000）、ブルガリ（1986）、キューバ（1984）、台湾（2010）、ハンガリー（1985）、ラオス（1998）、ソ連（1981、ロシア継続）、モンゴリア（2000）、ロシア（1998）、フランス（1999）、チェコスロバキア（1982、チェコ及びスロバキア継続）、北朝鮮（2002）、中国（1998）、ウクライナ（2000）、カザフスタン（2011）。参照：“DANH MỤC CÁC HIỆP ĐỊNH VỀ TƯƠNG TRỢ TƯ PHÁP TƯƠNG TRỢ TƯ PHÁP VÀ PHÁP LÝ GIỮA VIỆT NAM VÀ CÁC NƯỚC” (<https://lanhsuvietnam.gov.vn/Lists/BaiViet/B%C3%A0i%20vi%E1%BA%BFt/DispForm.aspx?List=dc7c7d75-6a32-4215-afeb-47d4bee70eee&ID=414>)

まず、憲法に規定される（外国人を含む）人の基本的な権利義務に関する規定、経済制度に関する規定が、渉外的要素を有する民事関係の土台となっている。例えば、（外国人を含む）「全ての人は、法が禁止していない諸職業を自由に営む権利を有する」（2013年憲法第33条）、「ベトナムに居住する外国人は、ベトナムの憲法及び法を遵守しなければならない；生命、財産及び各権利、正当な利益は、ベトナムの法に従い保護される」（2013年憲法第48条）、「国は、営業者、企業及びその他の自然人、組織が投資、生産、経営し；各経済部門を持続的に発展させ、国土の建設に貢献することを奨励し、条件を創出する。投資、生産、経営する自然人、組織の合法的な財産は、法により保護され、国有化されることはない」（2013年憲法第52条3項）という規定がある。この憲法の規定に基づき、民事領域の法律は渉外的要素を有する関係の詳細を定めている。例えば、2005年民法第7編に渉外的要素を有する民事関係を定める規定があり、当該規定は国際私法の国内法における法源とみなされる。同様に、2014年6月19日付け婚姻及び家族法法律第52/2014/QH13号（Luật số 52/2014/QH13 ngày 19 tháng 06 năm 2014, Luật hôn nhân và gia đình）（2014年婚姻家族法）第8章の渉外的要素を有する家事関係を定める規定、2005年商法第5条、第16条乃至第23条などの規定（外国商人に関する権利義務や準拠法の選択権を規律する規定）は国際私法の規則として認められている。投資分野には2014年11月26日付け投資法法律第67/2014/QH13号（Luật số 67/2014/QH13 ngày 26 tháng 11 năm 2014, Luật đầu tư; 2014年投資法）、労働分野には2012年6月18日付け労働法典法律第10/2012/QH13号（Luật số 10/2012/QH13 ngày 18 tháng 06 năm 2012, Bộ luật lao động）（2012年労働法典）、知的財産権分野には2005年11月29日付け知的財産法法律第50/2005/QH11号（Luật số 50/2005/QH11 ngày 29 tháng 11 năm 2005, Luật sở hữu trí tuệ）（2005年知的財産法）が各々存在する。また、手続法分野には旧民訴法、2010年6月17日付け商事仲裁法法律第54/2010/QH12号（Luật số 54/2010/QH12 ngày 17 tháng 06 năm 2010, Luật Trọng tài thương mại）（2010年商事仲裁法）がある。それぞれの法律は、各分野の民事的關係における渉外的要素を有するものに関する規定を含んでいることから、国際私法の法源として研究の対象とされている。各法律の施行細則として、多くの議定（政令）、通達（省令）、最高人民裁判所裁判官評議会の議決（最高裁判所の条例）などが制定されるため、ベトナムでは、渉外的な民事関係を規律する法が数多く存在していると言える。もっとも、これらの法の中でも、ベトナム民法が、ベトナム国際私法の主たる法源となっている。2005年民法第7編及び2015年民法第5編に、ベトナムにおける渉外的民事関係の基本的な原

則や基本的な抵触規範が集中しているからである<sup>74</sup>。2005年民法第7編及び2015年民法第5編は、日本における通則法に相当すると言っても過言ではない。

次に、ベトナムの国際私法の研究者によれば、国際慣習も、国際私法の法源であるとされる。特に商事関係、航海運送関係に関する国際慣習はよく使われている。渉外的民事関係を規律するに当たって、国際慣習の適用可能性は、二つの場合に分類されている<sup>75</sup>。一つ目の場合は、当事者の合意により適用される。これは、2015年民法の第666条に規定されている。第666条によれば、各当事者が準拠法の選択権を有するとの規定がある場合において、各当事者は国際慣習を選択することができる。また、2005年商法第5条2項の前半には、国際商取引において、その当事者は、外国の法律又は国際的商慣習の適用を合意できると規定している。そして、2015年航海法典第5条2項も、航海運送活動に関する契約の当事者は、少なくとも一方が外国機関・組織又は自然人である場合、契約関係において外国法又は国際航海慣習の適用を合意でき、かつ紛争を解決するために、2ヶ国のどちらか、あるいは第三国の裁判所、仲裁を選択できると規定している。なお、二つ目の場合は、当事者が合意しない場合、紛争解決機関の判断により適用される。2010年の商事仲裁法第14条3項によれば、ベトナム法、当事者により選択された法が紛争内容に関する具体的な規定を有さない場合、仲裁パネルは、当該紛争を解決するために、国際慣習の適用又は適用結果がベトナム法の基本原則に反しない限り、国際慣習を適用できる<sup>76</sup>。国際慣習の適用が法律により認められるため、当事者は「インコタームズ (Incoterms)」のFOB、CIF等の国際商事慣習を利用することが多いと言われる<sup>77</sup>。しかし、国際慣習が国際私法の法源であるかどうかは検討が必要だと思われる。上記の一つ目の場合には、国際

---

<sup>74</sup> 本章第2節に述べるように、国際私法には、抵触規範の他、介入規範もある。この介入規範は、具体的な分野を規律する法律に存在している。

<sup>75</sup> 詳細について参照：ド・ヴァン・ダイ、マイ・ホン・クイー、『ベトナム国際私法』、国家政治出版社、ホーチミン市、2010年、41—46頁

<sup>76</sup> この条文を詳細に検討すれば、問題があると思われる。この規定は、2015年民法の第666条と矛盾しているが、2005年民法の第759条4項（渉外的要素を持つ民事関係について、本法典、ベトナム社会主義共和国の他の法律文書、ベトナム社会主義共和国が加盟国である国際条約、又は各当事者の契約によって規律されない場合、適用又は適用の効果がベトナム社会主義共和国の法律の諸基本原則に反しないときは、国際慣習が適用される）に合致するので、2005年民法の余波だと理解できるかもしれない。

<sup>77</sup> 日本では、インコタームズの国際慣習性格を否定する意見があるが、現在、ベトナムでは、インコタームズの国際慣習性格を肯定している。ベトナムにおける学術、研究が発展してなく、間違っているかもしれないが、この問題は、本報告書の研究対象ではなく、将来の他の研究に委ねたい。



慣習は、条約又は国内法における抵触規範の適用結果として準拠法になりうるに過ぎず、国際慣習それ自体が国際私法の抵触規範や介入規範ではない。なお、二つ目の場合には、国際慣習の適用は、適用法がない状態において紛争解決機関の判断により、介入規範として<sup>78</sup>国際私法の法源だと言われている。しかし、例えば、商事仲裁法第 14 条 3 項が抵触規範だと言えるし、その指定結果が準拠法となりうるので、国際慣習を国際私法の法源だと言えにくいと思われる。

最後に、国際私法の法源としての判例である。判例はベトナムの国際私法の理論において、かなり以前から法源とみなされていたが、ベトナムの実定法上、判例が法源とされたのは、それほど古くはない。第 1 章第 2 節で述べたように、判例は、2015 年 12 月の議決第 03/2015/NQ-HĐTP 号により初めて法源と認められた。2016 年の決定第 220/QĐ-CA 号において判例として規定する 6 件のうち 1 つが、国際私法と直接関連している。すなわち、判例第 06/2016/AL 号は、司法嘱託<sup>79</sup>に関するものであり、ベトナムの国際私法に関する法源となりうるものである。もっとも、判例第 06/2016/AL 号を詳細に検討すると、多くの問題が指摘され、国際私法として実質的な効果を有しているかどうか疑問がある。しかし、ベトナムにおいて、判例が法源と認められたことそれ自体だけでも、判例が将来的には更に重要な役割を果たすようになり、渉外的民事関係をより一層効果的に規律することが期待できる<sup>80</sup>。

なお、ある問題に複数の法の適用が考えられる場合、いずれの法を適用すべきかが問題になる。言い換えれば、ベトナムにおける法の適用の優先順位の問題である。まず、渉外的要素を有する民事関係に適用され法<sup>81</sup>は、ベトナム社会主義共和国が加盟する条約又はベトナムの国内法に従い決定される（2015 年民法第 665 条 1 項）。しかし、条約は、憲法を除き、国内法の規定と異なれば、優先的に適用されると考えられている。これは 2015

---

<sup>78</sup>詳細について参照：ド・ヴァン・ダイ、マイ・ホン・クイー『ベトナム国際私法』国家政治出版社、ホーチミン市、2010 年、48—49 頁。ただし、国際慣習に介入規範があるかどうかは、別の研究が必要だと思われる。

<sup>79</sup>司法嘱託とは、関連国の法若しくはベトナムが加盟する国際条約の規定に基づき、一つ若しくは複数の司法共助活動の実施に関するベトナムの権限ある機関又は外国の権限ある機関の書面による要求である（司法共助法第 6 条 1 項）。第 2 章第 3 節 3.3 を参照されたい。

<sup>80</sup>ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、ハノイ、2013 年、25 頁；グエン・ホン・バック『国際私法の勉強及び練習の案内』司法出版社、ハノイ、2014 年、18 頁

<sup>81</sup>2005 年民法と 2015 年民法はともに、ベトナム語で“Luật áp dụng”の文言を使用しており、これを直訳すると「適用法」又は「適用する法」となるが、その意味するところは「準拠法」である。本報告書では、「適用法」、「適用する法」の文言を準拠法と同じ意味で使用している。

年民法第 665 条 2 項にはっきりと規定されている。従って、渉外的要素を有する民事関係に適用される法に關し、条約が、民法及びその他の国内法と異なる規定を有する場合、当該条約の規定が優先して適用される。第 665 条 1 項、2 項に基づいて適用される法を決定できない場合、適用法は、その外國的要素を有する民事関係と最も密接に關係する地の法である（2015 年第 665 条 3 項）。

上述したように 2015 年民法第 666 条に従えば、國際慣習は、当事者が選択する場合に、適用される。2015 年民法第 666 条の規定は 2005 年民法の規定を改正したものである。2005 年民法第 759 条 4 項によれば、渉外的要素を持つ民事關係について、本法典、ベトナム社会主義共和国の他の法文書、ベトナム社会主義共和国が加盟国である國際条約、又は各当事者の契約によって規律されない場合、適用又は適用の効果がベトナム社会主義共和国の法律の諸基本原則に反しないときは、國際慣習が適用される。しかしながら、2015 年民法第 666 条は、各当事者が準拠法の選択権を有すると定める規定がある場合においてのみ、國際慣習が適用される旨を規定している。そのため、國際条約、国内法、及び当事者の契約が準拠法について規定していない場合、國際慣習が適用されるのかが問題となる。2015 年民法第 664 条の規定に従えば、準拠法に關する規定のない場合、当該渉外的要素を有する民事關係と最も密接な關連を有する国の法が適用されることになる。664 条が「最も密接な關連を有する国の法」と明記していることで、國際慣習の適用を除外していると理解できるだろう。しかし、2015 年民法第 5 条 2 項は、当事者が合意をすることなく、かつ法も規定しない場合における慣習の適用を規定している。この規定は、単に国内民事關係のみに適用されるのか、それとも渉外的要素を有する民事關係にも適用されるのかについて、明確ではない<sup>82</sup>。現時点では、いかなる場合に國際慣習が適用されるのかについては、将来の詳細な規定の導入、又は判例の展開に期待したい。

また、判例の適用順位は 2015 年民法第 5 編では規定されていないが、2015 年民法第 6 条によれば、民事法の規律範圍に属する關係が生じたが、各当事者が合意をしておらず、

---

<sup>82</sup> 2017 年 0 月に出版予定のハノイ法科大学の新しい國際私法教科書の原稿に書いている理論によれば、2015 年民法第 5 条 2 項に基づき、当事者が合意せず、かつ法も規定しない場合（準拠法や実体法がない場合）において、渉外的民事關係にも慣習が適用される。しかし、同教科書を執筆した同じ学者は、第 664 条 3 項について、「事前に適用法を確定できない場合、國際慣習又はベトナム法を適用するようになった」と解釈して、2015 年民法における最密關連国の法の適用を新しい規定であると評価した。この解釈に従えば、國際慣習は適用されなくなる（グエン・ヴァン・クー、チャン・ティ・フエ（編）『ベトナム社会主義共和国の 2015 年民法典の科学的評価』公安人民出版社、ハノイ、2017 年、1039 頁）

法律にも規定がなく、適用できる慣習も存在しない場合、類似する民事関係を規律する法の規定が適用される。ところが、類似法を適用できない場合は、民事法の各基本原則、判例、公平の原理が適用される。すなわち、判例は、他の手段が何もない場合においてのみ、適用され得ると考えられる。この規定は、具体的な事件を解決する際に、判例が補足的な法源として裁判官の参考になるとする議決第 03/NQ-HĐTP 号の趣旨に異なっているだろう。なぜならば、議決第 03/NQ-HĐTP 号によれば、ベトナムの判例は、解釈の一致しない法の規定を明確にするための各争点又は法的事項を分析又は解釈し、及び具体的事件において適用すべき原則、処理の方針又は法規範を指定するものなので<sup>83</sup>、具体的な事件において各々の準拠法を決定する際に、判例は、補足的な役割を果たすと期待されている。

ベトナムにおける国際私法について報告する場合、上記のすべての法源を考察しなければならぬと言える。しかし、国際私法の国内的性格及び国際私法の法源としての国内法の重要性からみれば、本報告では、国際私法の法源としてのベトナム社会主義共和国の国内法を中心として、ベトナムにおける国際取引に関する国際私法を研究する。

### 1.3. 発展の歴史

ベトナムでは、国際私法の歴史はそれほど古くない。最も古い国際私法ルールは、1812年の嘉隆法典（Bộ luật Gia Long）<sup>84</sup>の中で言及されたものであると言われている<sup>85</sup>。現在のベトナム社会主義共和国の国際私法は、ベトナム社会主義共和国とともに誕生し、1945年乃至1975年、1975年乃至1986年、1986年乃至現在という3段階に成長してきた。ただし、1945年の独立後、1975年までの30年間、フランスやアメリカとの戦争が続いたので、ベトナムでは、法システム、特に経済関係法、渉外的民事関係法はあまり整備されなかった。国際私法のルールとして存在したのは、主に外国人の権利義務を直接的に規律するものに過ぎない。

1975年4月30日、南ベトナムが解放され、ベトナムの南北統一が実現したことを背景として、ベトナムの国際私法は、それ以前の段階よりも発展したが、十分だと言えなかった。南北統一の後、社会主義への道を選びながら、第1章で述べた通り、実施政策に間違いがあり、ベトナム経済は成長できず、国際経済への統合も十分ではなかった。ドイモイ

<sup>83</sup> 2015年12月に定められた最高人民裁判所裁判官評議会議決第03/NQ-HĐTP号第2条

<sup>84</sup> 嘉隆帝（1762-1820）によって制定されたものである。

<sup>85</sup> ド・ヴァン・ダイ、マイ・ホン・クイー『ベトナム国際私法』国家政治出版社、ホーチミン市、2010年、56-57頁

以前の渉外的民事関係に関する規律は、内容が簡単であり、その数が少なかった。当時の渉外的民事関係は主に外国人、外国法人の権利義務やその外国人・外国法人が参加する簡単な経済関係（物品売買関係）を対象とするものであった<sup>86</sup>。

ドイモイ政策が採択された背景とその後のベトナムの状況、法律に対するドイモイ政策の影響の下、ベトナム国際私法は、飛躍的に発展してきた。特に、1995年に民法を制定する際に、渉外的要素を有する民事関係を規定する第7編が特別に設けられ、ベトナムの歴史上に初めて渉外的な民事関係に対する準拠法のルールが体系的に定められた。1995年民法第7編は、ベトナムの国際私法の基本的な原則、規則を定め、ベトナム国際私法の発展の里程碑となった。その後、ベトナムは国際経済統合、社会主義市場経済のために、恒常的に法律を整備することに力を尽くしている。ベトナム国際私法も、この流れの中にあり、次々に整備されてきた。国際私法の規則が集中する民法は、2005年と2015年の2回にわたり改正され、渉外的要素を有する民事関係の規制効果をより向上させていると期待されている。次節では、2005年民法及び2015年民法におかれた国際私法の規定を比較、分析する。

もちろん、民法の他に、国際私法の規則を含む法律は数多く存在し、経済社会の発展に伴い整備された。特に、2013年憲法が制定されて以降、憲法の規定に合致し、国際経済統合の要求により一層対応できるように、国際私法のルールを有する多くの法律が改正されている。例えば、2005年商法、2006年民事航空法（2014年一部改正）、2005年航海法典（2015年改正）、2005年投資法（2014年改正）、2005年住宅法（2014年改正）などである。これらの法律は、ベトナムにおいて渉外的要素を有する民事関係の法的土台となり、最近の多くの条約の締結とともに、国際私法の重要な発展段階に至る道を開くと考えられる。

## 第2節 ベトナムの国際私法における法の抵触

### 2.1. 概念

法の抵触（Xung đột pháp luật - Conflict of laws）は、国際私法の特異な現象であると言われ、また、多くの国では、国際私法の別称として「抵触法」が用いられている。ここで

---

<sup>86</sup> 参考：グエン・ドック・ヴィエット「外国人の法的地位に関するベトナム法の誕生及び発展過程」ワークショップ記録『ベトナムにおける外国人の法的地位』ハノイ法科大学、2015年12月11日、1頁—20頁

は、法の抵触が国際私法の特殊な現象であり、多くの国が国際私法を抵触法と呼んでいる理由を説明する。

法の抵触とは、2 つ以上の法システムが、1 つの渉外的民事関係を規律するために、共に適用され得る現象だと定義されている<sup>87</sup>。例えば、ベトナム法人 A が日本法人 B と物品売買契約を締結する場合、当事者それぞれの国籍から、日本法及びベトナム法の適用可能性が考えられる。また、当該契約がシンガポールで締結される場合、ベトナム法や日本法に加え、シンガポール法も行為地の法として、当該契約関係に適用される可能性がある。つまり、法の抵触は、各国の法の矛盾や対立といった問題ではなく、一つの渉外的民事関係につき、適用され得る法システムが複数存在するという問題である。

法の抵触が生じる理由として、国際私法の規律対象の特徴に言及する必要がある。国際私法の規律対象は渉外的要素を有する民事関係であるので、「渉外的要素」及び「民事関係」に注意することになる。渉外的民事関係に渉外的要素が存在している以上、少なくとも 2 つ以上の国、2 つ以上の法システムと関連する。それに加え、渉外的民事関係は、民事関係の特質を有するもの、すなわち平等、意思の自由、財産の独立及び自己責任を基礎として形成されるものである。そのため、関連する法システムは、当該渉外的民事関係の規律につき対等な価値を有すると考えられている。その結果として、渉外的民事関係の規律につき、少なくとも 2 つ以上の法システムの適用が考えられ得る。すなわち、法の抵触という現象が生じてくる。

国際私法の規律対象の特徴が法の抵触という問題を引き起こす主な原因となると思われるが、いずれの国の法も同じであれば、法の抵触という問題を論ずる意味はないであろう。なぜならば、いずれの国の法を適用しても、同じ結果になるからである。現在、世界には 200 以上の国及び地域があるが、完全に同じ法を有する国または地域は存在しないはずである。なぜなら、法律は、それぞれの国の政治制度、経済状況、文化、慣習などに基づき、制定されるものだからである。各国の政治制度、経済状況、文化、慣習が異なっているため、その法は、同じではなく、自国の特徴を持っているであろう。こうした各国の法の相違は、国際私法関係の解決に影響を及ぼす。例えば、上記のベトナム法人と日本法人の契約の例を挙げると、当該契約が公証されていない場合において、ベトナムの法律によれば公証が必要であるが、日本の法律によれば公証が必要ではないとき、ベトナムの

---

<sup>87</sup> 参考：ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、ハノイ、2013 年、27 頁

法を適用すれば、当該契約は無効となるが、日本の法律を適用すれば有効となる。ベトナム側が契約を無効にしたい場合にはベトナム法の適用を望むが、逆に、日本側が契約を有効にしたい場合には日本法の適用を望むであろう。そのため、どの国の法を適用するのかは、先決的で重要な問題として解決しなければならない。その任務を担うのが国際私法である。

ベトナム国際私法学者によれば、法の抵触は、国際私法に特有のものとされる。しかし、なぜ民法や刑法など他の法分野には法の抵触がないのであろうか。通常では、ベトナムの民法学者が渉外的要素を有さない分野のみを研究し、当然の帰結として他国の法システムと関連しない以上、2つ以上の法システムが適用され得ることにはならない<sup>88</sup>。また、行政法や刑法などの公法分野は、それが領土的効力を持ち、国家の主権を表すので、渉外的要素を有しても法廷地国の法しか適用され得ないと思われている<sup>89</sup>。訴訟法は公法の1つであるので、民事訴訟法はベトナムの国際私法の一部だと見做されているが、法の抵触がないことに留意する必要がある。

## 2.2. 法の抵触の解決

渉外的民事関係に適用され得る2つ以上の国の法システムが存在し、いずれの国の法を適用するかにより解決結果が異なるので、いずれかの国の法を選択しなければならない。すなわち、法の抵触という問題を解決する必要がある。ベトナムでは、法の抵触を解決するため、2つの手段があると考えられている。すなわち、いわゆる「抵触的方法」といわゆる「実質的方法」である。

「抵触的方法」とは、適用される一定の法システムを選択するために、いわゆる「抵触規範 (Quy phạm xung đột)」を利用することにより、法の抵触を解決する方法であると定義されている<sup>90</sup>。この「抵触規範」とは、渉外的要素を有する具体的な民事関係を解決す

---

<sup>88</sup> これは、研究者の研究分野の割り当てに過ぎないと思われる。

<sup>89</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、2013年、31頁。しかし、法の抵触が2つ以上の法システムが、1つの国際私法関係を規律するために、共に適用され得るという客観的な現象だとすれば、渉外的行政関係・刑事関係にも、この現状があるだろう。例えば、あるベトナム人が日本で殺人罪を犯した場合、日本刑法を適用され得るだろう。また、1999年のベトナム刑法の第6条1項によれば、ベトナム刑法も適用されるはずである。いずれの国の法を適用するかは、いずれの国の裁判所が審理するかによるだろう。このように法廷地国の法 (Lex fori) を適用することは、法廷地の選択による法選択につながる恐れもある。

<sup>90</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、ハノイ、2014年

るために、いずれかの国の法を適用すべきかを定める法規範である<sup>91</sup>。例えば、2015 年民法第 680 条 1 項（「相続は、相続される遺産を残した者が死亡の直前に国籍を有していた国の法に従い確定される」）、又は日本の通則法第 36 条（「相続は、被相続人の本国法による」）などである。これらの二つの規則は、相続という具体的な関係について、相続される遺産を残した者が死亡の直前に当該遺産を有していた国の法・被相続人の本国法を適用するように定めるものである。抵触規範は当事者の権利義務を直接に定めるのではなく、その権利義務を定める法システムのみを選択する。法の抵触の趣旨からすれば、適用される法システムの中から一つを選択することが必要で、その選択のための連結点を示すことが基本的で重要な解決方法である。言い換えれば、抵触的方法は、法の抵触を解決するために、最も基本的な方法だと思われる。抵触的方法のメリットは、法の抵触を客観的に解決することにより、当事者の権利を公平に保護できることである。抵触規範は、一般的に当該関係に最も密接な関係を有する地の法に連結し、一方的に当事者の権利義務を規律しないからである。しかし、抵触的方法のデメリットは間接的で、適用するのが複雑な点である。

他方、「実質的方法」とは、法の抵触を直接的に解決する、すなわち当事者の権利義務を直接的に規律するために、いわゆる「介入規範 (Quy phạm thực chất)」を利用することにより、法の抵触を解決する方法だと定義されている<sup>92</sup>。「介入規範」は渉外的要素を有する具体的な民事関係における当事者の権利義務を直接に規律する法規範である<sup>93</sup>。例えば、ベトナムの 2014 年住宅法第 160 条 1 項 a 号によれば、ベトナムに入国できる外国の自然人はベトナム国民と同一の住宅所有者の権利を有するが、次の規定を遵守しなければならない。すなわち、共同住宅の一つの建物内のアパートメントの数の 30 パーセントを超えない限度で、購入、購入賃借、受贈、相続及び所有することができ、別荘、連結住宅を含む個別住宅については、一つの坊級<sup>94</sup>行政単位と同等の人口の一つの区域内では、250 軒を超えない限度で購入、購入賃借、受贈、相続及び所有することができる。この規定は、直接に外国人のベトナムにおける住宅の所有権を定め、外国人のベトナムにおける住宅の所有権関係につき、直接的に適用されるものである。ベトナムにおける共同住宅の一つの建物内のアパートメントの売買契約を結ぶ場合、例えば日本の法律を準拠法とする合

<sup>91</sup> 同上

<sup>92</sup> 同上

<sup>93</sup> 同上

<sup>94</sup> 原文ベトナム語：“cấp phường” — 都市における社級の公共団体の名前

意をしても、共同住宅の一つの建物内のアパートメントの数という問題については、そのアパートの数に関する合意が無効となり、ベトナムの住宅法の上記の介入規範が適用されなければならない。また、2004年競争法や2005年外国為替に関する国会常務委員会令なども多くの介入規範を定めている。準拠法の選択を経ずに、当事者の直面する問題を直接的に解決できることで、当該涉外民事関係を迅速に解決できる。これは、実質的方法のメリットである。しかしながら、条約の介入規範がこのメリットを有しているのは明らかであるが、国内法の介入規範は、特定の国の一方的な適用意思によるので、国際的要素を有する民事関係の当事者の権利義務の公平性を確保できない虞がある。

上記の二つの方法から見れば、一方のメリットは他方のデメリットであり、逆に一方のデメリットは他方のデメリットである。この二つの方法は密接な関係を持ち、涉外的民事関係における法の抵触の解決につき互いに補充している。

### 第3節 ベトナム国際私法の規律範囲

国際私法は、国内法であり、その構成（取扱範囲）は国毎に異なっている。法を選択する問題である準拠法のみを取り扱う国がある一方で、準拠法と国際裁判管轄を取り扱う国があり、あるいは、準拠法、涉外実体法、国際手続法に加えて、国籍を詳しく取り扱う国もある<sup>95</sup>。ベトナム国際私法の範囲については、ベトナム人学者は統一的な観点を持っていない。ホーチミン市法科大学の国際私法に関する研究書は、国際裁判管轄、準拠法及び裁判判決と仲裁判断の承認・執行という3つの問題を検討したが、ハノイ法科大学、ハノイオープン大学の国際私法に関する教科書は、国際私法の総論（法の抵触、主体の法的地位など）の他に、具体的な涉外的民事関係における準拠法・涉外実体法、国際裁判管轄、判決の承認執行、司法嘱託を含む国際民事訴訟、国際商事仲裁を取り扱っている。このように意見は分かれているが、これらの書籍を詳細に比較分析すれば、ベトナム国際私法が国際私法の一般ルール、実体法に関する国際私法及び手続法に関する国際私法という3つ部分から構成されていることが明らかになる。

#### 3.1. 国際私法の一般ルール

国際私法の一般ルールは、涉外的要素を有する民事関係を解決するための前提として、

---

<sup>95</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』人民公安出版社、ハノイ、2013年、13頁；ド・ヴァン・ダイ、マイ・ホン・クイー『ベトナム国際私法』国家政治出版社、ホーチミン市、2010年、35頁



国際私法の総則を定めるものである。渉外的民事関係の範囲、その渉外的民事関係に対する適用法の確定、国際私法の各種の法源の適用、指定される法の範囲、反致、転致、公序などは、渉外的民事関係を規律する際に、必ず検討しなければならない一般ルールで、2015年民法に明確に規定されている。そのため、これらの一般ルールは、国際私法に関するどの書籍でも言及されている問題である。本報告書では、若干の一般ルールを述べてきたが、第3章では国際取引の契約における準拠法合意を制限できる公序について更に検討したいと思う。

この他、国際私法の主体の分類、国籍、民事能力をはじめとしてそれぞれの主体の法的地位に関する規定は、国際私法の一般ルールだと言えるだろう。上記のように、渉外的要素を有するかどうかを決めるためには、外国の主体の参加があるかどうかを判断しなければならない。主体が内国人か外国人かは、その国籍を検討しなければならない。また、渉外的民事関係が法的効力を生じるために、主体が法的能力を有することが、先決的な問題になることは言うまでもないだろう。本報告書は、国際取引に関する準拠法を中心として考察するが、主体の能力を判断するための準拠法も考察対象とする。

### 3.2. 実体法に関する国際私法

実体法は、そもそも法律関係の内容自体について定め、権利・義務の発生・変更・消滅などの要件について定めた法で、民法・商法などがこれに属する。従って、実体法に関する国際私法は、法律関係の内容自体に関する抵触規範又は介入規範から構成される。すなわち、実体法に関する国際私法は、具体的な実体法上の渉外的民事関係につき、規律するものである。ベトナム国際私法は、次のような実体法との関係を規律している。

① 民法関係：一般的生活で生じる民事関係を規律するものとして、民事取引、契約、不法行為、相続問題などについて規律する。その民事関係に渉外的要素があれば、国際私法の規律対象になる。現在、一般的な民事関係は民法に規律されている。一般的な民事関係の国際私法も、民法の中で定められている。

2016年以前、ベトナムの国際私法の抵触規範は、2005年民法に集中していた。2005年民法は、第11会期国会第7回審議会において、2005年6月14日に可決され、2006年1月1日から施行された。本法は、7編36章777カ条からなり、条文数で言えば、ベトナムの最も大きな法律である。この中の第7編は、いわゆる「渉外的要素を有する民事関係」について定め、主に渉外民事関係における準拠法を規律するので、国際私法の内容に関する

実体法の領域だと考えられる。本編は 20 カ条から構成される<sup>96</sup>。

2005 年民法第 7 編が規定する条文を見ると、涉外関係はの中で十分に規定されていると言える。詳細な内容は第 3 章で述べるが、2005 年民法におかれた抵触規範は国際標準に接近していると言える。しかし、2005 年民法の諸規定には、整合性に欠ける点が多く存在している。例えば、第 769 条の民事契約の準拠法規定である。この条文は、契約に従う各当事者の権利義務の部分のみについて規定する。契約には、当事者の権利義務のみならず他の多くの問題が含まれているが、権利義務以外の問題に関する準拠法は明確ではないわけである。このほかにも、著作権及び工業所有権に関する第 774 条と第 775 条については、知的財産に関する基本的な原則であり、第 7 編で規定する必要はなく、また、条文を 2 カ条に分ける必要もないと考えられている。また、涉外的要素を有する技術移転（知的財産権の移転・譲渡）を規定する第 776 条の意味もよく理解できないものである。知的財産権の移転や譲渡は契約の問題であるため、第 769 条の規定に含めることができるので、この規定は不要ではないかと思われる。

これらの問題を克服する 2015 年民法は、国際私法の実体法だけではなく、法システムの重要な改正であると位置付けられている。本法は、第 13 会期ベトナム社会主義共和国国会が、2015 年 11 月 24 日、第 10 回審議会において民法第 91/2015/QH13 号を可決し、ベトナム社会主義共和国国家主席の 2015 年 12 月 8 日付け 2015 年民法の公布に関する令第 20/2015/L-CTN 号により公布された。2017 年 1 月 1 日から施行されて、効力を生じている。2015 年民法は、ベトナムの民事法の伝統、1995 年民法及び 2005 年民法の功績の継承・発揮、並びに全面的革新・国際統合を進めてきた 30 年間における民事関係の規律経験の総括に基づき制定され、2005 年民法の諸規定の問題点、不整合を克服するものである。2015 年民法は、新規の、重要な内容を多くおき、自然人・法人の日常生活における民事関係を規律する法的仕組みの整備につき、ベトナム立法者の新しい認識及び思想を表している。

2015 年民法は、6 編 27 章 689 カ条からなり、2005 年民法と比較すると、81 カ条がそのまま維持され、573 カ条が継続・改正され、70 カ条が新しく補充され、123 カ条が廃止さ

---

<sup>96</sup> 日本語訳は主として JICA の仮訳を参考としている。参照：  
([https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_17.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_17.pdf))

れた<sup>97</sup>。本法第 5 編において、渉外的要素を持つ民事関係に適用する法が規定されている。これらの渉外関係は 3 章で編成された 25 カ条に規定される<sup>98</sup>。

この分野において、2015 年民法は、国際の共通的标准に基本的に適合しており、民事・商事分野における国際私法に関する各国の実践に近づいている。特に、1995 年民法及び 2005 年民法に比べると、2015 年民法では、渉外的要素を有する民事・商事関係に参加する国家、中央レベルから地方レベルまでの国家機関の免除権が具体的に規定された<sup>99</sup>。これに加え、2015 年民法は、ベトナムが加盟国である条約を国内法に優先させる仕組みを規定する。そして、世界で広く認められている準拠法の選択に関するルールを導入した。すなわち、契約、契約外の損害賠償をはじめとして渉外的要素を有する民事関係を解決する際に、準拠法を選択する柔軟な仕組み（準拠法を選択することを許可する仕組み）を認めた<sup>100</sup>。また、2015 年民法は、2005 年民法の規定が抱えていた整合性の問題を克服した。例えば、契約に関する条文を改正し、知的財産権に関する規定を 1 カ条にまとめ、知的財産権の譲渡に関する条文は、契約に関する条文の中で規律している。

② 商法関係：商人、商事活動における規則、権利、義務を定め、物品売買、サービス提供、商売促進、投資などの営利的活動を意味する。商業関係は商法や投資法で規律されている。渉外的要素を有する商事関係も当該商法や投資法で規定されている。現在ベトナムの商法は 2005 年に制定されたものであるが、投資法は 2014 年に制定されたもの（2005 年投資法の全面改正）である。改正後の 2014 年投資法は、投資関係を更に簡素化、自由化する特徴を有している。2014 年投資法は、投資禁止分野や条件付き投資分野を減少させ（第 6 条）、外国投資家による M&A 手続を簡素化した上で（第 26 条、第 36 条）、外国投資家の参加する契約の準拠法合意を 2005 年投資法よりも自由化した（第 4 条）。この改正

---

<sup>97</sup> Bộ Tư pháp, “Những nội dung chủ yếu của Bộ luật dân sự năm 2015 (Tài liệu tập huấn chuyên sâu),” 2016, tr.12 [司法省「2015 年の民法の基本的内容（専門的研修資料）」2016 年、12 頁]。なお、この資料は、司法省内部のみで使用されることを前提に司法省が作成したものである。司法省は、2015 年民法起草の所管機関であるが、こ司法省の公式見解を示すものではなく、あくまで 2015 年民法を理解するための参考文献にとどまることに留意されたい。

<sup>98</sup> 日本語訳は主として JICA の仮訳を参考にしている。参照：

[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_60.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_60.pdf)

<sup>99</sup> ここでの「国家」は、外国の国家ではなく、ベトナムの国家のみを意味することに留意すべきである。

<sup>100</sup> 2015 年民法第 664 条、第 683 条、第 686 条、第 687 条

は日系企業の要望を反映したものとされている<sup>101</sup>。

③ 知的財産法関係：知的財産に対する所有権の成立・保護、履行・変更・終了などについて定める法である。知的財産分野においてベルヌ条約やパリ条約などの国際条約の役割を否定することができないものの、知的財産権の保護は主に各国の具体的な制度に基づいている。ベトナムでは、加盟した条約の規定に基づき 2005 年に知的財産法を定め、2009 年にそれを改正している。知的財産権問題の特殊性として、渉外的要素を有する知的財産権関係であっても、ベトナムで保護されるためには、ベトナムの知的財産法の規定を遵守しなければならないことである。

④ 労働法関係：労働関係で発生した問題を規律する法であり、主に使用者と労働者の間の権利義務関係を定める。ベトナムでは労働法典において、労働関係における雇用、労働契約、給与、休暇などの問題を規定している。現在社会において物品の交流、資本の交流だけではなく、人の交流も盛んになっている。そのため、渉外的要素を有する労働関係は少なくない。労働法典は初めて、ベトナムの労働法としてこの渉外的要素を有する労働関係を具体的に定めた。

⑤ 財政法関係：渉外的要素を有する民事関係（広義）といえ、財政関係に言及するところが不可欠である。特に、国際商取引の発展によって、国際送金、国際為替、国際決済等の金融・財政問題が国際私法の不可欠なテーマとなっている。ベトナムでは、これらの国際送金、国際為替、国際決済等を一般的、統一的に規律する法律が存在せず、それぞれの問題は 2010 年信用組織法の他に、国会常務委員会令、政府の各議定、財務省や国家銀行の通達法のレベルにおいて定められている。例えば、2005 年外国為替に関する国会常務委員会令（2013 年改正）、現金を使用しない支払いに関する政府議定第 101/2012/ND-CP 号、許可される銀行において在住外国人及び不在住外国人の外貨口座、ベトナムドン口座の使用を案内する国家銀行の通達第 16/2014/TT-NHNN 号などである。これらの法にも渉外的要素を有する金融・財政関係における法の抵触を解決するために、抵触規範がある。

⑥ 婚姻家族法関係：上記の関係と異なり、婚姻家族法は人格的性質があり、財産的性質

---

<sup>101</sup> 「今回の改正に際しては、草案策定の段階からベトナム日本商工会（JBAV）が当地法律専門家や日本大使館、ジェトロなどと協力して、策定に携わるベトナム政府関係機関に対する意見書を 2014 年 10 月に提出していた。同意見書には、企業側の関心が高い投資保護や外国法適用、企業設立手続などに関する要望 7 項目が盛り込まれていたが、改正法にはその多くが反映されるかたちとなった。」（JETRO、「改正投資法・企業法が 7 月から施行へ-施行細則の内容や運用面に注視必要-」。参照：「改正投資法・企業法が 7 月から施行へ-施行細則の内容や運用面に注視必要-」通商弘報、2015 年 2 月 26 日（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/02/54e57c6f00bb8.html>）

もある。また、家族が社会の細胞であり、婚姻家族関係が国家の文化、伝統、慣習を明らかに反映するので、国家により厳密に保障されており、一般民法関係と比べると、幾つかの特質を有すると考えられているので、ベトナムでは、民法と独立した法律である。この法律は、婚姻関係、家族関係から発生する人格的・財産的権利義務を定めるものである。具体的に言うと、結婚、夫婦関係、親子関係、養子縁組、離婚関係などを含む。国内的家事関係も国際的家事関係もベトナムの婚姻家族法に規定されている。2014年婚姻家族法は、2000年婚姻家族法の成果を継続し、渉外的要素を有する婚姻家族法関係の規律につき更に整備したものである。

本報告書は国際取引における準拠法を説明するものとして、ベトナム国際私法の背骨たる民法にある規定を中心に、関連する特別法の規定を補充的に述べる。

### 3.3. 手続法に関する国際私法

手続法に関する国際私法は、渉外的要素を有する民事関係に関する紛争が生じた場合における、紛争解決手続に関する法を意味する。具体的には、どのような機関が解決できるのか、どのような手続で解決するのか等という問題である。ベトナムにおける紛争解決方法としては、①交渉、②和解、③仲裁、④訴訟という4つの方法があると考えられているが、渉外的民事関係の紛争を解決するために、ベトナムの法律で規律されているのは仲裁及び訴訟という二つの典型的な手続である。

#### a. 仲裁手続

仲裁手続とは、各当事者が一人又は奇数の数の私人である第三者をして争いを判断させ、その判断に服することを合意し（「仲裁合意」という）、その合意に基づき紛争を解決するという、法により認められた制度である。2010年に商事仲裁法が制定されたが、その名称が示す通り、原則として商事、商業紛争のみに適用される。ベトナムの商事仲裁法は、国際仲裁規則、UNCITRALモデル仲裁法及び1958年ニューヨーク外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約を参考にした上で、制定されたものであり、国際的標準と大きく異ならないと思われる。ベトナムでは、商事仲裁のほかに労働仲裁も存在しているが、労働仲裁は労働法の規定に従い行われ、2010年商事仲裁法における仲裁とは異なる仕組みである。現在ベトナムで

は、多くの商事仲裁組織が存在しているが<sup>102</sup>、最も代表的な組織はベトナム国際仲裁センター(VIAC)である<sup>103</sup>。仲裁は国際商取引の紛争を効果的に解決する措置だと思われている。国際私法学者は、仲裁法に基づき、手続法としての仲裁につき、主に①仲裁合意、②仲裁の管轄、③仲裁における準拠法、④外国仲裁判断の承認・執行について論じている。

国際私法の手続法としての仲裁手続は 2010 年商事仲裁法、商事仲裁法のいくつかの条項の詳細を規定しかつ施行を指導する政府第 63/2011/NĐ-CP 号（「議定第 63 号」）、商事仲裁法の幾つかの規定の施行を指導する最高人民裁判所裁判官評議会議決第 01/2014/NQ-HĐTP 号（「議決第 01 号」）、及び 2015 年民事訴訟法（「外国仲裁判断の承認・執行手続」第 35 章、第 37 章）に規定されている。また、ベトナムは 1995 年に外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約に加盟したので、ベトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行を検討するとき、この条約に注意しなければならない。

まず、仲裁が成立するためには、必ず仲裁合意が必要である。仲裁合意とは、発生した、又は発生し得る紛争を仲裁により解決することを合意することと定義されている（2010 年商事仲裁法第 3 条 2 項）。仲裁合意には、契約の条項において行う方式と、契約と独立して合意を行う方式とがあるが、ベトナムでは、必ず書面により作成されなければならない。また、すべての仲裁合意が仲裁手続に進むことを可能とするわけではない。有効かつ履行可能な仲裁合意だけが、仲裁手続を成立させる。仲裁合意が無効とされる場合として、次の 6 つがある（同法第 18 条）。すなわち、

- ① 紛争が商事仲裁法の第 2 条に規定される仲裁の管轄に属さない各分野において生じること、
- ② 仲裁合意をした者が法の規定に基づく権限を有さないこと、
- ③ 仲裁合意をした者が民法の規定に基づく行為能力を有さないこと、
- ④ 仲裁合意形式が商事仲裁法の第 16 条に合致しないこと、

---

<sup>102</sup> 現在ベトナムに商事仲裁組織は 14 箇所ある。参照：Bổ trợ tư pháp - Bộ Tư pháp “Danh sách các tổ chức trọng tài tại Việt Nam”[司法省司法補助局「ベトナムにおける仲裁組織の名簿」]  
(<http://bttp.moj.gov.vn/qt/Pages/trong-tai-tm.aspx>)

<sup>103</sup> ベトナムの国際仲裁センターの HP：<http://viac.vn/>

⑤当事者の一方が、仲裁合意をする際に、詐欺、強迫、強制を受け、当該仲裁合意を無効する請求を有すること、

⑥仲裁合意が法の禁止事項に当該すること

そして、どんな仲裁合意が履行できないかは次の5つの場合もある（2010年商事仲裁法第43条、議決第01号第4条）。

①合意された仲裁センターが活動を終了したが、継続する仲裁組織がない場合、

②仲裁人がいない、又は仲裁人が手続に参加できない場合、

③アドホック仲裁人を合意したが、その仲裁人が拒否する場合、

④ある仲裁センターを選択したが、その他の仲裁センターの規則の適用を合意した場合、

⑤消費者が仲裁の選択を同意しない場合

ただし、上記の①から④の場合には、当事者が新しい仲裁合意をできれば、履行できないとは見做されない（同法第43条）。この5つの場合のうち④番目は、モデル仲裁法と異なり、ベトナムの商事仲裁（議決第01号第4条4項）の注意すべき点であると思われる。

仲裁合意の次の問題は仲裁の管轄である。仲裁の管轄について、合意による管轄及び事件による管轄という二つの問題に注意したい。仲裁は、各当事者の合意により成立するものなので、仲裁の管轄を確定するためには、前提として当該合意が存在するかどうかを判断しなければならない。管轄に合意するとき、具体的な仲裁センター又は具体的な仲裁人、かつ仲裁で解決したい部分を明確にすべきである。しかし、仲裁に合意したことだけでは不十分である。事件による管轄も検討する必要がある。つまり、当該事件は、法律が仲裁による解決を認めているかどうかという問題である。繰り返しになるが、ベトナムの2010年商事仲裁法では、すべての事件を仲裁で解決できるわけではなく、主に商事活動から発生する各当事者の紛争であるが、少なくとも一方の当事者が商事活動をする場合に適用される（同法第2条）。そのため、例えば、夫婦関係の紛争や交通事故などは仲裁の

管轄に属さないと思われる。

次に、仲裁の準拠法の問題を明らかにする必要があるだろう。仲裁はあくまで各当事者の合意によるものなので、国際的紛争であれば法の抵触が生じる。仲裁手続を行うとき、仲裁合意の準拠法、手続の準拠法と事件の実体準拠法という 3 つの場面における法の抵触を解決しなければならない。まず、仲裁合意の合法性や履行可能性を判断するための準拠法である。この問題を解決するために、紛争を解決する段階、及び仲裁判断の承認を審理する段階に分ける必要がある。紛争を解決する段階において、もし仲裁合意に関する準拠法については、商事仲裁法ははっきり規定していないが、当事者が合意していれば、その合意に従うと考えられている<sup>104</sup>。仲裁合意が当事者の合意に由来するもので、仲裁合意の準拠法はその合意を尊重しなければならないからである。その仲裁合意の準拠法の合意がなければ、仲裁地であるベトナムの商事仲裁法の規定に従うと思われる。(商事仲裁法第 43 条 1 項)。又は、議決第 01 号は、仲裁合意に明確でない内容があれば、それを解明するために民法の規定を適用すると方向付けしている (第 7 条 2 項)。仲裁判断の承認を審理する段階において、当事者が仲裁合意の準拠法について合意していれば、その合意に従うが、その合意がなければ、判断が下された国の法に従う (2015 年民事訴訟法第 459 条 1 項 b 号)。次に、仲裁を行う手続に関する準拠法である。すなわち、弁論規則、仲裁言語、証人尋問、仲裁人の指定・交代などを規定する問題である。商事仲裁法第 3 条、第 55 条によれば、常設機関仲裁を選択すれば、当事者は他の合意をできず、必ず当該センターの規則を適用しなければならない。しかし、臨時仲裁 (アドホック仲裁) を選択すれば、仲裁手続規則に関する合意に従う。最後に、付託された紛争の実体準拠法である。この場合、もし当事者がその準拠法について合意していれば、その合意に従うが、合意がなければ、仲裁人が適切だと判断した法に従う (2010 年商事仲裁法第 14 条 2 項)。このように、仲裁で解決するためには、各当事者の合意が必須である。どのような法律が適切であるかを判断するのは簡単ではなく、仲裁人の裁量に任せられる。

外国の仲裁判断が下された後、これをベトナムにおいて執行するためには、承認・執行手続を実施しなければならない。外国の仲裁判断に対する承認・執行手続は原則としてベトナムの省級人民裁判所の管轄権に属する。承認・執行手続の対象は効力を生じた仲裁判断でなければならない。また、ベトナム裁判所の承認原則は、事件を再び解決しないことで

---

<sup>104</sup> 詳細について参照 : Trần Minh Ngọc, “*Luật áp dụng với thoả thuận trọng tài trong trọng tài thương mại quốc tế*”, Tạp chí Nghiên cứu lập pháp, Văn phòng Quốc hội, Số 1/2009, tr. 53 - 57



ある（2015年民事訴訟法第458条4項）。不承認の事項に該当しないとき、当該仲裁判断は承認される。不承認の事項は民事訴訟法第459条に規定されている。ベトナムは、外国の仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約の加盟国なので、第459条は、ニューヨーク条約第5条が国内法化されたものである。従って、次の8つの項目に該当すれば、外国の仲裁判断はベトナムで承認・執行されない。

①仲裁合意へ署名のそれぞれが、それぞれに適用される法律に従って、その仲裁合意の能力がない場合、

②もし、当事者がその合意に適用する法律を選択しない場合、それぞれが適用のために選んだ双方の国の法律に従ってもしくは、既に出ている裁定の場所の国の法律に従って仲裁合意に法的価値がない場合、

③債務者である機関、組織、自然人が期限に間に合って通知できなかった、仲裁人の任命、外国仲裁で紛争を解決するための手順に正当性がなかった、もしくはその他の正当な原因のために、彼らの手続き上の権利が実現されなかった場合、

④外国仲裁の裁定が、申立て当事者が解決できていない紛争についてなされている、または、当事者合意の申立てを超えている。申立て解決できた問題についての決定と、外国仲裁で解決申立てできなかった問題についての決定を分けることができる場合、申立て解決できた問題についての決定はベトナムで認められ執行されることができる場合、

⑤外国仲裁の構成、外国仲裁の紛争解決手続きが、仲裁合意に問題についての規定がない場合で、仲裁合意と矛盾している、あるいは、外国仲裁の判断が課された国の法律と矛盾している場合、

⑥外国仲裁の裁定がまだ当事者に強制能力がない場合、

⑦外国仲裁の裁定が、裁定を課された国の権限を持つ機関（管轄機関）、もしくは執行取り下げまたは停止の適用する法律のある国の管権をもつ機関（管轄機関）、

⑧ベトナム法に従って、紛争が仲裁によって解決することができない場合、又は外国仲裁の裁定のベトナムでの承認と執行が、ベトナム社会主義共和国の法律の基本原則に反している場合

これらの規定は、国際取引に関する紛争を効果的に解決するための基盤となっている。国際取引の発展に伴い、仲裁の役割がますます高まり、国際私法の手続法としての仲裁に

関する規定は今よりも注目されていくだろう。

## b. 訴訟手続

仲裁の他に、訴訟も有効的な紛争解決方法として用いられている。訴訟は、国家権力機関としての裁判所により紛争を解決する制度であり、合意に基づく仲裁とは根本的に異なるものである。ベトナムの裁判所は、民事訴訟法に基づき、涉外事件を解決する。現行の民事訴訟法は 2016 年 7 月 1 日から施行されている 2015 年公布の新法（2015 年民事訴訟法）であるが、それ以前は 2004 年公布の旧民事訴訟法（2004 年民事訴訟法）であった。民事紛争を解決する方法として、民法における民事関係の変化に伴い、その民事関係の紛争を解決する訴訟手続を定める民事訴訟法も改正される必要があった。涉外事件につき、ベトナム民事訴訟法は①訴訟における当事者の法的地位、②国際裁判管轄、③訴訟手続、④外国裁判所の判決・決定の承認・執行を規定する。2004 年民事訴訟法に比べると、2015 年民事訴訟法は規律対象を広げ（外国の自然人・法人だけではなく、外国国家及び国際組織をも対象とする）、外国の主体の訴訟能力に対する外国法の適用範囲を拡大し（2004 年民事訴訟法は、外国主体がベトナムにおいて訴訟行為を行う場合、その訴訟能力はベトナム法に従うと規定するが、2015 年民事訴訟法は、当該規定を削除した）、ベトナム裁判所の一般管轄権の範囲を広げる一方で専属的管轄権の範囲を縮小し、承認・執行・不承認手続を補充した。しかし、国際私法の手続法としての訴訟は、民事訴訟法における上記の規定の他に、司法共助法に規定されている⑤司法嘱託という問題をも取り扱っている。司法共助法は 2007 年に制定され、ベトナムと外国との間の民事、刑事、犯罪人の引渡し及び受刑者の移送に関する司法共助実施の原則、管轄、順序及び手続；司法共助におけるベトナム各国家機関の責任を規定するものである（同法第 1 条）。民事訴訟法の全面改正により、ベトナムの訴訟システムは経済関係、国際民事関係の発展により良く対応できるようになると評価されている。2015 年民事訴訟法への期待は否定できないが、後述するように、問題や不整合はないわけではない。

ベトナムは、2004 年に初めて民事訴訟法を制定した<sup>105</sup>。2004 年民事訴訟法は 36 章から

---

<sup>105</sup> その前に、民事訴訟問題は国会常務委員会令という形に定められた。法規範文書システムの中に、国会の法律・法典は国会常務委員会令より効力が高い。

編成された 418 カ条からなる。しかし、10 年間施行した後、2004 年民事訴訟法について、多くの問題点や不整合な点が表面化した。涉外事件の訴訟手続もその例外ではなく、訴訟で発生し得る問題のすべてをカバーできなかった。例えば、外国国家や国際組織の当事者適格、外国主体の訴訟における権利義務が明確ではないし、裁判所ではない外国の国家機関の決定が承認の対象となるかどうかなどについて規定されていなかった。これらの問題を克服するために、ベトナムの第 13 会期国会は 2015 年 11 月 25 日に新しい民事訴訟法を可決した。本法典は 10 編 42 章から編成される 517 カ条からなり、2016 年 7 月 1 日から施行されている。この中の第 7 編は、第 423 条乃至第 463 条（第 35 章乃至第 37 章）において「外国裁判所の判決及び決定の承認・執行又は不承認、並びに外国仲裁判断の承認・執行手続」を定める。第 8 編は第 464 条乃至第 481 条（第 38 章）において「渉外的要素を持つ民事事件の解決手続」を定める。

2015 年民事訴訟法で規定されるいわゆる「渉外的要素を持つ民事事件」は以下のものからなる（第 464 条 2 項）。

- ① 少なくとも一方の参加者が外国の自然人・機関・組織である場合；
- ② 参加者の全員がベトナムの自然人・組織・機関であるが、当該関係の成立・変更・履行又は終了が海外で行われる場合；
- ③ 参加者の全員がベトナムの自然人・組織・機関であるが、当該民事関係の対象が海外にある場合

2004 年民事訴訟法より、涉外事件の範囲が広がられている。2004 年民事訴訟法によれば、少なくとも一方の当事者が外国の自然人・機関・組織である場合のみに涉外事件とみなされるが、新法は当事者（原告、被告、権利義務の関連のある者）のみならず、参加者（当事者の他に、証人、弁護士、鑑定人、通訳人などをも含む）まで拡大する。

ベトナムにおける訴訟に参加する場合、外国の主体はベトナムの主体と同様の権利義務を有する（内国民待遇制度、第 465 条 2 項）。ただし、ベトナム裁判所は、ベトナムの自然人・機関・組織の権利を制限した国の自然人・機関・組織の権利については、相互主義に基づき制限することがある（第 465 条 3 項）。この原則は 2004 年民事訴訟法を継続したものである。

ベトナムの国際裁判管轄権に関する事件は、ベトナムの裁判所のみにより受理され、解決される。国際裁判管轄権とは、涉外事件を解決するための、特定の国の裁判所の管轄権

であるとされているものである。ベトナムの民事訴訟法は、管轄権を一般的管轄権と専属的管轄権に分けているが、主に被告の所在地、被告の財産の所在地、事件の発生・変更・終了地、権利義務の関係者の所在地がベトナム領域に存在すれば、ベトナムの国際裁判管轄権に服する（第 469 条 1 項）。また、ベトナム領土にある不動産に関する事件、ベトナム国民と外国人又は無国籍者との間の離婚であって夫婦ともにベトナムにおいて長期的に居住・生活・勤務している事件、及びベトナム法又はベトナムが加盟国である国際条約に従えば当事者が裁判所を選択でき、実際にベトナム裁判所を選択した事件については、ベトナムの裁判所は専属的管轄権を有する（第 470 条 1 項）。つまり、これら 3 つの事件について、ベトナムは外国の裁判所による解決を認めていない。

訴訟手続には、申立書の提出、申立書の審理、当事者への通達、控訴などがあるが、海外にいる当事者への通達や海外における証拠の収集などが実施するためには、司法共助の必要がある。司法共助は、司法嘱託という方法で行われる。司法共助法によれば、司法嘱託は、司法省を通じて実施される。換言すれば、司法省は司法嘱託活動の窓口機関である。司法共助は、独立、主権、領土の一体性、内政相互不干渉、平等及び相互の利益の尊重原則、ベトナム憲法、法及びベトナムが加盟する国際条約に反しない限りで実施される（同法第 4 条 1 項）。最近の注目すべき動向として、2016 年 10 月にベトナムは 1965 年の民事又は商事に関する裁判上の文書の外国における送達及び告知に関するハーグ条約に加盟したことがあげられる。これにより、当該条約加盟国間の通達や告知が、より順調に行われると期待されている。ただし、ベトナムと外国が司法共助に関する国際条約を締結していない場合、司法共助活動は、ベトナムの法並びに国際法及び慣習に違反しない限りにおいて、相互主義の原則の下で実施される（同法第 4 条 2 項）。

国際私法の手続法としての訴訟手続に関する問題には、ベトナムの裁判所で事件を解決する問題の他に、外国の裁判所で下された判決・決定に対する承認・執行という問題もある。2004 年法と比べると、2015 年民事訴訟法は、承認・執行の対象を広げている。すなわち、裁判所の判決、決定の他に、権限を持つ外国のその他の機関により下された人格・結婚・家族に関する決定も、外国裁判所の判決・決定と同様に、ベトナムでの承認・執行について検討される（第 423 条 2 項）。外国裁判所の判決・決定の承認及び執行は、ベトナムが加盟国である条約、ベトナム法、及び相互原則に基づき行われる。ここでのベトナムが加盟国である条約は、主に司法共助条約を意味する。外国裁判所の判決・決定の承認及び執行の管轄権は省級人民裁判所に属すると規定されている（2015 年民事訴訟法第 35

条、第 37 条)。具体的に言えば、判決・決定を執行しなければならない者の所在地の裁判所、又は申立人の所在地の裁判所が、管轄権を有する (同法第 39 条 2 項)。承認・執行手続は、基本的に申立書の提出、裁判所への書類引き渡し、書類受諾、申立書検討準備、申立書検討審判、裁判所の決定の送付、控訴及び控訴の審議、及び判決・決定の執行という 8 ステップがある。しかし、以下の 8 つの場合に当該する外国国裁判所判決・決定は承認されない (同法第 439 条)。すなわち、

① 外国裁判所の民事決定、判決が、ベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約に定められた承認条件を満たしていない場合；

② 判決、民事決定がその判決、決定を出した国の法律の規定に従っていまだ法的効力を持たない場合；

③ 判決執行者または、その法定代理人が、適式に呼出しされていないため、または、その裁判所がある国の法律の規定に従って、自己防衛の権利を行使するため、合理的な期間内に、外国裁判所の文書が彼らに送達されていないため、外国裁判所の裁判に欠席した場合；

④ 判決、決定を出した国の裁判所が、2015 年民事訴訟法第 440 条の規定に沿った民事訴訟解決の権利を持たない場合；

⑤ ベトナム裁判所の法的効力をもつ判決と決定を既に受けた民事訴訟、もしくは、外国の司法当局が訴えを受理する前に、ベトナム裁判所が訴えを受理して解決中、もしくは、ベトナム裁判所で承認と執行が既にされた第三国の判決、民事決定がある場合；

⑥ その判決、民事決定を下した裁判所がある国の法律、もしくはベトナムの民事訴訟執行法に従って判決の有効期限が切れている場合；

⑦ 執行判決、決定が既に取り消されている、もしくはその判決決定を出した裁判所のある国で執行が停止されている場合；

⑧ ベトナムでの外国裁判所の判決、民事決定が承認、執行が、ベトナム社会主義共和国法の基本原則に反している場合

の 8 つの場合である。上記の概要から見れば、ベトナムの国際私法の実体法及び手続法は、涉外事件を解決するために、かなり十分な仕組みを構築したと言えるだろう。第 3 章

では、国際民事取引、特に国際商取引に対し、国際私法が、具体的にどのような役割を持っているかについて検討する。

### 第3章

#### ベトナムにおける国際取引と国際私法の関係について

##### 第1節 ベトナムにおける国際取引に対する国際私法の役割

第2章で述べたベトナムの国際私法の内容から見れば、国際私法は、ベトナムにおける国際取引に対する重要な役割を持っていると言えるだろう。国際私法は、出発点から終了点までの国際取引のすべての段階、主体の能力や当事者の権利義務の履行や紛争解決などのすべての場면을規律するからである。

国際私法の中でも、抵触法は国際取引において重要な役割を担う。そのため、本章では、「抵触法」に焦点を当てて概観する。

以下では、抵触法が国際取引法においていかなる役割を担うかを示す。

##### 1.1. 調整的役割

抵触法は、原則として、国際取引に参加する者の行為を間接的に規律する。法治国家においては、だれでも、必ず法の支配を受け、法に従い行動しなければならない。そのため、国際取引の主体も法に従わなければならない。国際取引の主体の行為を規律する際に、国際私法は最初に考えるべき問題である。法の抵触がある場合、そもそもどの国の法に従うのか不明な状態にあるので、国際私法の抵触規範を通じて準拠法を決定する。準拠法を決定し、当事者がどの国の法に基づき行為すべきかを指定することにより、国際私法は、間接的に国際取引当事者の行為を規律する。国際私法が準拠法を選択できないと規定すれば、当事者は準拠法を選択できない。又は国際私法がある国の令を遵守しなければならないと規定すれば、当事者に当該国の法を尊重する責任を課す。例えば、ベトナムにおける住宅賃貸借契約を結ぶとき、準拠法を自由に合意できず、不動産の所在地法としてのベトナム法に従わなければならないというベトナム国際私法の規定を把握した上で、当事

者は、準拠法についてあえて合意せずに、不動産所在地法であるベトナム法に従い、契約行為を行う。直接的にではなく間接的に当事者の行為を規律する、これは、国際私法の特徴だと言える。

また、抵触法であっても介入規範は、渉外的民事関係における権利義務を直接的に規律する。この場合、適用される介入規範の下で当該国際取引関係にどんな権利義務があるのかを把握した上で、当事者はそれに従い取引を行う必要がある。つまり、国際私法は国際取引の当事者の行為を直接的に調整する役割も持つ。

### 1.2. 予防的役割

行為の調整的役割を通じて、国際私法は紛争の発生を予防する役割をも有する。もう一度強調するが、国際取引においては複数の国の法が適用される可能性がある。国際私法の抵触法規範により準拠法が予見できれば、紛争の発生に備えることができるだろう。また、介入規範が明確に権利義務を規律し、当事者の予見可能性が高ま流ことでも、紛争発生予防につながる。この点で、調整的役割と予防的役割は密接な関係を有し、表裏一体における二つの側面であるとも言える。

### 1.3. 促進的役割

国際私法が上記の3つの役割を発揮できれば、国際取引が発展するための仕組みが整備される。その結果として、国際取引は、ますます安定し、ベトナムの経済や国民に対して、多くの利益をもたらすであろう。外国人、外国法人がベトナムの自然人、法人との取引を行い、外国投資家がベトナムに投資するとき、国際私法に従うことになる。国際私法の規則が整備され、当事者の権利が公平に保護されるようになれば、外国人、外国投資家は安心して取引を行うことができ、追加の投資や取引を希望することになるであろう。つまり、国際私法は国際取引の発展を促進する役割を担うといえよう。

ベトナム国際私法は国内法ではあるが、その効果は、国内のみならず、国際的にも及ぶ。国際取引は、国境を越えて行われるものなので、関連国の国民や法人に対しても調整的効果・予防的効果・解決的効果及び促進的効果を及ぼすだろう。

第1章に述べたグローバリゼーションが深化する中で、国際私法の役割はより一層高まっているだろう。グローバリゼーションを背景として、ベトナム国際私法は整備されており、国際取引を始めとして渉外的要素を有する民事関係のための法的土台となっている。また同時に、整備された国際私法の下で、国際取引はより強く促進され、ベトナム経済の発展に多大な貢献をもたらすものになるだろう。そこで、裁判官、弁護士などの法曹だけでは

なく、国際取引に携わる人々も国際私法の役割、重要性を認識しなければならない。そして、準拠法の定め方を明確することにより、準拠法が分からない不安定な状態を解消することは、国際私法の目的の一つと言われている<sup>106</sup>。それに加え、準拠法の決定も、渉外的民事関係を解決する際に、出発点となる。そのため、次節では、ベトナムにおける国際取引を規律する国際私法（抵触法）を詳細に述べる。

## 第2節 国際取引と準拠法

第2章で述べたように、国際私法は、国際取引の出発点（締結）から終了点（紛争解決）までの極めて広い範囲を規律する。しかし、上記したように、本報告書は、狭義の意味における国際私法、即ち抵触法の観点からの研究を中心におき、国際取引に関する実体準拠法の問題を主に考察する。また、第1章で述べられ国際取引の意味に踏まえ、本章では国際取引において特に重要な問題と考えられる能力、契約、及び物権の抵触法を概観する。

### 2.1. 国際取引の能力の準拠法

国際取引が行われるための第一の前提は、その主体が能力を満たすことである。2015年民法によれば、民事関係には、自然人と法人という2つの主体がある<sup>107</sup>。この定義に従って国際取引の主体の能力を検討する際には、自然人の能力と法人の能力についてそれぞれ述べる必要がある。

#### a. 自然人の能力

自然人の能力には、権利能力のと行為能力<sup>108</sup>がある。自然人の権利能力<sup>109</sup>とは、民事権利及び民事義務を有する自然人の能力のことである（2015年民法第16条）。2015年民法に従えば、自然人の権利能力の対象となる問題は①財産と結び付いていない人格権及び財

---

<sup>106</sup> 神前禎、早川吉尚、元永和彦 [著] 『国際私法』有斐閣、2009年、8頁

<sup>107</sup> ただし、法人格のない組織が国際取引に参加すれば、自然人である当該取引の参加者の能力は、自然人の能力の準拠法が適用されると思われる。

<sup>108</sup> 「行為能力」は、ベトナム語で“*Năng lực hành vi dân sự*”と表記され、直訳すれば「民事行為能力」となる。ベトナム語で“*Năng lực hành vi tố tụng dân sự*”と表記されるいわゆる「民事訴訟行為能力」とは異なる概念である。

<sup>109</sup> 「権利能力」は、ベトナム語では“*Năng lực pháp luật dân sự*”と表記され、直訳すれば「民事法律能力」となる。いわゆる“*Năng lực pháp luật tố tụng dân sự*”と表記される「民事訴訟法律能力（訴訟能力）」とは異なる概念である。



産と結び付いている人格権、②財産に対する所有権、相続権及びその他の権利、③民事関係に参加する権利及びその関係から生じる義務からなる（2015年民法第17条）。そして、それらの権利、義務は、自然人が出生した時に生じ、その者が死亡した時に消滅する。

国際取引においては、自然人がいつから民事権利及び民事義務を有することになるのか、どのような民事権利及び民事義務を有するか、これらがいずれの国の法によるべきか問題となる。この問題を解決するために、ベトナムの国際私法は、「自然人の権利能力は、その者が国籍を有する国の法に従う」と規定する（2015年民法第673条1項）。すなわち、自然人の権利能力は、その本国法によるわけである。例えば、日本人がベトナム人と物品売買契約を結ぶ場合、日本人の権利能力は日本法に従い、ベトナム人の権利能力はベトナム法に従う。国籍は自然人の人格的、身分的な問題と最も密接な連結点であることは言うまでもない。

ただし、「ベトナムに所在する外国人は、ベトナム法が他の規定を有する場合を除き、ベトナム国民と同じ権利能力を有する」（同条2項）。これは、内国民待遇原則を具体化した規定である。ただし、いくつかの例外も設けられている。例えば、ベトナム人は制限なく住宅を所有できるが、外国人はベトナムにおける住宅を一定の制限の下で所有できる<sup>110</sup>。また、外国人は、公証役務の提供、ガソリン・ガス事業を営むことができない<sup>111</sup>。この例外は、ベトナムの政治・社会・経済の秩序を保障するための考慮であり、ベトナム人と外国人を差別する意図はないといえる。しかし、経済の発展に伴い、外国人の資金、投資資本を最大限調達するニーズが高まっているので、そのニーズに応えるために、外国人の権利に対する制限を定めた幾つかの例外措置は縮小される傾向にある<sup>112</sup>。将来的には、経済・社会の発展に資するために、ベトナム人と外国人は対等に競争できる環境に置かれる必要があるからである。

---

<sup>110</sup> ベトナムの2014年住宅法第160条1項a号によれば、ベトナムに入学できる外国の自然人はベトナム国民と同一の住宅所有者の権利を有するが、次の規定を遵守しなければならない。すなわち、共同住宅の一つの建物内のアパートメントの数の30パーセントを超えない限度で、購入、購入賃借、受贈、相続及び所有することができ、別荘、連結住宅を含む個別住宅については、一つの坊級行政単位と同等の人口の一つの区域内では、250軒を超えない限度で購入、購入賃借、受贈、相続及び所有することができる。

<sup>111</sup> 2014年公証法第8条、ガソリン・ガスの経営に関する2014年議定第83/2014/NĐ-CP号第2条

<sup>112</sup> 実際に、2014年住宅法は、2005年住宅法よりも外国人の住宅所有権を広げた。参照：TS. Nguyễn Hồng Bắc, “Quyền sở hữu nhà của tổ chức, cá nhân nước ngoài theo pháp luật Việt Nam hiện hành”, Tạp chí Luật học, Số 12/2015, p.3-10 [グエン・ホン・バック「現行ベトナム法に基づく外国自然人・組織の住宅所有権」法学雑誌、2015年12月の巻、3-10頁]

2015年民法第673条については、1項と2項の関係が極めて曖昧であることから、ベトナムに所在する外国人の本国法の規定とベトナム法の規定とが異なる場合、双方の規定がどのような適用関係にあるのかを検討する必要がある。つまり、ベトナムに所在する外国人の権利能力を判断する場合、第673条1項とは独立した条項として、2項のみを適用して判断すればいいのか、あるいは、必ず1項と2項の双方を累積的に適用して判断しなければならないのかという問題である。まず、外国人の国籍法によれば権利能力を有するが、ベトナム法によれば権利能力を有さない場合、2項のみを適用したときも、1項と2項の双方を累積的に適用したときも、「ベトナムに所在する外国人は権利能力を有さない」という同じ結論になる。しかし、外国人の本国法によれば権利能力を有さないが、ベトナム法によれば権利能力を有する場合、問題の解決はそれほど簡単ではない。例えば、厳格なイスラム国家では、女性は、自動車運転や弁護士業を行う権利を認められていない場合があるが、ベトナムでは当該権利が認められている。このとき、ベトナムで生活しているイスラム国家の女性の自動車運転や弁護士業を行う権利について考えると、1項と2項の双方を累積的に適用すれば当該権利を「有さない」という結論になるが、2項のみを適用すれば当該権利を「有する」という結論になる。現在、ハノイ法科大学が採用する国際私法教科書は前者の立場をとっている。つまり、ベトナムに所在する外国自然人の権利能力を判断する場合、1項で規定された原則と2項の規定を共に適用しなければならない<sup>113</sup>。しかし、上記のイスラム国家の例を考えると、このような見解は、不合理であろう。私見では、以下の理由から、後者の見解、すなわちベトナム法だけを考慮する立場を取るべきであると考えられる。

一つ目の理由は、条文の文言上、第673条は、1項と2項の双方を累積的に適用することを求めている点である。2014年婚姻及び家族法第126条は条文において外国法とベトナム法を累積的に適用しなければならない旨を明記しているが<sup>114</sup>、2015年民法第673条は、2014年婚姻家族法第126条と異なり、明文の規定をおいていない。これに加えて、第673条1項と同条2項の双方を累積的に適用すれば、2項が規定する「ベトナム国民と同じ権利能力」を有さなくなることがある。これは、明らかに第673条2項の精神に反するであろう。

<sup>113</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』司法出版社、2017年、99頁

<sup>114</sup> 2014年婚姻及び家族法第126条：「ベトナム国民と外国人との結婚において、各当事者は結婚条件に関する本国法を遵守しなければならない。結婚が、ベトナムの国家管轄機関で行われる場合、外国人は、本法の結婚条件に関する規定も遵守しなければならない（下線は筆者による）」。

二つ目の理由は、取引の安全や外国人の権利保障の立場から考えると、不適切であるという点である。例えば、外国人がベトナムに住んでおり、ベトナム人と民事取引を行う場合、当該外国人の本国法がその取引を許可していないとしても、ベトナム法が許可しているとき、当該取引の法的効力を認めるべきであろう。当該取引が行為地であるベトナムの法に合致している以上、当該取引の法的効果を認めることで、各当事者は安心して取引できると考えられる。このことから、取引の安全や外国人の権利を保障するために、ベトナム法に基づいて、当該取引の主体の権利能力を認めるべきである。

同様の主張は、ベトナム司法省が作成した「2015年の民法の専門的研修資料」にも書かれている。すなわち、当該資料によれば、2015年民法第673条2項は、ベトナムに所在する外国人がベトナムで各種の民事取引に参加するための権利及び義務を有する可能性を広げることになると考えられ、外国人が一定の権利を享受できる可能性について外国人の権利能力に関し国籍を有する国の法では認められていないとき、ベトナム法が当該外国人の権利を認めれば、当該外国人はベトナムで当該権利を享受できる<sup>115</sup>。司法省は民法起草の所管機関であり、国会（司法委員会、国会議員）の意見を受け、草案を作成した機関であることを考えると、裁判事例がない現状においては、行政機関の見解ではあるが、2015年民法で意見が分かれている問題を解釈する上での参考となろう。

権利能力の他に、自然人の能力のうち行為能力<sup>116</sup>とは、自己の行為により、民事権利・義務を確立し、履行することができる自然人の能力のことをいう（2015年民法第19条）。原則として、成年に達すれば、完全な行為能力を有すると考えられている。しかし、成人年齢は国毎に異なる。国際取引の当事者の行為能力の判断は、どの国の法に従うのか、2015年民法第674条が定めている。第674条によれば、原則として、自然人の行為能力は、その者が国籍を有する国の法（本国法）に従う。この規定も自然人と国籍との関連に基づくものである。ただし、外国人がベトナムにおいて民事取引を成立・履行する場合、当該外国人の行為能力は、ベトナム法に従い規律される（第674条2項）。つまり、外国人の行為能力について、外国人が海外においてベトナム人との民事取引を成立・履行する場合、或いはベトナムの領域にある財産と関連する民事取引を成立・履行する場合には、当該外国人の本国法に従い判断されることになり、他方、外国人がベトナムにおいて民事

<sup>115</sup> 司法省「2015年の民法の基本的内容（専門的研修資料）」2016年、101頁

<sup>116</sup> 「行為能力」は、ベトナム語で“Năng lực hành vi dân sự”と表記され、直訳すれば「民事行為能力」となる。ベトナム語で“Năng lực hành vi tố tụng dân sự”と表記されるいわゆる「民事訴訟行為能力」とは異なる概念である。

取引を成立・履行する場合には、行為地であるベトナム法に従うことになる。このルールは、行為地法原則（*Lex Loci Actus*）と適合するものであり、ベトナムにおける民事取引の安定性を確保できるであろう。

しかしながら、第 674 条 1 項及び 2 項に従うと、法律行為をした者がその本国法によれば行為能力を制限される場合、行為地がベトナム以外の時、たとえその行為地の法によれば行為能力者となるとしても、行為能力は制限されることになる。このような取り扱いは、法律行為の時点で、当該法律行為のすべての当事者が法を同じくする地に所在する場合にも、例外なく適用されることになる。しかし、第 674 条 1 項、2 項の規定を厳格に解釈・適用すると、不合理なことがあると思われる。なぜならば、全ての当事者が、同じ地に所在し、その地で行為をするにもかかわらず、各当事者の本国法に基づきその行為能力が制限されれば、取引の安全を保障することはできないからである。そこで、外国人がベトナム以外の国において民事取引を成立・履行する場合、当該外国人の行為能力に関して、日本の通則法第 4 条 2 項を参考として、ベトナムで取引がされる場合に限らず、行為能力の判断における行為地法の適用の範囲を更に広げるべきであると考えられる<sup>117</sup>。

自然人の行為能力に関して、行為能力喪失、行為能力制限及び行為認識制御困難者の問題が存在する。これらの主体に関する問題は、2005 年民法では第 763 条において独立して規定されていたが、その内容はあくまで自然人の行為能力に関連していたことから、2015 年民法では、第 674 条に統合され 3 項において次のように規定されている。すなわち、「ベトナムにおける自然人の行為能力喪失、行為認識制御困難または行為能力制限の確定は、ベトナム法に従う」と。これにより、ベトナムでは、自然人の行為能力喪失、行為認識制御困難又は行為能力制限に関する審判は、ベトナム法に従いなされる。この規定により、裁判所は、判断の際に、外国法を適用する必要がなくなる<sup>118</sup>。しかし、条文の文言上、この規定の意味は明らかとは言えない。「ベトナムにおいて」が、「自然人」にかかるのか、「確定」にかかるのか明確ではないからである。この点について、「ベトナム

---

<sup>117</sup> もちろん、法律回避を動機として、敢えて他国で民事行為をする可能性があるかもしれないが、これは、本報告書で考察する問題とは別の問題であり、またいずれの準拠法を適用しても起こり得るものであるので、ここでは検討しない。

<sup>118</sup> 司法省「2015 年の民法の基本的内容（専門的研修資料）」2016 年、101 頁

ムにおける自然人」と明記すべきであるとする意見がある<sup>119</sup>。

このように、自然人の権利能力、行為能力を判断するために、行為地法も考慮されるが、主として当該判断は自然人の本国法（国籍を有する国の法）によることになる。しかし、自然人の国籍については、多重国籍者が存在する一方で、無国籍者も存在しており、これらの場合、いずれの国の法律を本国法とすべきかが問題となる。まず、多重国籍者については、「指定される法が自然人が国籍を有する国の法であるが、その者が多重国籍者である場合、適用法は、その者が涉外的要素を持つ民事関係が生じた時点で国籍及び居所を有している地の国の法である。その者が涉外的要素を持つ民事関係が生じた時点で複数の居所を有していた、居所を確定することができない、又は居所を有する地が国籍を有する地と異なる場合、その者が国籍を有し、かつ、最も密接な関係を有する地の法を適用する」と規定されている（第 672 条 2 項）。ただし、ベトナム国籍を有する多重国籍者については、ベトナム法が準拠法となる。無国籍者については、「指定される法は自然人が国籍を有する国の法であるが、その者が無国籍である場合、準拠法は、涉外的要素を持つ民事関係が生じた時点でその者が常居所を有していた地の国の法である。その者が涉外的要素を持つ民事関係が生じた時点で複数の居所を有していた、又は居所を確定することができない場合、準拠法は、その者が最も密接な関係を有する地の国の法である」と規定されている（第 672 条 1 項）。2005 年民法の規定<sup>120</sup>と比較すると、2015 年民法は、無国籍者及び多重国籍者に対して、最も密接な関係を有する地の国の法を統一的に適用する旨を明記する点で、新たなルールを規定したと言える。2015 年民法第 672 条は、2005 年民法のように根拠なくベトナム法を適用する事を避けており、ベトナムの立法が世界水準に接近して

---

<sup>119</sup> Đỗ Văn Đại (Chủ biên), “Bình luận khoa học những điểm mới của Bộ luật dân sự năm 2015”, Nxb. Hồng Đức, TPHCM, 2016, tr.610; ド・ヴァン・ダイ (編)『2015年民法典における新点の科学的評価』ホンドック出版社、ホーチミン市、2016年、610頁

<sup>120</sup> 2005 年民法第 760 条 無国籍者、二重国籍又は多重国籍の外国人に対する法律適用の根拠

1. 本法典又は他のベトナム社会主義共和国の法律文書が、外国人が国民である国の法律を適用することを援引した場合、無国籍の者に対しては、その者が居住する国の法律を適用する。その者の居住する場所がない場合、ベトナム社会主義共和国の法律を適用する。

2. 本法典又はベトナム社会主義共和国の法律文書が、外国人が国民である国の法律を適用することを援引した場合、二重国籍又は多重国籍の外国人に対しては、その者が国籍を持ち、かつ民事関係が発生した時点において居住する国の法律を適用する。その者が国籍を持ついずれの国にも居住していない場合、その者が国籍を持ち、かつ国民としての権利と義務に関して最も密接な関係を持つ国の法律を適用する。

いる傾向を反映しているといえる<sup>121</sup>。

## b. 法人の能力

国際民事取引では、自然人の他に、法人も重要な主体である。法人格の有無や法人の権利能力を判断するためには、一定の国の法に基づかなければならない。そのため、法人の権利能力の準拠法の確定は非常に重要なものである。日本の通則法では法人の権利能力の準拠法を定める規定がないが、スイス、中国など多くの国では、国際私法に関する法律の中で規定されている<sup>122</sup>。ベトナムの国際私法においても、法人の権利能力に関する準拠法について早くから注目していた。ベトナムの最初の民法である 1995 年民法では第 832 条が、2005 年民法では第 765 条が、各々「外国法人の民事上の能力」について定めており、2015 年民法では、第 676 条が「法人」について定めている。しかし、1995 年民法第 832 条と 2005 年民法第 765 条は、外国法人の民事上の能力の準拠法のみを規定し、国籍<sup>123</sup>、名称、内部組織機構、法人と法人の構成員との関係など、法人の人格に関する問題を規律する抵触規範をおいていなかった。そのため、2015 年民法第 676 条は、法人の人格に関する問題について、法人が国籍を有する国の法により規律されることを規定した。法人の国籍は法人が設立された地の国の法に従い決定される。つまり、ベトナムで設立された法人であれば、その国籍は、ベトナム法に従い決定される。従って、ベトナム法に基づき設立された法人は、ベトナムの 2015 年民法第 80 条によってベトナム法人である。同様に、外国法人が、ベトナムにおいて投資、経営を行うために、ベトナムの法律に基づき子会社を設立する場合、当該子会社は、ベトナム法により、ベトナム法人とされる。すなわち、法人の国籍は設立された地の国の法に従い決定され、設立地の法いかんによっては、設立地ではなく、本拠地が国籍となることもありうる。当該法人が、当然の帰結として設立された地の国の国籍を有するわけではないことである。例えば、ある法人は、A 国で設立されたものの、B 国に本拠を置く場合、A 国の法律が本拠地法主義を取っていれば、A 国では

---

<sup>121</sup> 多くの国の国際私法は、涉外関係と最も密接に関係する地の法が、当事者が準拠法を選択していない、又は抵触規範がない場合に適用される旨を規定する（契約債務の準拠法に関する Rome I 規則、2007 年契約外債務の準拠法に関する Rome II 規則、日本の 2006 年通則法、中国涉外民事関係法律の用法、ブルガリア国際私法典、ベルギー国際私法典、韓国国際私法など）。

<sup>122</sup> スイス国際私法第 154 条、中国涉外民事関係法律の用法第 14 条、ポーランド国際私法第 17 条など。

<sup>123</sup> 一般的な法人の国籍は具体的に規定されていなかった。企業の国籍は 2005 年企業法に規定されたことがあるが（第 4 条 20 項、「企業の国籍」とは、企業が設立、営業登録をした国、地域をいう）、2014 年企業法はこの定義を削除した。

なく、B国の国籍を有することになる。

法人の国籍法は次の事項を規律する。すなわち、法人の権利能力；法人の名称；法人の法定代表者；法人の組織，再編，解体；法人と法人構成員の関係；法人及び法人構成員の法人の義務に対する責任である。このように、法人の人格的・内部的な問題を規律するわけである。ただし、外国法人がベトナムにおいて民事取引を確立、実施する場合、その外国法人の権利能力はベトナム法に従い決定される。この例外は、ベトナムにおける取引の安全、予測可能性を確保する為であると考えられる。このため、ベトナムにおいて民事取引を確立、実施する予定のある法人にとっては、事前にベトナム法の内容を把握する必要があるだろう。

外国法人は、自らベトナムにおいて取引を行うことができるが、支店、或いは駐在員事務所を通じてベトナムで活動することができる。しかし、ベトナム法によれば、外国法人の支店、駐在員事務所は法人の付属部門であり、法人格を有さない。支店は、法人の機能の全部又は一部を実行する任務を有するが、駐在員事務所は、法人が委ねた範囲において代理を行い、法人の利益を保護する任務を有する（2015年民法第84条）。

外国法人の中でも、営利法人<sup>124</sup>、すなわち利潤を追求する目的を有し、その利潤を各構成員に分配する法人<sup>125</sup>は最も注目されるべき存在であろう。民法が規定する商業法人は、外国の法人であれば、2005年商法で「外国商人<sup>126</sup>」として言及されているものであり、ベトナム国内において、駐在員事務所及び支店、並びにベトナムの法律に定められた組織形態に従い外国資本を有する法人を設立することができる。ベトナム国内に所在する外国商人の駐在員事務所及び支店は、ベトナムの法律に定められた権利及び義務を有するが、当該外国商人は、ベトナム国内に所在するその駐在員事務所及び支店の全ての活動に対してベトナムの法律上の責任を負わなければならない<sup>127</sup>。駐在員事務所は、駐在員事務所の設立許可証に記載された目的及び範囲並びに期間に厳格に従い、その業務を行うことができる<sup>128</sup>。しかし、駐在員事務所は、ベトナム国内で直接的に営利目的の活動を行うことはで

---

<sup>124</sup> 「営利法人」は、ベトナム語で“Pháp nhân thương mại”と表記され、直訳すれば「商売法人」である。

<sup>125</sup> 2015年民法第75条1項

<sup>126</sup> 「外国商人」は、ベトナム語で“Thương nhân nước ngoài”と表記され、直訳しても「外国の商人」である。商人は、合法的に設立された法人並びに独立し且つ継続的に商業活動を行う個人で、商業登記しているものをいう（2005年商法第6条1項）。

<sup>127</sup> 2005年商法第16条3項

<sup>128</sup> 2005年商法第17条

きない<sup>129</sup>。つまり、駐在員事務所は営利目的の契約を締結することができない。これに対して、支店は、駐在員事務所と異なり、ベトナム商法及び支店の設立許可証に記載された活動に従い、ベトナム国内で契約を締結することができる<sup>130</sup>。なお、ベトナムの法律或いはベトナムを加盟国とする国際条約に基づき外国商人によりベトナム国内に設立された外国資本を有する法人は、ベトナムの商人と看做される<sup>131</sup>。この規則は、2015年民法の規定に合致するものである。

要するに、自然人に関しても、法人に関しても、国籍という連結点が、それぞれの能力を判断するために主として利用されている。しかし、ベトナム国際私法は、ベトナムにおいて成立・履行される行為に対する例外を設け、ベトナムにおいて取引を行う場合には、自然人・法人の能力をベトナム法に準拠法させる。

## 2.2. 国際取引における契約の準拠法

国際取引の核心が、契約であることは言うまでもないだろう。しかし、当事者は、契約の締結交渉時に取引に関する全ての問題について交渉し、合意することはできず、また、合意内容の効力を判断するためには、ある国の法に基づかなければならない。従って、国際的要素を有する契約には、準拠法が果たす重要な役割を否定できない。渉外的要素を有する契約に関する2015年民法の条項は、世界的な傾向に適合させるため、そして、2005年民法の硬直的な規定を克服するために、2005年民法から多くの変更がなされた。契約の準拠法は、1995年民法第834条から2005年民法第769条、第770条に至るまで、当事者の合意を尊重する立場を維持してきた。当事者自治を原則としながら、2015年民法は、以下のように2005年民法の規定を改正・補充した。

### a. 契約の方式の準拠法

2005年民法は、契約の方式に関する準拠法を指定するために、個別規定を定めた。これによれば、原則として契約の方式は、契約を締結する地の国の法（*Lex loci contractus*）を遵守しなければならない。ただし、契約が外国において締結され、当該国の法に基づく契約要式に違反しているが、ベトナムの法に基づく契約要式に反していない場合、当該契

---

<sup>129</sup> 2005年商法第18条

<sup>130</sup> 2005年商法第19条3項

<sup>131</sup> 2005年商法第16条4項



約要式はベトナムにおいて認められる。また、契約締結地法の原則には例外がある。ベトナムの領土における建造物、建物、その他の不動産の建設又は所有権の移転に関する契約方式は、ベトナムの法を遵守しなければならない（第 770 条 2 項）。この例外は、ベトナムの公益と密接な関連を有する不動産の特質を考慮した上で設定されたものと思われる。

2015 年民法は、契約の方式につき、異なる方針をとっている。2015 年民法に従えば、契約の準拠法は契約の内容のみならず、契約の方式にも適用される。第 683 条 7 項は、契約に適用される法が契約の方式をも規律すると明確に規定する。原則として契約締結地法を準拠法とした 2005 年第 770 条と比較すると、第 683 条 7 項は本質的な改正となっている。ただし、2015 年民法の規定は、契約締結地法を排除するわけではなく、それを引き続き維持した上で、適用される法の範囲を広げている。つまり、契約の方式がその契約の準拠法には適合しないが、契約締結地の国の法又はベトナム法に従った契約の方式に適合する場合、その契約の方式はベトナムにおいて有効とされる。契約の方式は当事者の意思に実質的に影響しないにもかかわらず、方式上無効となると、契約全体が無効となり、当事者の意思表示が無駄になる。そのため、第 683 条 7 項における契約の方式の準拠法の拡大は、当事者の意思表示ができる限り尊重されることの確保に資することとなった。

ところで、2015 年民法では、ベトナムの領土における建造物、建物、その他の不動産の建設又は所有権の移転に関する契約の方式に関する規定が削除されたが、その結果、ベトナムの領土における建造物、建物、その他の不動産の建設又は所有権の移転に関する契約の方式はベトナム法に従わなくても良いということになるのであろうか。実は、この規定は削除されたのではなく、2015 年民法第 683 条 4 項に規定されることとなったのである。本項によれば、契約が不動産を対象とする場合、不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃借又は義務履行のための不動産の使用に対する準拠法は不動産所在地の国の法である。そのため、ベトナム領土における不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃借又は義務履行のための不動産の使用は不動産所在地法としてベトナム法を強行的に適用しなければならない。そうすると、当該契約の方式についてもベトナム法の規定を遵守しなければならないと言えよう。

このように、契約の準拠法に関する 2015 年民法の規定は、包括性、統一性を確保しており、2005 年民法の規定の硬直的な表現を克服し、複数の連結点により契約の方式に関する準拠法との適合の可能性を広げている。しかし、これは、あくまで民法上の原則であ

ることに注意すべきである。その他の特別法が、民法とは異なる、独自の契約の方式を定めることがある。例えば、2006年民事航空法は契約の方式に関する特例を定めている。2006年民事航空法によれば、飛行機に対する権利に関する契約を締結した地の国の法が、当該契約の方式を規律するために適用される<sup>132</sup>。この規定は、契約締結地法を採用しており、2005年民法の規定には合致していたが、2015年民法の規定とは異なるようになった。また、2005年商法は、「物品の国際売買は、書面による契約又はこれと同等の法律上の有効性を持つその他の方式により実施されなければならない」と規定する（第27条2項）。すなわち、ベトナムの裁判所で解決される物品の国際売買に関する契約は、その形式の準拠法にかかわらず、書面又はこれと同等の法律上の効力を持つその他の方式により締結されなければならない。ベトナムは、CISGの批准に際して、売買契約が書面によることを要せず、いかなる方式をも要しない旨を規定する第11条の適用を留保している<sup>133</sup>。書面と同等の法律上の効力を持つその他の方式とは、法律の規定に従う電報、テレックス、ファクシミリ、データ記録、並びにその他様式をいう（商法第2条15項）。商法第27条2項は、民事航空法と異なり、抵触規範ではなく、介入規範であり、強行的に物品の国際売買契約の方式を定める。しかし、商法第27条は商業の活動として物品の国際売買を行う際の契約にのみ適用されることに注意すべきである。「商業活動」とは、営利目的の活動をいい、物品の売買、役務の提供、投資、商業促進活動、並びに営利目的のその他活動をいう（商法第2条1項）。そのため、第27条は、商業活動の全てを規律せず、物品の国際売買についてのみ規定する。従って、涉外的要素を有する役務の提供、投資、商業促進活動、又は国際的民事売買契約などに関する契約の方式は、民法の規定に従うことになると考えられる<sup>134</sup>。実際に、2010年5月31日付け最高人民裁判所裁判官評議会監督審決定第25/2010/DS-GĐT号で言及されている Les Consultants LBCD.INC 会社対 Anh Hoa 商業役務株式会社事件において、会社設立出資合意は、当事者の口頭により、交わされた。当該事件は合意の方式の準拠法を直接に判断するものではないが、この口頭による

---

<sup>132</sup> 2006年民事航空法第4条2項

<sup>133</sup> Quyết định số 2588/2015/QĐ-CTN ngày 24/11/2015 của Chủ tịch nước về việc gia nhập Công ước của Liên hợp quốc về Hợp đồng mua bán hàng hoá quốc tế[国際物品売買契約に関する国際連合条約の加盟に関する2015年11月24日付けの国家主席決定第2588/2015/QĐ-CTN号]

<sup>134</sup> Bộ Tư pháp – NLD (National Legislative Development Project – Canada), “Tài liệu Hội thảo: Chia sẻ thông tin kết quả rà soát pháp luật về Tư pháp quốc tế về giao dịch thương mại và Phần 5 Bộ luật dân sự năm 2015”, ngày 1/3/2016, tr.15 [司法省・NLD「セミナー資料：商事取引に関する国際私法に関する法の査察結果の情報共有、並びに2015年民法第5編」2016年3月1日、15頁]

出資合意を有効とした。

また、2000年12月9日付け保険事業法法律第24/2000/QH10号（Luật số 24/2000/QH10 ngày 09 tháng 12 năm 2000, Luật kinh doanh bảo hiểm）（2000年保険事業法）第14条も商法第27条2項と同様の規定を有する。その他に、2005年外国為替に関する国会常務委員会令第28/2005/PL-UBTVQH11号（Pháp lệnh số 28/2005/PL-UBTVQH11 của Ủy ban Thường vụ Quốc hội, Pháp lệnh ngoại hối）、2015年航海法典が、航海活動、外国為替活動を規律する準拠法について民法と異なる規定を定めるので、当該契約の方式は、民法の規定に従うものとは違うものになる。詳細は、次の「契約の準拠法」で述べる。

#### b. 契約の成立及び効力に適用される法

2005年民法は、契約の当事者の権利及び義務は、他の合意がなければ、契約を履行する国の法によると規定した（第769条1項）。つまり、第一の原則は、当事者が合意した法を尊重することにある。そして、その合意がなければ、契約履行地の法が適用されるが、双務契約をはじめとして、契約の当事者がそれぞれの国で自己の義務を履行する場合には、契約履行地を確定することは困難になるであろう。このような契約履行地法の問題点を考慮して、また各国の経験を検討した上で、2015年民法は、以下のように、契約の準拠法に関して多くの点を改正した<sup>135</sup>。

(1) 契約の準拠法を自由に選択する当事者の権利が直接的に明確に肯定される。契約の準拠法に関する自由な合意は、2015年民法で新設された規定ではないが、文言の修正により、この点が更に明確に強調されている。この権利は、不動産を対象とした契約、労働契約、消費者契約（選択された法がベトナム法に規定されている労働者・消費者の最低限の権利に影響を及ぼすとき）である場合、及び準拠法の変更が第三者の権利・合法的な利益に影響する場合のみ、制限される。そして、2005年民法では「その合意が、本法典及びベトナム社会主義共和国の他の法文書の規定に反しなければ」という要件が求められたが<sup>136</sup>、2015年民法は当該要件を消除した。「その合意が、本法典及びベトナム社会主義共和国の他の法文書の規定に反しなければ」という要件は、極めて曖昧でその範囲を確定することが困難であったことから、2015年民法における削除は、契約の当事者を安心させられると思われる。

---

<sup>135</sup>司法省「2015年の民法の基本的内容（専門的研修資料）」2016年、105-106頁

<sup>136</sup> 2005年民法第769条1項

また、第 769 条 1 項の規定振りからは、当事者が契約の部分ごとに、準拠法を選択することを制限しないと考えられている。しかし、一つの契約の中で複数の法が適用されることは、単一の契約に適用される複数の法の間には内在的矛盾を生じさせる可能性がある。そこで、契約の準拠法を合意する際には、契約当事者は多くの法を選択するか否かを、検討すべきである<sup>137</sup>。

ここで、当事者が第三国の法を準拠法として合意できるかどうかという問題が生じる。2015 年民法の規定からは、当事者が契約の準拠法を選択できるが、当事者の国籍、居住地、契約の締結地、履行地と関連しない国の法を選択できるかどうかは、明らかではない。この問題は、2015 年民法を起草するときから指摘されていたが、2015 年民法では明記されなかった<sup>138</sup>。ベトナム法では、契約の準拠法が当事者又は当該契約との関連を有しなければならない旨の規定はない。法律で禁止されない以上、第三国の法を準拠法として合意できると思われる。実際、ベトナム企業が締結する多くの契約において、紛争解決における客観性を担保するために、当事者は、あえて第三国の法を準拠法としている。例えば、Ecom Argoindustrial Corp.LTD（スイス）対 Hanoi May 19th Textile One Member Limited Company（ベトナム）事件では、当事者は第三国であるイギリスの法を契約の準拠法として合意した。紛争を解決する ICA（International Cotton Assosiation）仲裁パネル、及び仲裁判断の承認・執行を審判したハノイ市人民裁判所は、当該準拠法合意を有効とした<sup>139</sup>。

2015 年民法第 683 条は国際条約の規定を選択することを禁止しない。従って、当事者は条約の規定の適用を合意できる。しかし、国際条約は国家間の合意であり、かつ涉外関係における私人の権利義務を規律するための十分なシステムではない。そのため、当事者がある条約を準拠法とした場合、当該契約に適用されるが、条約の規定が当事者の権利義務を詳しく規定しない場合には、当事者の権利義務は、2015 年民法第 683 条 2 項に従い決定される<sup>140</sup>。

---

<sup>137</sup> 司法省「2015 年の民法の基本的内容（専門的研修資料）」2016 年、107 頁

<sup>138</sup> Bộ Tư pháp – NLD (National Legislative Development Project – Canada), “*Tài liệu Hội thảo: Chia sẻ thông tin kết quả rà soát pháp luật về Tư pháp quốc tế về giao dịch thương mại và Phần 5 Bộ luật dân sự năm 2015*”, ngày 1/3/2016, tr.17

司法省・NLD「セミナー資料：商事取引に関する国際私法に関する法の査察結果の情報共有、並びに 2015 年の民法の第 5 編」2016 年 3 月 1 日、17 頁

<sup>139</sup> Nguyen Huyen Cuong 高等裁判官セミナー資料「ハノイ市人民裁判所において外国仲裁判断の承認及び執行請求を解決する実際」ベトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行に関する 1958 年のニューヨーク条約の実施能力向上セミナー、ハノイ、2017 年 01 月 13 日、4/9 頁

<sup>140</sup> 同上

(2) 契約準拠法に関する一般規定は、方式を除けば、契約に関連する全ての問題を規律する。2005年民法第769条の条文見出しは「民事契約」であるが、その第1項は「契約の当事者の権利及び義務」についてのみ規律していた。契約の内容には当事者の権利義務を含むが、それに限られるものではない。2005年民法第769条の問題は、その規定の対象が狭く、権利義務の他には、契約の効力、契約履行の時期・場所などの契約に関する問題の準拠法について規定しなかったことである。2015年第683条1項は、当事者が具体的な合意をしない場合に、当事者の権利・義務だけでなく、契約の効力、契約履行の時期・場所なども、契約の準拠法に従うと明記している。この意味で、2015年民法は、2005年民法の規定を広げ、その問題点を克服している。

(3) 2015年民法の最も重要な変更は、当事者による準拠法の選択がない場合、契約履行地の法から当該契約と最も密接な関係を有する地の法によることへ変更した点である。2005年民法の契約履行地の法の適用は、契約の義務が多くの異なる法域で履行される双務契約に対する準拠法の確定を困難にさせ、又は契約履行地が変更されると準拠法を事前に予測できなくなるという問題を生じさせていた。準拠法の柔軟性を保障し、渉外的要素を有する契約の当事者に対し準拠法の選択につき便利な条件を講じる。契約に適用される法は、契約締結に関する問題を含む契約の内容と方式をも規律する。当事者が準拠法について合意しない場合、準拠法は、当該契約と最も密接な関連を有する国の法となる。

契約と最も密接な関連を有する国という連結点は、現代的で、柔軟で、世界の標準に合致するものである。幾つかの国は、次のように密接な関連を有する国を規定している。①原則として、最密接関連地は、特徴的な給付を行う当事者の常居所地または所在地とした上で、②典型契約毎に最密接関連地を定める規定をおく。例えば、ロシア民法（第121条）、Rome I（第4条）。欧州及び各国の経験を検討して、これを取り入れて、2015年民法は、第683条2項は、物品売買契約、役務提供契約及び知的財産権譲渡契約と密接な関連を有する国を規定し、物品売買、役務提供、及び知的財産権という3つの分野を規定した。弱者保護の精神に基づき、本項は、労働契約及び消費者契約と最も密接な関連を有する場所の法についても規定する。具体的には次の通りである。

・物品売買契約につき、自然人であれば売主が常居所を有する地、法人であれば設立地の法；

・役務提供につき、自然人であれば役務提供者が常居所を有する地、法人であれば設立地の法；

・知的財産使用権移転契約あるいは知的財産権譲渡契約につき、自然人であれば権利受領者が居住する地、法人であれば設立地の法；

・労働契約については、労働者が常時、労務を提供する地の国の法。労働者が常時労務を提供する地が複数の場合又は確定できない場合、当該労働契約と最も密接な関係を有する地の法は、使用者が自然人の場合はその常居する地の、使用者が法人の場合は設立地の法である。

・消費者契約については、消費者が常居所を有する地の法。

上記の最密接関連地に関する規定は推定規定にとどまり、上記の地（国）と異なる国が契約とより密接な関係を有すると証明された場合には、当該国の法が準拠法とされる（同条 3 項）。この第 683 条 2 項の規定は、契約に適用する法に柔軟性をもたせ、同時に、特徴的給付理論との整合性をももたせている。ただし、知的財産使用権移転契約あるいは知的財産権譲渡契約の準拠法は、特徴的給付理論に従うものではない。これらの契約において準拠法を権利譲渡者の常居所地（設立地）の法ではなく、権利受領者の常居所地（設立地）の法としている理由は、ベトナムが主として知的財産権を譲り受け、これを使用するために移転を受ける側になることが想定されるので、この規定によって、ベトナム法を準拠法とする可能性が高められるからであると考えられていることである。

ところが、第 683 条 3 項が規定する「最密接関係地」の証明については、「誰が証明するか」が問題となり得ると思われる。当事者主義の観点からすれば、当事者が証明しなければならないであろう。逆に、職権主義の観点からすれば、裁判所が証拠を集め、証明する。ベトナムの裁判所は、当事者主義に移行していると言われているが、証拠収集や証明に関する裁判所の多くの権限は維持されている<sup>141</sup>。しかも、2010 年商事仲裁法は、当事者が準拠法の合意をしない場合、仲裁パネルは最も適切な法を適用する旨を規定している。そのため、証明責任が誰にあるのかが明瞭に規定されていない現状では、当事者の証明結果と紛争解決機関（裁判所、仲裁廷）の証明結果が異なる場合、どのようになるのかという問題が生じ得る。確かに最終判断は裁判所、仲裁廷によるが、例えば、当事者がそれぞれ

---

<sup>141</sup> 2015 年民事訴訟法第 48 条 裁判官の任務及び権限  
裁判所長官の任命により、裁判官は次の任務及び権限を有する。

（略）

3. この法律の規定に従った、証拠の収集、確認、民事訴訟・非訟事件の解決のための公判期日、会議期日の統括

（以下略）

れ A 国の法と B 国の法を最密接関連地の法であると主張して、争っていたが、裁判所、仲裁廷が A 国や B 国ではなく、自ら証明して Z 国の法を最密接関連地の法であるとする場合が、第 683 条 3 項の規定の対象になり得るだろう。ベトナムが、確実に当事者主義に移行していることを考えると、当事者の証明結果を尊重しなければならないので、証明責任を当事者に帰属させる必要があると思われる。そして、当事者が証明しない場合、紛争解決機関は 2015 年民法第 683 条 2 項に基づき、最も密接な関連を有する国がいかなる地であるのかを判断すべきである。

(4) 2015 年民法は、「ベトナムにおいて締結され、債務の全部の履行を受ける契約は、ベトナム社会主義共和国の法に準拠しなければならない」という文言（2005 年民法第 769 条 1 項後段）を削除した。つまり、ベトナムにおいて締結され、完全に履行される契約だとしても、当事者は、ベトナムではない国の法を準拠法として合意することができる。2005 年民法第 769 条 1 項後段の削除によって、契約履行地への連結を削除し、契約当事者の準拠法合意を自由化することとなり、当事者の意思を更に尊重することとなった。

このように、2015 年民法第 683 条は、契約の準拠法に関する当事者の合意の尊重を基本原則としている。民法だけではなく、他の多くの特別法にもその原則を表している。例えば、2005 年商法第 5 条 2 項によれば、「国際商取引において、その当事者は、外国の法律又は国際的商慣習の適用について合意することができる。但し、当該外国の法律又は国際的商慣習がベトナムの法律の基本原則に違反していない場合に限る」。国際取引では商取引が典型的なものであることから、商法の規定は、民法の原則を再度強調したものであり、商人の準拠法選択のための望ましい基盤を設けた。契約準拠法の合意は、民事契約、商事契約の他に、技術移転契約（2006 年技術移転法第 4 条 3 項）、投資に関する契約（2014 年投資法第 4 条 4 項）、航海活動に関する契約（2015 年航海法典第 5 条）、仲裁合意（2010 年商事仲裁法第 5 条 2 項）などでも明記されている。

しかし、すべての特別法が民法の規定する原則に合致するわけではない。民法は民事契約について一般的に規律するが、他の多くの法律も、特別契約について規律している。契約の準拠法を規律する法律が数多く存在しているために、重複する規定や統一されていない規定が未だに見受けられる。このような規定の重複や不統一のために、裁判所、仲裁廷は、契約の準拠法を判断するとき、困難に直面することがある。また、契約の準拠法の合意を認める一方で、民法や特別法の規定の中には、準拠法の合意を制限する場合や合意された準拠法の適用を制限する場合がある。具体的には、以下の場合に注意しなければなら

ないと思われる。

### c. 準拠法の合意を制限する場合

(\*) ベトナム法を適用しなければならない場合：

まず、ベトナムにおける不動産に関する契約に言及しなければならない。2015年民法の第683条4項は、契約が不動産を対象とする幾つかの場合において当事者の準拠法の選択を制限するものである。不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃借又は義務履行のための不動産の使用に対する適用法は不動産所在地国の法である。不動産に対する所有権、その他の権利の移転契約、不動産の賃貸借契約、不動産を担保財産とする担保契約において、当事者は、準拠法の選択を合意できない。土地をはじめとして不動産は、国家の領土を構成するので、経済、社会の場面だけではなく、政治の場面でも当該国との密接な関係を有するものである。そのため、不動産に関する契約に関する最も適切な準拠法は不動産の所在地にほかならないであろう。この規定は、一般的な不動産に関する契約を対象とするので、ベトナムに所在する不動産を対象とする取引であれば、その契約は当事者の準拠法合意にもかかわらず、ベトナム法を適用しなければならない。ただし、本項は、「不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃借又は義務履行のための不動産の使用」に関する契約のみを規律対象とすることに注意したい。不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃借又は義務履行のための不動産の使用以外の契約問題（例えば、不動産の補修工事契約、家屋建設契約等）は、本来の契約準拠法（合意地法）の指定に従い規律されると言えよう<sup>142</sup>。従って、不動産に対する所有権、その他の権利の移転、不動産賃借又は義務履行のための不動産の使用以外の契約の方式は、当事者の合意した準拠法により決められうる。その準拠法合意がなければ、契約と最も密接な関連を有する地の法により決定される。

次に、2005年外国為替に関する国会常務委員会令（2013年改正）の規定に言及したい。この法によれば、ベトナムにおける外国為替活動は、当該国会常務委員会令と他の関連法を遵守しなければならない（第5条1項）。ベトナム法が規定していない外国為替活動については、当事者は、外国法、国際慣習の適用結果がベトナム法の基本原則に反しな

<sup>142</sup> この点について、不動産を対象とする契約である以上、その契約の準拠法が不動産所在地の法となるという意見もある。（グエン・ヴァン・クー、チャン・ティ・フエ（編）『ベトナム社会主義共和国の2015年民法典の科学的評価』公安人民出版社、ハノイ、2017年、1082頁）。ただし、この見解は第683条4項の文言に適合しないと思われる。



い場合、当該外国法、国際慣習の適用を合意できる（第 5 条 3 項）。ベトナムの国内法が広範に規定していることから、実質的には、ベトナム法が規定している外国為替活動に関する契約については、当事者は、外国法、国際慣習の適用を合意できないと理解できるだろう。第 5 条 3 項は、「ベトナム法が規定していない外国為替活動」のみに対して当事者の準拠法の選択を規定しているからである。しかも、外国為替に関する国会常務委員会令は、国際条約がある場合を除き、ベトナム領土における外国為替活動はベトナム法に従わなければならないと規定する（第 5 条 2 項）。つまり、ベトナムにおける外国為替契約に関して、ベトナム法が規定を有する場合、当事者は外国法や国際慣習を準拠法と合意しても、ベトナム法を適用しなければならない。

また、労働契約の準拠法も重要な問題となっている。ベトナム法は、幾つかの種類労働契約に対する個々の抵触規範を規定している。まず、契約に基づく海外勤務ベトナム人労働者については、2006 年 11 月 29 日付け契約に基づく海外勤務ベトナム人労働者法法律第 72/2006/QH11 号（Luật số 72/2006/QH11 ngày 19 tháng 11 năm 2006, Luật Người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng; 2006 年契約に基づく海外勤務ベトナム人労働者法）第 53 条 2 項 c 号及び 2013 年労働法典第 168 条 1 項後段によれば、「ベトナム法及び当該労働者が勤務する国の法を遵守する」。つまり、海外勤務ベトナム人労働者は、就労地の法（*Lex loci laboris*）の他に、国籍を有する国の法としてのベトナム法（*Lex nationalis*）も遵守しなければならない。ただし、ベトナムが加盟国である条約が異なる規定を有する場合は、この限りでない。このように、外国の雇用者とベトナム人の労働者は、外国法のみを適用することに合意できない。次に、在ベトナムの外国企業、工業団地・経済区・輸出加工区、在ベトナムの外国または国際的な機関・組織で就労する、またはベトナム在住の外国人のために就労するベトナムの国民は、就労地の法であるベトナムの法（*Lex loci laboris*）を遵守しなければならない、またベトナム法による保護を受けることができる（2013 年労働法典第 168 条 2 項）。そして、ベトナムで就労する外国人の被雇用者は、ベトナムの労働法とベトナムが加盟している別の規定を持つ国際条約を遵守しなければならない、またベトナムの法律による保護を受けることができる（2013 年労働法典第 169 条 2 項）。つまり、これらの場合にも使用者と労働者は、ベトナム法を労働契約の準拠法とする合意をしていない場合であっても、ベトナム法の規定を遵守しなければならないだろう。

なお、2000 年保険事業法（2010 年改正）は、当事者の準拠法選択権を否定しないが、

準拠法として選択できるのは、国際慣習のみと規定する（第 2 項 3 条）。つまり、保険契約の準拠法は、第 2 条 1 項に基づくベトナム法、又は同条 3 項に基づく当事者の合意による国際慣習のみである。2010 年信用組織法第 3 条 4 項も同様の規定を有する。

（\*）準拠法変更を合意できない場合：

2015 年民法第 683 条 6 項は、関連する第三者の利益を保護し、法律回避を避けるために、新たに設けられた。これによれば、各当事者は、契約に対する準拠法の変更を合意することができるが、第三者が同意した場合を除き、その変更は第三者が準拠法変更前に得た権利及び合法的利益に影響を与えることができない。例えば、第三者の利益のための契約であるが、第三者の利益が準拠法の変更により損害を受ける場合、又は第三者が契約義務の履行を当事者の一方のために保証し、準拠法の変更により保証者たる第三者の義務が増える場合である。つまり、当事者が準拠法の変更を合意し、第三者に権利に影響を及ぼすが、その第三者の合意を受けない場合、当該準拠法変更合意は認められない。これも 2015 年民法の新しい規定であり、当事者の準拠法合意の尊重を表す一方で、第三者の権利、利益を保護するものである。

しかし、2015 年民法第 683 条 6 項は、「その変更は第三者が準拠法変更前に得た権利及び合法的利益に影響を与えることができない」と規定するにとどまり、具体的にどのような影響であるか不明であり、また第三者に対してのみ当該準拠法変更合意が認められないのか、それとも当事者間でも当該準拠法変更合意が認められないのかは不明である。影響というのは、良い影響もあるし（権利増加、義務減少）、悪い影響もある（権利減少、義務増加）。本項の趣旨からみれば、悪い影響であると理解するのが合理的かもしれない。ただし、極端な場合ではあるが、権利増加、義務減少を望まない第三者がいる可能性がないわけではないので、当事者は、準拠法を変更する際には、当該第三者の合意を取得したほうが安全だと思われる。また、第三者に影響を与える準拠法変更合意は、第三者に対してのみその効力を認めないと理解されるべきだと思われる。第 683 条 6 項は、第三者に影響を与えない準拠法変更合意を禁止するものではなく、また第三者に影響を与える当該合意の効果に対して条件を付けているのみだからである。そのため、準拠法変更により第三者に影響を与える部分のみの効力を認めず、その他の部分については当事者間の効力を認めることは、第 683 条 6 項の趣旨に合致するだろう。

（\*）特定された準拠法に従わなければならない場合：

幾つかの特殊な分野は、民法と異なる連結点を採用し、当事者が合意する準拠法ではな

く、法により指定された準拠法に従わなければならないと規定する。上述したように、飛行機に対する権利に関する契約締結地の法は、当該契約の方式を規律するために適用される<sup>143</sup>。そして、2006年民事航空法第4条1項によれば、飛行機を登録した国の法は、飛行機内で発生する法律関係に適用する。そうすると、実際には、飛行機内に不法行為の発生が一般的に想像でき、他の関係の発生する可能性は高くないと思われるが、理論的には飛行機内で契約を締結する可能性がありうる。飛行機内で発生した契約関係も飛行機を登録した国の法により規律されると理解できるだろう。

#### d. 合意された準拠法を否認する場合

##### (\*) ベトナム法の基本原則に反する場合

上述したように多くの法によれば、当事者が外国法、国際慣習の適用を合意することができるが、当該外国法、国際慣習の適用結果が、ベトナム法の基本原則に反する場合、当該外国法や国際慣習を適用することはできない。公序という用語は使用していないが、実質的には公序に関する条文である。2015年民法第670条1項a号は、「外国法の適用結果がベトナム法の基本原則に違反する」場合に、ベトナム法を適用すると明記する。この他に、2015年航海法典第5条3項、外国為替に関する国会常務委員会令第5条3項、2005年商法第5条2項、2006年11月29日付け技術移転法法律第80/2006/QH11号（Luật số 80/2006/QH11 ngày 29 tháng 11 năm 2006, Luật chuyển giao công nghệ）（2006年技術移転法）第4条3項なども、当事者により選択された外国法、国際慣習の適用をベトナム法の基本原則違反により否認することを定める。

この他に、「ベトナム法の基本原則に反する」という文言に代えて、「ベトナム法の規定に反する」という文言を使用する法も幾つか存在している。例えば、2014年投資法第4条4項、2000年保険事業法第2条3項、2010年6月16日付け信用組織法法律第47/2010/QH12号（Luật số 47/2010/QH12 ngày 16 tháng 06 năm 2010, Luật Các tổ chức tín dụng）（2010年信用組織法）第3条4項である。本節2.3で述べるように、条文の規定振りの違いのために、各文言の意味の幅も異なるが、これらの規定に該当する場合、当事者が合意した外国法や国際慣習は適用されないという同じ結果になる。

##### (\*) 強行適用法規がある場合

---

<sup>143</sup> 2006年民事航空法第4条2項

ベトナムでは、強行適用法規に関する定義がないものの、強制適用法規は、当事者の合意により指定される準拠法が国際法であれ、国際条約、国際慣習であれ、いずれの場合にも、適用されなければならない法規範だと理解されている<sup>144</sup>。強行適用法規がある場合にも当事者の準拠法合意の効力を排除するようになる。例えば、物品の国際売買契約の方式に適用する法が例として挙げられる。上述したように、契約の方式は、原則として当該契約の準拠法に従い決定されるが、その契約の準拠法に従えば適切ではないが、契約締結地国の法又はベトナム法に従った契約の方式に適合する場合、その契約の方式はベトナムにおいて有効とされる。しかし、物品の国際売買契約は必ず書面又はこれと同等の法律上の有効性を持つその他の方式で作成されなければならない。

労働契約、消費者契約に関する 2015 年民法第 683 条 5 項も強行適用法規であり、当事者の準拠法合意を否定するものだと考えられる。この規定は、労働契約、消費者契約において各当事者が選択した法が、ベトナム法が規定する労働者及び消費者の最低権益に影響を与える場合、ベトナム法が適用されることにより、労働者、消費者の利益をより保護できるようにするために新たに設けられた。つまり、当事者が外国の法を準拠法とすると合意しても、当該外国の法が、ベトナム法に規定され労働者及び消費者の最低権益を守れない場合、適用されなくなる。一般的に、労働者及び消費者は弱者だと見做され、保護の対象とされるが、労働者と消費者に対し、ベトナムの法が定める最低利益よりも低い保護しか与えない国も存在する。少なくともベトナム法のように労働者及び消費者の権利を保護する必要があると考えられ、ベトナム法のような保護を与えない国の法を準拠法とする場合、その適用を制限する必要があると考えられている。

現在、ベトナムにおける国際取引に関する強行適用法規は、それぞれの法律に存在しているが、どの規定が強行適用法規であるかははっきりしていない。裁判所の判例の蓄積を欠いている現状において、具体的な分野において契約を締結する場合、外国法や国際慣習を準拠法としても、当該分野を規律するベトナムの法律を確実に考慮する必要があると思われる。

#### e. 契約の準拠法に関する問題

---

<sup>144</sup> Bộ Tư pháp – NLD (National Legislative Development Project – Canada), “*Tài liệu Hội thảo: Chia sẻ thông tin kết quả rà soát pháp luật về Tư pháp quốc tế về giao dịch thương mại và Phần 5 Bộ luật dân sự năm 2015*”, ngày 1/3/2016, tr.14 [司法部・NLD「セミナー資料：商事取引に関する国際私法に関する法の査察結果の情報共有、並びに 2015 年民法第 5 編」2016 年 3 月 1 日、14 頁]

(\*) 当事者が合意しない場合の問題

上記で述べたように、準拠法につき当事者間に合意がない場合、その契約と最も密接な関係を有する地の法が適用される。しかし、2010年商事仲裁法第14条2項によれば、「涉外事件については、仲裁パネルは、当事者が選択した法を適用する、当事者が準拠法を合意しない場合、仲裁パネルにより最も適切だと看做される法を適用する」。この規定は、仲裁パネルに対し、事件ごとに適切な準拠法を選択する権限を委ねるものであり、UNCITRAL 仲裁モデル法第19条2項及び第28条2項に合致している。上記民法の規定と2010年商事仲裁法の規定とを比較すれば、基本的に合致するが、極端な事例を考えた場合にはギャップがないわけではないと思われる。民法によれば、当事者が準拠法を選択せずに、第683条2項によって指定される法とは異なる法が契約と最も密接な関係を有すると証明されない場合、第2項に定められた地の法が適用されるであろう。他方、仲裁では、当事者による準拠法選択がない場合、仲裁パネルにより最も適切だとされる法が適用される(2010年商事仲裁法第14条2項)。すなわち、仲裁廷は、当事者が準拠法を選択せずに、当該契約と最も密接な関係を有するを証明できない場合、第2項に定められた法を適用するわけではない。この場合は、仲裁パネルの判断によるからである。仲裁パネルが、民法第683条2項により指定される法ではなく、他の法の方が適切だと判断すれば、仲裁パネルの判断に依る法を適用する。又は、第683条3項に基づき、当事者が、2項によって指定される法とは異なる法が契約と最も密接な関係を有すると証明したが、仲裁パネルが当事者の主張とは異なる意見を有する場合、上記のような問題が生じるとと思われる。

もともと、2010年商事仲裁法よれば、ベトナム法、当事者に選択される法が紛争内容について詳しく規定しない場合、仲裁パネルは、国際慣習の適用結果がベトナム法の基本的原則に反しない限り、紛争を解決するために当該国際慣習を適用できる(第14条3項)。換言すれば、当事者が国際慣習を選択しなくても、国際慣習の適用は、仲裁パネルの判断により可能となる。しかし、民法によれば、第664条2項<sup>145</sup>が規定する場合において、各当事者は国際慣習を選択することができる(第666条)。換言すれば、当事者が国際慣習を選択しない場合、当該契約の準拠法は、ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約又はベトナム国際私法により指定される法、又はその涉外的要素を有する民事関係と

---

<sup>145</sup> 第664条2項：「ベトナム社会主義共和国が加盟する国際条約又はベトナム法に、各当事者が選択権を有するとの規定がある場合、涉外的要素を有する民事関係に適用する法は、各当事者の選択に従って確定される」。

最も密接な関係を有する地の法である<sup>146</sup>。そうすると、国際慣習の適用について、2010年商事仲裁法の規定は、民法の規定とは明瞭に異なっている。

また、航海活動を規律する2015年航海法典第5条、第3条によれば、航海活動の当事者が契約の準拠法を合意しない場合、船舶の賃貸借契約、船員の雇用契約、乗客及び荷物運送契約は船舶の旗を掲げる国の法（旗国法）を適用する<sup>147</sup>。又は、商品運送契約に関する法律関係は、商品が契約に基づき運送の目的地の国の法を適用する<sup>148</sup>。これらの法は、2015年民法に定められる最も密接な関連を有する国の法ではないことになる。特に、商品運送契約の準拠法については、役務提供契約の一つの種類であるが、2015年民法を適用すれば、当該契約に適用される法は、供給者の常居地の法になるが、2015年航海法典を適用すれば、運送目的地の法になる。そのため、航空運送契約や陸上運送契約は、民法に従い役務提供者の常居所地法により、航海運送契約のみが運送目的地の法によることになるのかという問題が生じる。

上記の問題については、合理的か否かを問わず、特別法優先原則に基づき、2010年商事仲裁法や2015年航海法典の規定が適用されると考えられているので、十分注意する必要がある。

（\*）ベトナム法の基本原則に反すること（公序）

上述したように、公序、すなわち「ベトナム法の基本原則」の趣旨及び意義を確定できないと、当該規定が濫用され、当事者の合意が無制限に否認される恐れがある。この基本原則の意味について、ベトナムの憲法が定めた原則であるのか、それとも他の具体的な法律に定める原則であるのかは、民法や他の特別法にも解釈規定がない。そのため、「ベトナム法の基本原則」の解釈は裁判所、裁判官により異なっている。単純に、当事者の合意がベトナム法の規定に反してはいけない、外国法の内容がベトナム法の規定に反してはならないもの、と解する考え方もある<sup>149</sup>。このように、ベトナム法の表現は抽象的で曖昧であり、当事者だけではなく、ベトナムの権限を有する機関も困惑していると言われている

---

<sup>146</sup> 2015年民法第664条1項、3項を参照

<sup>147</sup> 2015年航海法典第3条1項

<sup>148</sup> 2015年航海法典第3条4項

<sup>149</sup> Bộ Tư pháp – NLD (National Legislative Development Project – Canada), “Tài liệu Hội thảo: Chia sẻ thông tin kết quả rà soát pháp luật về Tư pháp quốc tế về giao dịch thương mại và Phần 5 Bộ luật dân sự năm 2015”, ngày 1/3/2016, tr.19

150。しかし、当事者の準拠法の合意に関する「ベトナム法の基本原則に反する」という文言についてその意義や内容を解釈している法律は存在しないものの、仲裁判断を取り消す原因の一つである公序違反の趣旨を解釈している法規が存在している。2010年商事仲裁法第68条は、「仲裁判断がベトナム法の基本原則に反する」ことを仲裁判断の取消しの根拠の一つとしているが、当該規定に関して、商事仲裁法の幾つかの規定の施行を指導する最高人民裁判所裁判官評議会の2014年3月20日付け議決第01/2014/NQ-HĐTP号（Nghị quyết số 01/2014/NQ-HĐTP ngày 20 tháng 3 năm 2014 của Hội đồng thẩm phán Tòa án nhân dân tối cao hướng dẫn thi hành một số quy định Luật Trọng tài thương mại）（議決第01/2014/NQ-HĐTP号）<sup>151</sup>第14条2項d号は、次のように定めている。

「ベトナム法の基本原則に反する仲裁判断」とは、ベトナム法の制定及び実施に対して包括的な効力を有する基本的な行動原則に反する判断である。

仲裁判断の取消請求を判断するとき、裁判所は、仲裁判断が法の一つ又は複数の基本原則に違反するかどうか、かつ当該原則が仲裁の紛争の解決と関連するかどうかを判断しなければならない。

裁判所は、仲裁判断がベトナム法の一つ又は複数の基本原則に違反した内容を有し、仲裁パネルが仲裁判断を下すときにこの原則を遵守しなかったこと、かつ仲裁判断が国家の利益、当事者の一方若しくは双方、又は第三者の合法的な利益を深刻に侵害したことを示した場合のみに仲裁判断を取り消す。

例1：当事者が紛争解決につき合意し、この合意が法律、社会道徳に反しないとしても、仲裁パネルが、仲裁判断において当事者の合意を承認しない場合。この場合には、当該仲裁判断は商法第11条及び民法第4条などに規定された商業活動における自由且つ自由意思による合意の原則に違反する。裁判所は、商法及び民法などに規定されるベトナム法の基本原則に反するという理由で、この仲裁判断の取消しを検討し、決定する。

---

<sup>150</sup> Bộ Tư pháp – NLD (National Legislative Development Project – Canada), “Tài liệu Hội thảo: Chia sẻ thông tin kết quả rà soát pháp luật về Tư pháp quốc tế về giao dịch thương mại và Phần 5 Bộ luật dân sự năm 2015”, ngày 1/3/2016, tr.19

司法省・NLD「セミナー資料：商事取引に関する国際私法に関する法の査察結果の情報共有、並びに2015年の民法の第5編」2016年3月1日、19頁

<sup>151</sup> 最高人民裁判所裁判官評議会の議決は、法規範文書の一つであり、法的拘束力を有する。2015年法規範文書発行法（第4条、第21条）を参照されたい。

例 2：紛争の一方の当事者が、仲裁判断が強迫、詐欺、強制或いは賄賂により成立されたことを証明するための根拠を提供する場合。この場合における仲裁判断は、商事仲裁法第 4 条 2 項に定められた「仲裁人は独立、客観、不偏でなければならない」という原則に違反する。

上記のように、「ベトナム法の基本原則」の範囲は、憲法上の原則だけではなく、民法、商法をはじめとする各法律が定める原則的な規定も含む。しかし、これはベトナム法の全ての規定を意味するわけではない。合意された準拠法の適用は「ベトナム法の制定及び実施に対する包括的な効力を有する基本的な行動原則」のみにより制限される。

また、議決第 01/2014/NQ-HĐTP 号 14 条は、2010 年商事仲裁法第 68 条に規定された仲裁判断、すなわち、国内仲裁判断の取消しに関する規定であり、外国仲裁判断の承認に関する規定ではないことに留意しなければならない。それにもかかわらず、2017 年 1 月 13 日に開催されたニューヨーク条約の実施能力向上セミナー（2017 年実施能力向上セミナー）では、司法省の依頼を受けて報告書を執筆した専門家は、外国仲裁判断を承認するために、議決第 01/2014/NQ-HĐTP 号を準用する可能性があると主張した<sup>152</sup>。柔軟に解釈すれば、議決第 01/2014/NQ-HĐTP 号第 14 条 2 項 d 号は、一般的に「ベトナム法の基本原則」を解釈するために適用できると思われる。ベトナム法の基本原則、すなわち「ベトナム法の制定及び実施に対する包括的な効力を有する基本的な行動原則」は、個別の法的分野である国内仲裁判断の取消しの場合についてのみ妥当する単なる総則規定に留まるものではないだろう。国内仲裁判断の取消しにおけるベトナム法の基本原則は、外国仲裁判断の承認におけるベトナムの基本原則や契約準拠法合意におけるベトナム法の基本原則と異なることはない。例えば、自然人・法人の約束・合意の自由・自主に関する原則に違反する場合、国内仲裁判断の取消しであれ、外国仲裁判断の承認であれ、契約準拠法合意について判断するときは、「ベトナム法の基本原則に反する」という結論にいたらざるを得ないであろう。

もともと、議決第 01/2014/NQ-HĐTP 号第 14 条 2 項 d 号が存在するにもかかわらず、裁

---

<sup>152</sup> Bộ Tư pháp, Hội thảo Nâng cao năng lực thi hành Công ước New York năm 1958 về công nhận và thi hành quyết định của trọng tài nước ngoài tại Việt Nam, “Sổ tay hướng dẫn thực hiện Công ước New York năm 1958 về công nhận và cho thi hành phán quyết trọng tài nước ngoài”, Hà Nội, ngày 13/1/2017, tr.47 [司法省「外国仲裁判断の承認及び執行に関する 1958 年のニューヨーク条約の実施案内手帳」ベトナムにおける外国仲裁判断の承認及び執行に関する 1958 年のニューヨーク条約の実施能力向上セミナーの資料、ハノイ、2017 年 1 月 13 日、47 頁]



判所は、当該規定に従い個別の事件を実際に解決するときには、「ベトナム法の基本原則」を明瞭に確定できるわけではない。ベトナム法の基本原則に反する問題は、裁判官にとって常に困難な問題である<sup>153</sup>。2017年実施能力向上セミナーで配布された裁判実務に関する資料によれば、議決第 01/2014/NQ-HĐTP 号に合致しない判決も少なくないことが示されている。これらの判決では、ベトナム法の仔細な規定までも検討し、当該規定に反する場合に、ベトナム法の基本原則に反すると判断した。例えば、Thai Nguyen Iron and Steel Joint Stock Company (TISCO) (ベトナム) 対 Asia Global Commodities PTE (AGC) (シンガポール) 事件において、ハノイ市人民裁判所は、仲裁判断が 2005 年民法第 6 条 (善意・誠実原則)、第 9 条 (民事権利の保護)、第 13 条 (民事権利、民事義務の確立の根拠)、第 307 条 (損害賠償責任)、2007 年製造物・物品の品質に関する法律第 59 条 (損害賠償原則) に反するという理由で、「ベトナム法の基本原則に反する」と判断した<sup>154</sup>。Strategic Think Tank, LLC (アメリカ) & 260 Architects (韓国) 対 SUDICO (ベトナム) 事件では、ハノイ市人民裁判所は、2005 年民法第 139 条 (代理) に基づき、Strategic Think Tank, LLC が 260 Architects に委任したことがベトナム法に合致しない (自然人にしか委任できないため)、かつ建設法第 107 条 (建設活動における契約)、2005 年民法第 404 条 (民事契約の締結時点)、第 405 条 (民事契約の効力) に基づき、当事者の住宅デザインのアドバイス役務提供契約が無効であると判断した上で、2004 年民事訴訟法第 370 条 2 項 b 号 (ベトナム法の基本原則に反すること) を判断根拠の一つとして、仲裁判断を承認しなかった<sup>155</sup>。これらのケースから見れば、民法の基本原則が、ベトナム法の基本原則として見做されていることが多い。例えば、2005 年民法第 4 条 (自由で自主的に約束し合意する原則)、第 5 条 (平等原則)、第 6 条 (善意・誠実原則)、第 9 条 (民事権利の保護)、第 11 条 (法律

---

<sup>153</sup> 同上の論文 (8/9 頁) を参照

<sup>154</sup> *Bán án số 06/2014/QĐ-PQTT ngày 29 tháng 8 năm 2014 của Tòa án nhân dân Thành phố Hà nội* [2014 年 8 月 29 日付けハノイ市人民裁判所決定第 06/2014/QĐ-PQTT 号]

<sup>155</sup> この事件において、SUDICO は、Architects と住宅デザインのアドバイス役務提供契約を締結するとき、シンガポール国際仲裁センター (SIAC) で紛争を解決することを合意した。しかし当該役務提供契約締結は、Architects の Strategic との提携に基づいて、Strategic への当該契約締結の委任によってなされていた。そして、当該役務提供契約において当事者は、支払い条件についても合意した。これによれば、当事者は、住宅デザインが完成し、検証され、証書を発給されてはじめてその代金を支払う旨を合意していた。ハノイ市人民裁判所は、住宅デザインが証書の発給を受けていない状況において、仲裁パネルが Architects と Strategic の訴えを受理し、SUDICO を敗訴とした仲裁判断を下したことは、当事者の合意を尊重しておらず、また、ベトナム法の規定を遵守していないと判断した。( *Bán án số 08/2014/VKDTM-ST ngày 26 tháng 9 năm 2014 của Tòa án nhân dân Thành phố Hà nội* [2014 年 9 月 26 日付けハノイ市人民裁判所決定第 08/2014/VKDTM-ST 号])

遵守原則)などは、ベトナム法の制定及び実施に対する包括的な効力を有する基本的な行動原則に当該するだろう。しかし、それ以外の民法の他の仔細な規定をベトナム法の基本原則に反するか否かを判断するための根拠とすることは、ベトナム法の基本原則の意味があまりにも広範なものとなり、議決第 01/2014/NQ-HĐTP 号に合致しないと思われる<sup>156</sup>。しかも、Strategic Think Tank, LLC (アメリカ) & 260 Architects (韓国) 対 SUDICO (ベトナム) 事件のような法の適用方法は、仲裁事件の内容について再審理をしない原則に反してしまう可能性が高い。何にせよ、このような裁判事例が未だに存在しているとしても、紛争当事者にとっては、議決第 01/2014/NQ-HĐTP 号 14 条は貴重な参考となり得ると思われる。

#### (\*) 労働契約の準拠法

渉外的要素を有する労働契約について、2015 年民法によれば、使用者及び労働者は当該労働契約に関する準拠法を合意することができる。当事者が準拠法を合意しない場合、労働契約の準拠法は、労働者が労務を提供する地の法となる (*Lex loci laboris*)。労働者が労務を提供する地が複数の場合又は確定できない場合、労働契約と最も密接な関係を有する地の法は、使用者が自然人の場合にはその常居所を有する地の法、使用者が法人の場合には設立地国の法である。ただし、その法と異なる国の法が契約と最も密接な関係を有すると証明された場合は、それに従う。しかし、上述したように労働法、契約に基づく海外勤務ベトナム人労働者法は、ベトナム法を労働契約の準拠法に指定している。海外で労務を提供しても、国内で労務を提供してもベトナム法を遵守しなければならないのであれば、労働契約について、民法第 683 条に規定される準拠法を合意するための余地がなくなる。

この問題について、理論上も判例上も明確な答えはでていない。しかし、実務上は 2 つの意見が対立している。1 つ目の意見は、民法を一般法、労働法を特別法として、一般法と特別法に違いがあれば、特別法を優先するというものである。この意見は、特別法優先

---

<sup>156</sup> Balance Industry 会社 (韓国) 対 P.P 会社事件 (2016 年 5 月 9 日付けハノイ市人民裁判所決定第 02/2016/QĐ-VKDTM 号) では、裁判所の判決理由を構成するものではないが、被告である P.P 会社及び事件に参加する検察官の意見によれば、SIAC (シンガポール国際仲裁センター) が P.P に対し Balance にベトナム裁判所の保全決定により封鎖されている金員を支払わせることはベトナム法の基本原則に反する。つまり、ベトナム裁判所において手続が進行中であるにもかかわらず、SIAC が事件を受理することはベトナム法の基本原則に反する。本事件では仲裁手続上の問題が多くあるので、裁判所は、ベトナム法の基本原則に関する P.P 会社及び検察官の意見を検討しないまま、他の理由で仲裁判断を承認しないと決定した。

原則に由来するものである。2015年民法第4条は、民法を一般法と明確に位置付けており、「他の関係法律が規定しない場合、本法典の規定が適用される」と規定するので、特別法優先原則を確認したと理解されている。2つ目の意見は、ベトナム労働法を遵守する以上、使用者と労働者は当該契約の準拠法を合意することができるというものである。つまり、ベトナム労働法を当事者の労働関係の土台として取り扱い、その土台の上で準拠法を合意しても、ベトナム法を遵守することになると考えられている。私見によれば、次の2つの理由で、後者による解釈が適切である。まず、2015年民法第683条2項d号及び5項は、労働法の規定を否定しているものではなく、ベトナム法が規定する労働者の最低権益に影響を与える場合（ベトナム労働法を遵守しない場合）のみを制限していると解釈できる。換言すれば、ベトナム法が規定する水準よりも高い労働者の最低権益を認める法を選択する場合、ベトナム労働法を遵守していないとは言えないだろう。次の理由は、特別法優先の原則も一定の制限を受けることがある点である。2015年民法第4条2項によれば、「各具体的分野における民事関係を規律する他の関係法律は、本法典第3条に規定する民事法の各基本原則に反することはできない」。2015年民法第3条は、当事者平等原則や約束・合意の自由・自主原則を明確にしている。労働契約の準拠法を合意する権利を認めないことは、約束・合意の自由・自主原則に反することは言うまでもないであろう。そこで、ベトナム労働法の規定を遵守する上で、労働契約の準拠法の合意を認めるべきである。また、2013年ベトナム労働法典は民法の規定に合致できるように改正する必要があると思われる。

上述のように、2015年民法の制定により、国際取引に関する契約の準拠法は基本的に十分に規律されていると思われる。しかし、様々な特別法があるので、民法と特別法の間には矛盾や問題点が発生する可能性がある。現在、ベトナム司法省は、国際私法の規則が各法に散財していることが多くの問題を生じさせることになり得ることと認識し、統一国際私法に関する法律の制定について研究している。しかし、将来的には国際私法の法律の制定が期待できるとしても、現時点では、民法の原則に基づき、現行のベトナムの抵触規範を柔軟に適用し、特別法の規定、介入規範等をしっかりと把握する必要がある。そして、判例は法源としてベトナムで認められて間もないことから、その蓄積（特に国際私法に関する判例）を欠いていることは事実である。しかし、判例制度の導入により、成文法上明らかでないの不明な問題を解明するための新たな方法が、国民や企業に与えられることとなった。今後の裁判所の動向を見守ることが重要である。

### 2.3. 投資分野における準拠法

国際商取引の典型的な活動の一つは投資である。ベトナムは、投資を規律するために投資法を制定した。現行の投資法は 2014 年に定められたものである。2014 年投資法によれば、ベトナムの領土における経営投資の活動は、この法律及び他の関連法律の規定を遵守しなければならない（第 4 条 1 項）。また、外国で投資を行う投資家は、ベトナム投資法の規定、関連法、且つ投資を受け入れる国、領土地域の法も遵守しなければならない<sup>157</sup>。すなわち、海外からのベトナムへの投資及びベトナムから海外への投資はともに、投資法及び関連の法の規定を守らなければならない。投資の内容<sup>158</sup>から判断すれば、当該活動が受入国と密接な関係を有することが分かる。受入国は、投資分野、投資禁止分野、投資制限分野、投資手続、投資形式、投資優遇措置及び支援などを定めている。投資家は、その規則に従い、投資を行わなければならない。特に、投資家と受入国との間の関係には、受入国の法が適用される可能性が高い。投資は受入国の公益と密接な関係を有するため、受入国の法の適用は当然のことであると思われる。そして、受入国の法は、行為地の法として投資行為と密接な関係を有すると言えよう。

投資家は投資を行うとき、契約を必ず締結しなければならないため、この点で、投資家が締結する契約の準拠法は重要な問題となる。投資家と受入国との関係とは異なり、投資家が形成する関係は、あくまで契約関係であるので、当事者による準拠法の選択を尊重するべきであろう。2014 年投資法第 4 条 4 項によれば、当事者の少なくとも一方が外国の投資家又はこの法律第 23 条 1 項<sup>159</sup>に規定される経済組織である場合、各当事者は、外国の法又は国際投資慣行の適用について契約中で合意することができる。つまり、契約関係にお

---

<sup>157</sup> 2014 年投資法第 51 条 2 項

<sup>158</sup> 2014 年投資法第 3 条 5 項：「経営投資とは、投資家が、経済組織の設立；経済組織に出資し、株式、持分を購入し；投資契約又は投資プロジェクトを実施する方式により経営活動を実施するために資本を投入することをいう。」

<sup>159</sup> 第 23 条 非内国経済組織の投資の実施

1. 経済組織は、以下のいずれかの場合に属する経済組織の設立投資；経済組織への出資、株式及び持分の購入による投資；BCC 契約による投資の際は、外国投資家に対する規定に従い投資の条件を満たし、手続を実施しなければならない。

a) 外国投資家が定款資本の 51 パーセント以上を保有する、又は合名会社である経済組織について過半数の合名社員が外国の自然人である。

b) この項 a 号に規定される経済組織が定款資本の 51 パーセント以上を保有する。

c) 外国投資家及びこの項 a 号に規定される経済組織が定款資本の 51 パーセント以上を保有する。

いて、外国投資家などはベトナムの相手側と話し合い、当該契約の準拠法を選択することができる。この規定は、民法に定める当事者自治の原則に由来するものである。2005年投資法の規定と比べると、準拠法の合意の範囲は広げられている。2005年投資法によれば、「ベトナム領土における投資家の投資はこの法律の規定又は関連法の他の規定を遵守しなければならない」、「一定の外国投資に関して、ベトナムの法が規定していない場合、各当事者は、外国法および国際投資慣習の適用を契約に合意することができるが、当該外国法および国際投資慣習の適用がベトナムの法の基本的な原則に反していない場合のみに限る」(第5条)。つまり、ベトナムの法が規定していれば、投資家は、契約関係につき外国法及び国際慣習の適用を合意できず、必ずベトナムの投資法又は関連法を適用しなければならない。

しかし、問題は、2014年投資法第4条4項但書にある。但書によれば、当該合意は「ベトナムの法の規定に反するものであってはならない」。民法や他の法に規定される「ベトナム法の基本原則」ではなく、「ベトナムの法の規定」となっている。つまり、ベトナム法のすべての規定を遵守しなければならないと解釈しうることになる。当該但書の規定振りであれば、外国法及び国際慣習の適用を合意する余地が狭くなってしまう。各国の法は、当該国の政治・経済・文化などの多様性を反映していることから、その国毎に異なる点は多く、統一的なものではないため、必然的にベトナム法の規定とは異なる点が存在せざるを得ず、ベトナム法の規定に反するものも多いと考えられるからである。上述したように、裁判所の実務には、「ベトナムの基本原則に反するもの」についての解釈は多岐にわたり、広範な意味に捉える見解も存在しているので、「ベトナム法の規定に反するもの」は、さらに広義に解釈される恐れがある。2014年投資法第4条4項但書の文言を利用し、外国法、国際慣習の適用を否定する可能性は極めて高いと思われる。

#### 2.4. 知的財産権保護の準拠法

知的財産も国際商取引の主要な分野の一つである。しかし、無形財産である知的財産権は、特殊な分野であり、主に属地主義に従い、保護されてきた。例えば、ベトナムにおける知的財産権であれば、必ずベトナム法により保護される。この原則は、2005年知的財産法(2009年改正)第2条で明記されている。ベトナム知的財産法は、本法及びベトナム社会主義共和国が締約国である国際条約において規定された要件を満たすベトナムの組織及び自然人並びに外国の組織及び自然人に適用される。しかし、この「属地主義」のみに

基づくとすると、当該知的財産権が絡んだ商品等は国境を越えて流通するために、知的財産権の重複や盗用等の様々な問題が市場で発生する可能性が出てくる。事実、いろいろ問題が発生しており、その結果、この「属地主義」の問題点を是正するために、知的財産権については「パリ条約」、「ベルヌ条約」等の国際的な条約や協定が締結されることになった。ベトナムは、知的財産権に関する多くの条約に加盟している。

しかし、国際条約は、知的財産権のすべての問題を包括できていないであろう。例えば、工業所有権の保護登記手続や知的財産権の保護措置などは、国により様々存在しているわけである。また、国際条約は国際的なルールを規定するが、それは最低限のルールにすぎず、加盟国にそのまま適用することを強制するものではない。当該条約を超えて規定することは各国の裁量にある。つまり、同一の国際条約に加盟しない場合は当然であるが、同一の国際条約に加盟する場合でも、複数の国において保護されている知的財産権については、どの国の法を適用すべきかが問題となるであろう。例えば、ベトナムと中国の両国で保護されているベトナム人の知的財産権が中国で侵害されている場合、ベトナムの知的財産権者が、自己の知的財産権の保護を求めるために、中国の侵害者をベトナムの裁判所に訴えるということが考えられる。この場合、ベトナムの裁判所は、どの国の法を適用し、ベトナムの知的財産権者の請求について判断できるだろうか。ベトナムの 2015 年民法は、この問題について規律している。第 679 条によれば、知的財産権は、知的財産権の対象（著作、発明、工業意匠など）が、保護が求められる地の法に従って規律される。

渉外的要素を有する著作権、渉外的要素を有する工業所有権及び作物の品種に対する権利、渉外的要素のある技術移転は、既に 2005 年民法第 774 条、第 775 条、第 776 条に定められていたが、特別法の規定を引用するに過ぎなかったので、2015 年民法では、これらの規定は削除されている。これらの権利に関する 2015 年民法第 679 条の規定は、知的財産権分野における新しい抵触規範であり、中国、ベルギー、スイスなどの国々の法を参考にしたものである<sup>160</sup>。2015 年民法第 679 条は、権利の存在、効力、登記、範囲及び保護期間を適用対象とするが、それに限られない。ここで注意すべき点は、本条が知的財産権の移転、譲渡に関する契約には適用されないことである。知的財産権の移転、譲渡に関する契約は、2015 年民法第 683 条に基づいて、契約に適用される法により規律される。

---

<sup>160</sup> 司法省「2015 年の民法の基本的内容（専門的研修資料）」2016 年、104 頁

しかし、「知的財産権の対象が保護を求められる地」がいずれの地を指すのかは、条文の文言からは明らかではない。「知的財産権の対象が保護を求められる地」は、知的財産権の対象を保護するニーズのあるところとして、知的財産権が侵害された地だとする解釈も可能かもしれない。これに従えば、上記の例からすると、準拠法は、知的財産権の対象が保護を求められる地である中国の法になる。また、「知的財産権の対象が保護を求められる地」は、知的財産権の紛争の解決を求める裁判所の所在地だとする解釈も可能かもしれない。これに従えば、ベトナム法が適用されることになるだろう。この問題を解決する判例の公布が期待されているが、現時点では、前者の理解で取り扱われるべきだと考えられている<sup>161</sup>。

## 2.5. 物権の準拠法

### a. 所有権及び財産に対する他の権利の準拠法

国際取引関係は、対人関係（債権）であるが、必ず財産、物との関連があるので、ここでは対物関係（物権）について言及する。まず、ベトナムの民法には、物権という概念が存在しないことに注意すべきである。2015年民法の制定過程において国会は、「物権」という用語の解釈が不統一であるという理由で、「物権」の代わりに、「所有権及び財産に対するその他の権利」という用語を使用することを決定した<sup>162</sup>。財産に対するその他の権利とは、主体が他の主体の所有権に属する財産を直接的に保持、支配する権利である。財産に対するその他の権利は、隣接不動産に対する権利、享用権<sup>163</sup>、地上権がある<sup>164</sup>。

2005年民法第766条は、所有権に対する準拠法についてのみ規定し、財産に対する他の権利（隣接不動産に対する権利、享用権、地上権のような物権）について言及していなかった。2015年第678条の対象とする範囲は、2015年民法第2編（所有権及び財産に対する他の権利）の規定に合わせ、財産に対する物権を全面的に対象とすることを保障するために拡大された。所有権及び財産に対するその他の権利に対する準拠法は、権利の目的となる財産（目的物）が所在する地の国の法である。目的物の所在地は、物権に対する準拠

---

<sup>161</sup> ド・ヴァン・ダイ（編）『2015年民法典における新点の科学的評価』ホンドゥック出版社、ホーチミン市、2016年、615頁

<sup>162</sup> 物権の見解について参照：GS.TS. Lê Hồng Hạnh, “Sử dụng khái niệm quyền tài sản thay thế cho vật quyền trong dự thảo Bộ luật dân sự”, Tạp chí Nhà nước và pháp luật, số 4/2015

<sup>163</sup> 享用権は、他の主体の所有権に属する財産に対し、一定の期間において使用し、天然果実、法定果実を享受することができる主体の権利をいう。（2015年民法第257条）

<sup>164</sup> 2015年民法第159条、第160条

法の決定につき各国の国際私法の共通の連結点だと言える(*Lex Rei Sitae*)。物権は、物を直接的に支配する法定の権利である以上、所在地法の公益（当該国家、国民、経済の利益など）と密接な関係を有する法律関係である。そこで、公益保護の観点から、物権は目的物の所在地法によらなければ、法的規定の実効性を期待しえないだろう<sup>165</sup>。

なお、性質決定の観点で所有権に適用する法と所有権譲渡契約（売買契約）に適用する法との区別に注意すべきである。所有権譲渡契約に適用する法は、契約の当事者間の関係を規律する。これに対して、所有権に適用する法は、所有者と所有者でない他の主体の間の関係を規律している。例えば、ベトナム人と日本人の当事者はベトナムにある動産の売買契約を締結し、日本法を契約の準拠法として合意した。契約の準拠法である日本法は、契約当事者の権利義務、履行地、履行期等を規律する。他方、物権準拠法は目的物である動産の所在地法であるベトナム法となる。物権準拠法であるベトナム法、契約が所有権の移転原因であるかどうか、いつ所有権の移転が契約当事者ではない第三者に対して有効となるか（当事者が契約に合意した時点であるか、又は財産の引き渡し時であるか、若しくは登記手続きが完成された時点であるか）を決定する。

しかし、例外的に、財産が存在する地の国の法を適用しない場合が存在する。運送中の動産の場合、準拠法は、運送の目的地国の法となるが、その他の合意がある場合はこの限りではない（2015年民法第678条2項）。運送中の動産は、所在地国を確定することが困難であるか（公海、公空にある場合）、または、所在地国を確定できたとしても、その国が偶然、財産の所在地国（実は、通過地）となっただけであり、当該財産と密接な関係を有するわけではない。従って、目的地の国の法を準拠法とするこの例外は、必要だと思われる。そこで、合意により選択された法と運送の目的地国法の適用が各々適切かどうかを検討したい。

まず、合意により選択された法の適用については、所有権関係が対等な自然人・法人との間の関係であることから、この関係における合意を尊重すべきなので、2015年民法第678条2項の原因は合理的であるという見解がある<sup>166</sup>。しかし、この考え方だと、国際私法の対象となる法律関係は、本来的に対等な自然人や法人との間の関係なので、すべての関係に対し、当事者の合意により選択された法を優先しなければならないだろう。国際私

<sup>165</sup> 山田鐮一『国際私法第3版』有斐閣、良いのではないのでしょうか2004年、292頁

<sup>166</sup> Nguyễn Văn Cừ, Trần Thị Huệ (chủ biên), “*Bình luận khoa học Bộ luật dân sự năm 2015 của nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam*”, Vũ Thị Phương Lan, *Phần thứ năm Pháp luật áp dụng đối với quan hệ dân sự có yếu tố nước ngoài*, tr.1067



法が、当事者の合意による準拠法の選択を認めるのは、契約をはじめとする一定の法律関係のみであることから、この見解には説得力がないと思われる。そして、所有権関係は、「自然人・法人との間」の関係（対人関係）ではなく、対物関係であることは言うまでもない。そうすると、ここにおける「合意」とは、誰と誰の合意であろう。各国の国際私法では、中国（2010年涉外民事関係法律適用法第38条）は別として、スイス（1987年国際私法第101条）、韓国（2001年国際私法第22条）、ポーランド（2011年国際私法第43条）、タイ（1938年抵触法第16条、第17条）では、運送中の動産に関し合意により準拠法を選択できるといった規定は存在しない。ベトナムの立法者は、所有権関係を所有権譲渡契約、財産運送契約などの対人関係であると誤解していた可能性がある。

他方、動産の運送目的地の法を準拠法とすることは、多くの国で認められる。例えば、スイスの1982年国際私法第101条、中国2010年の涉外民事関係法律適用法第38条、韓国2001年国際私法第22条などが挙げられる。しかし、運送中の物に関して、出発地法を準拠法とする国（ポーランド国際私法第43条）や、輸出物品の売主の本国法を準拠法とする国もある（タイ準拠法第16条）。

ベトナムが目的地の法を準拠法とする理由としては、ベトナムが輸入国であり、ベトナムに持ち込まれる物品の方が多いので、目的地の法を準拠法であると規定すれば、ベトナム法を適用する可能性が高くなるからであるという意見がある<sup>167</sup>。しかし、ベトナム税関総局の統計によれば、ベトナムは、2012年以降国際貿易では黒字が続いている<sup>168</sup>。そして、中国、韓国などの輸出超過の国でも目的地法を規定している。また、運送中の動産に関する所有権（その他の権利）は盗難や紛失に関する問題が多いだろう。つまり、目的物が目的地に届いていない場合が多い。このように、目的地と当該財産との関係は極めて薄い。これに対して、出発地は、動産が所在した地であるし、物権変動の原因が生じた地（場合には、契約締結地、相続開始地等であり、又は少なくとも運送開始地である）となるので、目的地より当該動産と密接な関係を有するだろう。

---

<sup>167</sup> Nguyễn Văn Cừ, Trần Thị Huệ (chủ biên), “*Bình luận khoa học Bộ luật dân sự năm 2015 của nước Cộng hòa xã hội chủ nghĩa Việt Nam*”, Vũ Thị Phương Lan, *Phần thứ năm Pháp luật áp dụng đối với quan hệ dân sự có yếu tố nước ngoài*, tr.1068

<sup>168</sup> Tổng cục Hải quan, “*Tình hình xuất khẩu, nhập khẩu hàng hoá của Việt Nam tháng 12 và 12 tháng năm 2016*” [税関総局、「2016年12月及び12ヶ月間におけるベトナムの物品輸出輸入の状況」]

(<https://www.customs.gov.vn/Lists/ThongKeHaiQuan/ViewDetails.aspx?ID=1038&Category=Ph%C3%A2n%20t%C3%ADch%20%C4%91%E1%BB%8Bnh%20k%E1%BB%B3&Group=Ph%C3%A2n%20t%C3%ADch>, truy cập ngày 15/2/2017)

しかし、それでも出発地が運送中の動産と最も密接な関係を有する地だと言い難い。そのため、この問題を克服するために、ポーランドの国際私法第 43 条を参考にすべきだと思われる。この規定によれば、輸送中の物品に対する財産権は、送付された国の法（出発地法）に従わなければならない。しかし、これらの権利が他の国の法とより密接に関連している場合、後者の法が適用される。この規定は、財産と準拠法所属国との合理的な関係を維持しながら、運送中の財産の所有権・その他の権利に適用する最も適切な法を決定するための入り口となる。

また、民法の規定は一般法であるので、もし特別法に異なる規定があれば、特別法の規定が適用されることは言うまでもないであろう。例えば、次のように 2014 年民事航空法第 4 条 1 項や 2015 年航海法典第 3 条 1 項がある。2005 年民法第 766 条 4 項における飛行機、船舶に対する所有権に適用する規定は特別法に規定されているので、2015 年民法で重複して規定する必要がないことから、削除されている。2006 年民事航空法（2014 年改正）第 4 条 1 項によれば、飛行機を登録した国の法は、運航している飛行機の中で生じる法律関係、及び飛行機に対する各権利を規律する。つまり、当該飛行機の所有権は、飛行機の国籍法に従う。また、2015 年航海法典第 3 条 1 項によれば、船舶上に所在する財産の所有権と関連する法律関係（物権関係と債権関係）には、船舶の国籍国（旗国）の法が適用する。この条文は、船舶自体の所有権に対する準拠法を明記していないが、国際航海法の慣習によれば、当該船舶の旗国法（掲げる旗の国の法）に従うと思われている。

目的物の所在地法のもう一つの例外は、倒産手続を行う際に、法人の財産を処分するための準拠法である。ベトナムの 2014 年破産法第 3 条 1 項によれば、「破産法は、ベトナム社会主義共和国の領土上で設立された企業、合作社<sup>169</sup>に対する破産を解決する際に適用される」と規定する。つまり、ベトナムの領土で設立された企業である以上、その財産が国内外にあることを問わず、破産手続を行う際にベトナムの破産法に従わなければならないと思われる。逆に、ベトナムに財産がある外国企業が破産するとき、ベトナムにおける財産の所有権などは、当該企業の国籍法によって解決されると考えられている<sup>170</sup>。財産に対する企業の所有権は当該法人の人格的な問題であると思われているので、法人の人格的・

---

<sup>169</sup> 「合作社 (Hợp tác xã)とは、共同所有制の下での集団的経済組織であり、法人格を有し、少なくとも 7 構成員により任意に設立され、かつ、構成員の共通需要に応えるために、生産、経営、就労促進の活動における互い協力・共助を通じて、管理に関する自主、自己責任、平等及び民主に基づき運営されるものである」。(2012 年合作社法)

<sup>170</sup> ハノイ法科大学『国際私法教科書』司法出版社、ハノイ、2016 年、238 頁

内部的な問題を規律する国籍法に従う必要がある。しかし、破産の危機に直面している企業であれば、その財産は、担保が設定されていることが多いであろう。この場合、目的物の所在地法を完全に無視すると、担保財産に関する物権や処分（破産決定執行）につき、法人の国籍法と所在地法との間に矛盾が生じる可能性は十分にある。この点も、ベトナムの 2014 年破産法に関する問題の 1 つとなっており、更なる専門的な研究が必要であるので<sup>171</sup>、本報告書では簡単な紹介にとどめる。

#### b. 外国人のベトナムにおける住宅の所有権

2015 年民法第 678 条に定められた目的物の所在地法原則によれば、財産がベトナムに所在すれば、その所有権はベトナム法に従う。2005 年住宅法及び 2014 年住宅法は、この原則に基づき制定された。また、物権の中でも最も重要な権利は所有権であり、財産の中でも不動産は国の公益と最も密接な関連を有する物であるために、外国人のベトナムにおける住宅の所有権に関しては、詳細に規定される必要がある。そのため、住宅法は、ベトナムにおける住宅について、目的物の所在地法原則を具体化する一方で、この財産に関する外国人の所有権を細分化して規定する。ベトナムにおいて住宅を所有することができる外国の組織、自然人<sup>172</sup>は、①住宅法及び関連法の規定に従いベトナムにおいてプロジェクトによる住宅の建築投資をする外国の組織、自然人；②外資系企業<sup>173</sup>、外国企業の支店、駐在事務所、外国投資基金及びベトナムで活動している外国銀行の支店（以下「外国組織」と総称する）；③ベトナムへ入国できる外国の自然人である。2005 年住宅法と比較すると、2014 年住宅法では、ベトナムにおける住宅を所有できる対象の範囲がかなり拡大されている。2005 年住宅法によれば、ベトナム人の他に、ベトナムにおいて住宅を所有す

---

<sup>171</sup> ベトナム司法省は、2016 年 8 月 5 日に JICA の法整備支援プロジェクトの支援を受け、国際破産に関するセミナーを開催しており、ベトナムにおける国際破産問題が法律上に十分に規定されていないと認識している。

<sup>172</sup> 「組織、自然人」は、ベトナム語で“*Tổ chức, cá nhân*”と表記され、直訳すれば「組織、個人」となる。もっとも、法人格のない組織は、住宅法及び関連法の規定に従いベトナムにおいてプロジェクトによる住宅の建築投資をすることができるか疑わしい。

<sup>173</sup> 「外資系企業（*Doanh nghiệp có vốn đầu tư nước ngoài*）（直訳すれば「外国投資資本を持つ企業」となる）」とは、外国投資家がベトナムにおける投資活動を行う為に設立する企業及び外国投資家が株主であるか又は合併・買収するベトナム企業をいう（2005 年投資法第 3 条 6 項）。なお、2015 年投資法は、「外資系企業」に代えて、「外資系経済組織（*Tổ chức kinh tế có vốn đầu tư nước ngoài*）（直訳すれば「外国投資資本を持つ経済組織」となる）」を使っている。

ることができるのは、ベトナムにおいてリース用の住宅を建設・投資する外国法人・自然人、並びにベトナムに長期的な投資をする外国定住ベトナム人、国に貢献した人、ベトナム建設事業のために良くベトナムに活動しに来る文化者・科学者、ベトナムに安定的に住む許可される人及び国会常務委員会によって規定されたその他対象者だけであった<sup>174</sup>。

しかし、2014年住宅法、及び2015年10月20日付けの住宅法のいくつかの条項の詳細を規定し及び施行を指導する政府議定第99/2015/NĐ-CP号（議定第99/2015/NĐ-CP号）によれば、住宅法及び関連法の規定に従いベトナムにおいてプロジェクトによる住宅の建築投資をする外国の組織、自然人については、投資証明書、並びに住宅法及び関連法の規定に従ったプロジェクトにより建築される住宅を有せば、ベトナムにおける住宅を所有できる。また、非内国企業、外国企業の支店、駐在事務所、外国投資基金及びベトナムで活動している外国銀行の支店については、ベトナムの権限を有する国家機関から発給を受けた投資証明書、又はベトナムにおける活動を許可する書類を有すると、ベトナムにおける住宅をも所有できる。

ベトナムへ入国できる外国の自然人は、ベトナムへの入国を許可されており、法の規定による外交、領事特権、免責を享受する対象者でない場合、ベトナムにおける住宅を所有できる。ベトナムへの入国を許可されるために、外国人は、旅券又は国際移動価値のある文書及びビザを有する（ビザを免除される入国外国人なら、旅券の有効期限が6ヶ月以上残り、直前の出国時点から30日が経たなければならない）こと、並びに入国不許可の各場合に該当しないことという2つの要件を満たさなければならない。入国不許可の各場合とは、①14歳未満の少年であり、父、母、後見人、或いはその他の代理人が同行しない場合、②入国・出国・居住価値を有する文書（例えば、ビザ、短期居住証明書、常居カードなど）を発行するため、書類を偽造し、又は事実と異なり陳述した場合、③神経疾患患者、又は公共の健康に危険を及ぼす感染症患者の場合、④強制退去を命じられた者であり、その退去強制決定が効力を生じたときから3年間が経っていない場合、⑤出国を強制された者であり、その出国強制決定が効力を生じたときから6ヶ月間が経っていない場合、⑥疫病の防止のための理由がある、⑦天災に関する理由がある、⑧国防、治安、社会の秩

---

<sup>174</sup> 2005年住宅法第9条、第125条、第126条

序、安全に関する理由がある場合である<sup>175</sup>。このように、ほとんどの外国の自然人はベトナムにおける住宅を所有できると言えるだろう。

外国の組織、自然人は、次の場合、ベトナムにおいて住宅を所有することができる。すなわち、①住宅法及び関連法の規定に従いベトナムにおいてプロジェクトによる住宅の建築投資をし、所有する。②政府の規定による国防、治安保障区域を除き、住宅建築投資プロジェクトのアパートメント及び個別住宅を含む商業住宅の購入、購入賃借、受贈、相続を受ける（2014年住宅法第159条2項）。しかし、ベトナムにおける住宅所有権を認められる外国組織・自然人は、住宅建築プロジェクト投資主の住宅のみを購入賃借・購入でき、議定第99/2015/NĐ-CP号第7条4項b号に規定する外国の組織、自然人<sup>176</sup>の住宅のみを購入でき、及び議定第99/2015/NĐ-CP号第76条3項、4項の規定に基づき住宅建築投資プロジェクトにおいて所有できる住宅の規定総数の範囲内に、世帯<sup>177</sup>・自然人の住宅のみ相続・贈与を受け、又は組織の住宅の贈与を受けることができる。外国の組織・自然人がベトナムにおける住宅を贈与・相続されたとしても、ベトナムにおける住宅所有の範囲に属さない場合、議定第99/2015/NĐ-CP号第78条の規定に基づき、住宅に対する承認書の発給を受けることができず、当該住宅をベトナムにおいて住宅を所有することができる対象者に対して売却又は贈与することができるのみである（議定第99/2015/NĐ-CP号第76条2項）。この規定の文言からみれば、ベトナムにおける住宅所有権を認められる外国組織・自然人だとしても、ベトナムの世帯、自然人の住宅を賃貸購入又は購入できないと理解できるだろう。

外国の組織・自然人のベトナムにおける住宅の所有権は、原則としてベトナム人と同じであるが、その内容に幾つかの制限がある。住宅の数については、共同住宅の1つの建物内のアパートメントの数の30パーセントを超えない限度で、購入・購入賃借・受贈・相続及び所有することができる。行政単位の坊級相当の住民数がある1つの管轄区域に、売

---

<sup>175</sup> 2014年外国人のベトナムへの入国・出国・経由・居住法第21条

<sup>176</sup> 議定第99/2015/NĐ-CP号第7条4項b:「ベトナムにおいて住宅を所有することができる範囲の外国の組織、自然人に対して住宅を売却又は贈与した場合、購入者、受贈者は、残存期限内においてのみ住宅を所有することができる。残存所有期限が終了した際、所有者に期限の追加延長を必要があれば、この議定第77条の規定に基づき、国家に期限の追加延長を検討してもらうことができる。」

<sup>177</sup> 「世帯」は、ベトナム語で“Hộ gia đình”と表記され、直訳すれば「家族の戸（こ）」となる。1つの戸籍を構成する単位である。

却・購入賃貸するための複数の共同住宅建物がある場合、外国の組織・自然人は、それぞれの共同住宅建物内のアパートメント部分の数の 30 パーセントを超えず、かつ、これら全ての共同住宅建物のアパートメント部分の総数の 30 パーセントを超えない範囲のみ所有することができる。別荘、連結住宅<sup>178</sup>を含む個別住宅については、一つの坊級行政単位と同等の人口の区域内では、250 軒を超えない限度で購入、購入賃貸、受贈、相続及び所有することができる。行政単位の坊級相当の住民数がある管轄区域において売却・購入賃貸するための個別住宅を有する商業住宅建築投資プロジェクトがある場合、外国の組織・自然人は、次のそれぞれの場合に応じて個別住宅を所有できる。1 つのプロジェクトに個別住宅が 2,500 戸以下ある場合、外国の組織・自然人は、プロジェクトの個別住宅総数の 10 パーセント以下の範囲でのみ所有することができる。また、1 つのプロジェクトのみがあり、その中に個別住宅が 2,500 戸相当ある場合、外国の組織・自然人は、250 戸を超えない範囲でのみ所有することができる。そして、2 つ以上のプロジェクトがあるが、それぞれのプロジェクトでは、個別住宅総数が 2,500 戸以下ある場合、それぞれのプロジェクトの個別住宅総数の 10 パーセント以下の範囲でのみ所有することができる<sup>179</sup>。

所有期限については、外国の自然人は、住宅の売買・購入賃貸借・贈与契約の取引・相続における合意により住宅を所有することができるが、最長でも証明書の発給を受けた日から 50 年を超えず、需要があれば、政府の規定に従い期限を延長することができる。住宅の所有期限は証明書に明記される。外国の自然人がベトナム国民又は海外定住ベトナム人と結婚した場合、住宅を安定的、長期的に所有することができ、ベトナム国民と同一の所有権を有する。外国の組織については、住宅の売買・購入賃貸借・贈与契約の取引・相続における合意により住宅を所有することができるが、最長でも、延長した期限も含め、当該組織に対して発給された投資証明書に記載された期限を超えない。住宅の所有期限は証明書の発給を受けた日から算定され、証明書に明記される。つまり、住宅に関する契約の当事者の意思表示が尊重されるが、その意思表示は、法定の最上限期限の範囲内ではななければならない。

しかし、ベトナムにおける住宅を所有できる対象者に属さないものは、ベトナムにおけ

---

<sup>178</sup> 2005 年 11 月 29 日付けの建設省決定第 42/2005/QĐ-BXD 号に基づいて公布されたベトナム建設法定基準 TCXDVN 353 : 2005 号によれば、連結住宅とは、個別住宅であり、接近する土地スロットにおいて軒並みに建てられる接近の複数住宅からなり、住宅の幅が縦の数倍より短く、所在地の共通インフラを使用するものである。

<sup>179</sup> 2014 年住宅法第 161 条、議定第 99/2015/ND-CP 号第 76 条 3 項、4 項

る住宅の相続、贈与などを受ける場合、どのように処理されるか。この問題は、議定第 99/2015/NĐ-CP 号第 78 条に明記されている。これによれば、外国の組織、自然人は、住宅に対する承認書の発給を受けることができず、当該住宅を、ベトナムにおいて住宅を所有することができる対象者に対して売却又は贈与することができるのみである。この規定は、2005 年の住宅法の方向付けの議定 90/2006/NĐ-CP 号の第 68 条を継続し、改正したものである。裁判の実務にこのような事件は少なくない。典型的なものは 2010 年 05 月 05 日付けの最高人民裁判所裁判官評議会監督審決定第 22/2010/DS-GDT 号にある事件である。この事件は、相続事件であるが、相続人である原告はアメリカ国籍を有するアメリカ定住元ベトナム人である。このような場合を処理するとき、裁判所は、当該外国人、又は海外定住ベトナム人がベトナムにおける住宅を所有できる条件を満たすかどうかを確認しなければならず、当該住宅を所有できない場合、その住宅に応じる価値を受領できるとする。ただし、当該外国人は、希望すれば、ベトナムにおける住宅を所有できる者に移転できる（販売、贈与など）。

このようにベトナム国際私法は、目的物の所在地法を財産に対する権利の準拠法としている。ただし、すべての財産に対して目的物の所在地法を適用するわけではない。しかも、外国人はベトナムにおける住宅を所有するときに法律上の制限が幾つかあるので留意すべきである。

## おわりに

経済の発展に伴い、ベトナムにおける国際取引は飛躍的に発展している。今後も国際取引をはじめとして国際経済への積極的な参加はベトナムの一貫した政策である。ドイモイ政策実施の30年間の経験に基づき、ベトナム共産党は、2016年11月05日付け「我が国が新時代の自由貿易協定に参加している背景において国際経済統合を有効的に実現し、政治・社会の安定を堅持することに関する議決第06/NQ-TW号」により、ドイモイ政策の重要性をさらに強調している。国際取引の発展に対応するため、ベトナムは、法的枠組みを整備しなければならないだろう。実際に、ベトナム法システムは、経済の発展に応え、適宜改正、補充されてきた。また、国際取引（広義及び狭義）を規律するために、ベトナムは、国際条約を締結し、あるいは国内法を制定することで、一体的な法的枠組みを建設してきた。その法的枠組みにおいて、国際私法の規則は重要な役割を果たしている。

渉外的要素を有する民事関係（商事関係をも含む）を規律する国際私法は、国際取引の規律につき、入口の役割を果たしていると言えよう。準拠法について、ベトナム国際私法は、国際取引の能力、契約（方式と内容）に関し、明確に規定している。その他にも、物権、他の債権などの準拠法も明確に規定されている。ベトナムにおける国際取引を規律する2015年民法が定める抵触規範は、各国の経験を踏まえた上で、改正されたものであり、かなり良いものだと思われる。これらの新しい内容は、ベトナムの国際的合意を実施するための法的枠組みの整備に資し、ベトナムの経済と世界の経済との統合を保障し、ベトナムと他国との間、及び関連のある自然人・法人の間の民事的な交流の発展を促進する。これらは、特にベトナムが、世界貿易機関（WTO）、アジア太平洋経済協力（APEC）、ASEAN 共同体など多くの多国間の国際機構の加盟国になり、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、ベトナム・欧州連盟の自由貿易条約（EVFTA）、ベトナム・ユーラシア関税同盟自由貿易協定（VN-EAEU-FTA）、そしてハーグ国際私法会議（HccH）の幾つかの条約のような、二国間、多国間条約である貿易条約、国際私法条約、新時代の自由貿易条約に参加している背景において意義があるだろう。

上記の全面的・基本的な改革により、2015年民法は、ベトナムの民事法の制定及び整備の歴史において、重要な里程標となっている。これは民事的な交流における自然人・法



人の行為を定型化し、9,400万人のベトナム国民及び約50万のベトナムの経済組織だけではなく、ベトナムとの民事、商事関係を有する外国人、外国企業の人格権及び財産権をより良く保護する。2015年民法は基本的に国際慣習に適合し、ベトナムが国際約束を実施するための好調な法的環境を作り、国際経済「競争場」における国家及び各企業の競争力を向上させる。2015年民法の新規定は、ベトナムの経済発展のための資源を効果的に調達・分配・使用することに資する。2015年民法が、厳格に施行され、運用された暁には、第12会期党大会が決議した「国際統合及び社会主義市場経済に従う国家の迅速で頑丈な発展」に対して多大な貢献を実質的に上げることができる<sup>180</sup>。

しかし、国際取引を規律するために、民法の他にも、多くの特別法がある。それぞれの特別法には例外的な抵触規範が定められている。国際取引を規律する抵触規範が多くの法律に散在していることが原因となり、民法の規定と異なる規定、むしろ民法の基本原則と矛盾する規定が存在している。特別法において、一般法と異なる例外的な規定が置かれるのは、ある意味で当然のことである。しかし、一般法の基本原則に反する規定であれば、適切ではないであろう。ベトナムの国際私法に関する統一法律を制定する立法の動きが始まっているので、準拠法に関する規定が整理されることが期待される。ベトナムにおいて判例が法源として認められたことから、今後は、判例を通じた裁判所の解釈も重要な参考になってくると思われる。しかし、ベトナムの判例は、最高人民裁判所によって「判例」と認められ、かつ公表されたもののみが、法源としての「判例」として看做されるため、判例の蓄積は迅速には進まないと思われる。下級の裁判所の裁判例には不統一な点が多く、それ程は良い参考とはならないかもしれない。このような状況においては、本報告書で述べた国際取引に関する準拠法の規定実態及びその解釈が、参考になれば幸甚である。

---

<sup>180</sup> 司法省「2015年の民法の基本的内容（専門的研修資料）」2016年、10-11頁

## 主な参照法一覧

### 1. 1980年ベトナム社会主義共和国憲法（抄）（筆者の仮訳）

#### 第2章 経済制度

##### 第15条

ベトナム社会主義共和国は、小規模生産が行き渡る経済の社会から社会主義へと直進し、資本主義段階を飛び越えて、現代的な工業・農業、先進的な文化及び科学技術、強固な国防、文明的で幸福な生活のある社会を建設する。

ベトナム社会主義共和国の経済政策の目的は、社会主義的集団民主制度及び現代的な科学技術に基づき、止まることなく生産を発展させ、社会労働効率を高めことにより、社会のますます増えていく物質的且つ文化的な需要にますます更に応えられることである。

##### 第16条

社会主義への過渡期の中心的な任務は我が国の社会主義を工業化することである。

国家は、農業及び軽工業を発展させ、全国の工業を農業と組み合わせて、工業・農業の仕組みの構成に基づき、重工業の発展を合理的に優先し、中央経済を建設しながら、地方の経済を発展させ、統一的な国民経済枠組みに中央経済と地方経済を組み合わせ、生産力の発展を社会主義生産関係の設立及び整備と組み合わせ、経済を国防と組み合わせ、社会主義精神に基づき社会主義共同体における兄弟国との協力・相互支援関係を強化し、同時に独立・主権の相互尊重、平等及び相互の利益の尊重を基盤とし他国との経済関係を発展させる。

##### 第17条

国家は、国民が生産資材及び労働力、生産及び分配、科学及び技術に関する集団的所有権を十分に行使できるように制度を規定し、その必要な措置を施行し、経済発展事業を全国民の事業とする。

##### 第18条

国家は、生産関係の革命を行い、非社会主義的経済セクターを案内・使用及び変更し、生産資材に関する社会主義的所有制度を設立し、強化し、全国民所有に属する国営経済セクター及び労働人民の集団所有に属する合作社経済セクターという主な2つのセクターからなる国民経済を構成することを目指す。

国営経済は国民経済において主導的な役割を持ち、優先的に発展させられる。

## 第 19 条

土地、森林、山、川、湖、坑道、地下・海域・大陸棚にある天然資源、国営の工業・農業・林業・漁業・商業の企業、銀行及び保険組織、公共施設、線路・陸上・内陸水路・航海・航空システム、堤防及び他の重要な灌漑施設、国防施設、通信連絡・送信・放送・電影システム、科学技術研究施設、文化及び社会施設、法が国家のものであると規定する他の財産は全て、全国民の所有に属する。

## 第 20 条

国家は、共同計画に基づいて土地を統一的に管理し、土地が合理的、節約的に使用されることを確保する。

土地を使用している団体及び自然人は、法の規定に従い、その使用を継続し、労働結果を享受することができる。

土地を使用している団体又は自然人は、土地を保護し、補修し、国家の政策および計画に従い、使用する責任を負う。

農業及び林業のための土地は、権限を有する国家機関の許可がない限り、他の目的に使用してはいけない。

## 第 21 条

国家は、外貿及び外国との経済関係の全てにつき、独占権を有する。

## 第 22 条

各国営経済組織は、国家計画の方針、任務に従い活動し、経済会計制、所長制及び個人責任制を実施し、商品の質、役務の質及び経済効果を向上させ、節約をし、国家及び企業の業績を確保し、国家財産を厳密に保全し、工員・職員の勤務条件及び生活を改善することに力を尽くす。

## 第 23 条

国家は合作社の経済を案内し、かつその発展を支援する。

合作社及び労働人民の他の団体組織の財産は、国家により法に従い保護される。

合作社は、国家及び地方の方針、任務、計画に従い、生産の連続的発展及び社会主義生産関係を保護し、社員の収入を高め、その生活を改善し、国家に対する義務を履行し、同時に合作社の財産を増やす。

合作社の管理に関する社員の集団的所有権は尊重され、かつ更に発展されなければならない。

社員家族の補助経済は、国家により認められ、保護される。

#### **第 24 条**

国家は、自然人の農民、工芸従事者及び他の個別労働者に対して、集団的事業に移動し、生産合作社並び任意の原則に従う合作及び他の互助の形式を組織することを激励し、案内し、かつ支援する。

小規模販売の者は、生産、又は他の適切な仕事への移動を案内され、かつ支援される。

法は、農業、小工業、手工業、美術工芸、役務分野において許可される個別労働の範囲を規定する。

#### **第 25 条**

ベトナム社会主義共和国においては、封建地主及び買弁資本の経済施設は賠償されずに国有化される。

#### **第 26 条**

国家は、都市及び農村における資本主義的経済セクターに対し、適切な価値により社会主義的改造を行う。

#### **第 27 条**

国家は、合法的収入、節約財産、住宅、生活用品、個別労働を許可される場合における生産道具につき、国民の所有権を保護する。

法は国民の財産相続権を保護する。

#### **第 28 条**

国家は、共同利益のために本当に必要な時、自然人、団体の財産に対し、賠償のある買取、収用、又は差押えをすることができる。

買取、収用、差押えの方法は法において規定される。

#### **第 29 条**

国家は、経済・文化の発展及び国防の強化の要求に基づき、全国、地方及び組織毎に、労働力を分配し、かつ合理的に利用させる。

#### **第 30 条**

国家は、国民に対し、社会主義を建設するための節約を教育し、且つ呼びかけ、全ての経済活動及び国家管理における労働力、物資及び資本の使用を厳密に規定し、検査する。

### **第 31 条**

国家及び各経済組織は、能力に基づく稼働・労働に基づく受領という原則を適用し、国民経済の発展に伴い社会福祉をますます増加していく。

### **第 32 条**

国家は、社会主義的競争運動を強化するために、労働組合及び他の人民団体と協力し、政治教育、労働規律の尊重を物質的利益による激励と組み合わせる。

### **第 33 条**

国家は、統一的計画に従い、国民経済を指導し；国家計画を作成し、実施するために、各級・各産業・各基礎単位及び自然人の責任精神を高評し、その自主性及び独創性を発揮させる；国民経済が全面的、均整的、頑丈に、早く、効果の高い発展をすることを確保する為に、国家の労働力、天然資源、及び技術的物質的インフラの全てを調達する。

### **第 34 条**

国家は社会主義的大規模産業になるように社会産業を組織し；经济管理システムを建設し、連続的に整備させ；社会主義の経済原則を正しく運用し；民主集中原則並びに、産業分野に基づく管理と地方及び領域に基づく管理との結合原則を適用し；国家、団体の利益と労働者の利益を組み合わせ、経済法を制定し且つその遵守を確保する。

### **第 35 条**

買い占め、備蓄、不法経営、市場を混乱させること、国家計画の破壊、汚職、窃盗、賄賂、又は蕩尽、無責任を行い、国家及び国民の利益に深刻な損害を加える全ての活動は、法により厳密に処分される。

### **第 36 条**

国家機関、企業、合作社、人民武装単位及び国民は、各天然資源の源を保護・改造・再生し、生活環境を保護し且つ改善する政策を実施する義務を有する。

## 2 1992 ベトナム社会主義共和国憲法

### 2-1 1992 ベトナム社会主義共和国憲法（抄<sup>181</sup>）（筆者の仮訳）

#### 第2章 経済システム

##### 第15条

国家は、社会主義指向に従い、国家管理のある市場仕組みに基づき、多様な構成要素のある商品経済を発展させる。多様な構成要素の経済機構は、全人民所有、集団所有、私人所有の制度に基づき、様々な生産・経営組織の各形態を有するが、そこにおいて全人民所有及び集団所有がその土台となる。

##### 第16条

国家経済政策の目的は、人民を豊かにし、国を強くし、ますます増加する人民からの物質的・精神的要望に応え、多様な形態の下での各経済構成要素（国営経済・集団経済・個人経済、私人資本経済及び国家資本経済）のあらゆる生産能力を解放し、あらゆる潜在能力を促進させるという考えに基づき、物質的・技術的基盤の建設や、世界市場との間での、経済・科学・技術協力及び交流の拡大を推進することである。

##### 第19条

国営経済は、強化・発展されており、とりわけ、主要な専門分野において、国民経済の主導的な役割を果たしている。

国営経済の組織は、生産、経営につき、自主権を有し、生産、経営の効果を確保する。

##### 第21条

個人経済と私人資本経済は、生産と経営の組織形式を選択でき、国家の福祉や人民の生活に利益を与える職業分野においては、活動規模を制限せず企業を設立できる。

家族経済は、発展を奨励される。

##### 第25条

国家は、外国の各組織及び自然人が、ベトナムの法律、国際法及び国際通例に基づき、ベトナムに資本、工業技術を投資することを奨励し、外国の各種組織及び自然人の資本、財産に対する合法的な所有権及び他の各種権利を保障する。

外国の投資資本のある企業は国有化されない。

---

<sup>181</sup> 2001年の改正で対象となった条文のみを掲載する。

国家は、海外定住ベトナム人がベトナムに投資できるように良好な条件を講じる。

## **2-2 1992年ベトナム社会主義共和国憲法（2001年一部改正）**

JICA「ベトナム六法」([https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_03.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_03.pdf))

## **3 2005年民法**

JICA「ベトナム六法」

([https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_17.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_17.pdf))

## **4 2015年民法**

JICA「ベトナム六法」([https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_60.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_60.pdf))